

令和5年度補助金等交付要綱一覧表

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 総務課									
天草地区保護司会補助金	罪を犯した人々の更生と犯罪のない明るい社会づくりを推進する。	天草地区保護司会	1 保護司法(昭和25年法律第204号)第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整 2 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集 3 保護司の職務に関する研究及び意見の発表 4 保護司の職務に関する研修 5 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝 6 保護司の人材確保の促進に関する活動 7 その他地域福祉に関する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
熊本検査審査協会天草支部補助金	検査審査制度の普及及び発展を図る。	熊本検査審査協会天草支部(以下この項において「協会」という。)	1 協会の計画策定 2 検査審査制度の調査、研究及び建議並びに広報活動 3 協会の会員の研修	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
天草市自衛隊家族会補助金	自衛官募集事務の協力体制の強化を図る。	天草市自衛隊家族会(以下この項において「自衛隊家族会」という。)	1 自衛隊家族会の計画策定 2 自衛隊家族会の各分会及びその会員との連絡調整 3 自衛隊家族会の会員の研修 4 防衛思想の普及及び高揚 5 自衛隊員の募集及び退職者の就職活動の支援 6 自衛隊の諸行事に対する協力 7 殉職隊員及び物故隊員の遺族に対する援護 8 上部団体関係団体等の事業への協力	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		年度末		
■ 防災危機管理課									
熊本県消防協会天草支部補助金	防火及び防災活動を推進する。	熊本県消防協会天草支部	1 防火及び防災の訓練並びに啓発活動 2 消防団員の研修活動 3 消防関係団体との連携に関すること。 4 その他防火及び防災に関すること。	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
防災活動活性化事業補助金	地域防災力の向上を図ることを目的に、自助・共助の取り組みを推進し、地域防災活動の活性化を図る。	自主防災組織 団体	1 自主防災組織の更なる組織率向上のため、新規結成に必要な経費 2 自主防災組織の活動活性化を図るため、防災資機材等の必要経費 3 自主防災組織において、防災リーダーとしての活躍が見込まれる者が、防災士の資格を取得するために負担した費用 ただし、防災士認証登録が完了した者とする。 4 地域防災リーダー(防災士)のスキルアップのため必要な経費	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額(上限50,000円/1団体) ※自主防災組織への補助は3年に1回とする。ただし、防災士資格取得費用については毎年交付対象とする。 ※団体が行う地域防災リーダー(防災士)のスキルアップのために行う事業については毎年交付対象とする。	事業実施前	経費内訳等	事業の完了の日から起算して30日を経過する日(防災士資格取得費用を除く)又は当該年度末のいずれか早い日	1 設立届、規約(新規設立団体) 2 事業の実施が確認できる書類	詳細については、「防災活動活性化事業補助金交付要領」に基づく。
水難救済会救難所補助金	水難予防及び水難による安全を促進する。	熊本県水難救済会に所属し、天草市に事務所を置く救難所	1 水難救助への出動活動 2 水難救済に従事する救難所員の訓練及び教育 3 水難救済に要する設備及び資材の整備並びに維持補修 4 水難の予防啓発活動	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
■ 情報政策課									
地域情報化事業	地域の活性化を図っていく上で重要な、光インターネット環境の整備を促進する。	電気通信事業者	天草市内において、光インターネット環境の整備が進まない地域で、光インターネットの提供に必要な施設及び設備を整備し、光インターネットサービスを提供する事業	(補助対象経費) (1) 施設・設備費 ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費 (ア) 光変換装置 (イ) 光成端架 (ロ) 線路設備(中継装置及び分岐装置を含む。) (ハ) 送受信装置 (ニ) ヘッドエンド装置 (ホ) 無線アクセス装置 (ヘ) 鉄塔 (コ) 局舎施設 (ケ) 外構施設 (ク) 電源供給施設 (ク) 構内伝送路 (シ) 管理測定装置 イ アに掲げるもののほか、附属施設の設置に要する経費 ウ 附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) イ 附帯工事費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業の概要及び要領に定める添付書類 2 光ファイバ整備計画 3 工事概要書 4 見積書 5 その他参考資料	事業終了後速やかに	1 支出総括表及び支出内訳書 2 業者からの請求書又は同額収書の写し 3 完成写真 4 実施した事業の概要が把握できる図面等 5 整備エリア図面 6 用地付近の見取り図、光系統図、ラック実装図、局舎等施設内レイアウト図、システム系統図等その他の必要図面 7 光ファイバケーブルの整備表	詳細については、「天草市情報通信基盤整備事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 地域政策課									
移住・定住促進対策事業	空き家等情報バンクに登録してある空き家を利用して、定住を促進し人口の増加及び地域の活性化を図る。	空き家等情報バンクに利用希望登録し、本市以外から本市の空き家等に転入し、過去に本市に居住したことがない者。または、過去に本市を転出し、5年以上経過した者。	【定住促進奨励金】 補助対象者に該当する転入世帯に対して奨励金を交付する。	(補助額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は200,000円、1人の場合は100,000円とし、予算の範囲内で交付する。 奨励金は、1定住世帯につき1回限りとし、移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)との併給は認めない。 (交付方法) 次のいずれかに該当する場合は、補助額に相当する額の市内で使用できる商品券を交付するものとする。 ・令和2年5月1日より前に転入し、同年9月1日以降に申請したとき ・令和2年5月1日以降に転入したとき	本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内の期間(申請期間)の末日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)	(1) 申請者の誓約・承諾書 (2) 世帯全員の分の住民票の写し (3) 世帯全員の分の戸籍の附票等 (4) 納税証明書等 (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し	-	-	詳細については、「天草市移住・定住促進支援補助金交付要領」に基づく。
		空き家等情報バンクに登録してある空き家を所有している者又は購入及び賃借した者	【空き家活用事業費補助金】 補助対象者が行う、空き家の給排水施設、風呂、台所、便所、屋根等改修及び家財道具の搬出、処分	(補助対象経費) 左記の改修等に係る費用 (補助率等) 補助対象経費の2分の1以内で、100万円を上限(御所浦地域(御所浦島、牧島及び横浦島)の空き家については補助対象経費の3分の2以内で150万円を上限)として、予算の範囲内で市長が定める額とする。 ただし、家財道具の搬出、処分のみの場合は補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。	事業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)見積書の写し (4)図面及び現況写真 (5)誓約・承諾書 (6)所有者等が確認できる書類又は確認書 (7)住民票の写し (8)納税証明書等 (9)契約書の写し	完了の日から起算して30日以内又は3月15日(その日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)まで	(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)請求書及び領収書の写し (4)施工中及び施工後の写真等	詳細については、「天草市移住・定住促進支援補助金交付要領」及び「熊本県御所浦地域空き家物件改修事業補助金交付要領」に基づく。
	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。)から本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図る。	移住元が東京23区に在住者又は通勤・通学者(直近10年間で通算5年以上)で、令和元年10月16日以降に本市に移住し、次のいずれかを満たす者。 (1) 県が支援金の対象としてマッチングサイト(ワンストップジョブサイト)に掲載している求人の就業先に就業した者 (2) 県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者 (3) 地方創生テレワーク交付金を活用せず自己の意思により移住し、テレワークにて移住元での業務を引き続き行う者 (4) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者	【移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)】 支給対象者に該当する転入世帯に対して移住支援金を交付する。	(支援額) 定住世帯の構成員が2人以上の場合は1,000,000円、1人の場合は600,000円とし、予算の範囲内で交付する。 支援金は、1定住世帯につき1回限りとする。 【子育て加算】 18歳未満の世帯員に対し、1人100万円を支給(人数の上限なし)	本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内の期間 ※対象期間の末日が3月1日から3月31日となる場合は、2月28日まで、それ以外の場合は対象期間の末日(それらの日が休日の場合は、その前日までの休日でない日とする。)	(1) 提示により申請者の本人確認ができる書類(写真付き身分証明書等) (2) 申請者の誓約・同意書(様式第1号別紙1) (3) 本市に転入後の世帯全員の分の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し (4) 移住元での居住地、在住期間(移住直前5年分)を確認できる世帯全員の分の書類(移住元の住民票の附票の写し、戸籍の附票等) (5) 市税等の滞納がないことが確認できる世帯全員(18歳以上)の分の書類(納税証明書等) (6) 前各号に掲げるもののほか、各区分に応じて市長が必要と認める書類	-	-	支援金の申請日から5年以内に本市から転出した場合など、返還の要件あり。 詳細については、「熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「天草市移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)交付要領」に基づく。
地域おこし協力隊活動推進事業	天草市地域おこし協力隊活動推進事業	協力隊員	【地域おこし協力隊員活動支援助成金】 協力隊員が行う地域協力活動	(助成対象経費) 協力隊員が行う地域協力活動のために必要とする経費	事業実施前		年度末		詳細については、「天草市地域おこし協力隊員活動支援助成金交付要領」に基づく。
特定地域づくり事業	特定地域づくり事業協同組合の円滑な事業の推進により、各種産業の人手不足の解消を図る。	協同組合の代表者	【特定地域づくり事業推進交付金】 法第2条第3項に定める特定地域づくり事業協同組合が行う、法第2条第4項に定める特定地域づくり事業	補助対象事業に要する経費のうち、別途定める「天草市特定地域づくり事業推進交付金交付要領」に定める額	事業実施前	特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支予算書、事業計画書	事業完了後30日以内又は交付決定のあった年度終了後速やかに	特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支決算(見込)書、事業報告書	詳細については、「天草市特定地域づくり事業推進交付金交付要領」に基づく。
地方バス路線運行維持対策事業	地域において生活交通に必要なバス運行の確保を図る。	乗合バス事業者	【地方バス運行特別対策補助金】 天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領(以下「国要綱」という。))第10条の規定により補助金の交付対象となった系統を除き運行される乗合バス運行事業 (補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで	(補助対象経費) 補助対象運行系統ごとの補助対象経常支出(下記の式により計算して得られた額)と経常収入の差額の合計額 補助対象期間の補助対象事業者のバス事業の経常支出 / 当該系統の補助対象期間の乗車全走行キロ × 当該運行系統の補助対象期間における乗車走行キロ(天草市内に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運行計画書	11月15日	地方バス運行特別対策補助金交付申請書	詳細については、国要綱及び「天草市地方バス運行特別対策補助金交付要領」に基づく。
地域公共交通運行事業	御所浦地域における生活交通手段の確保を図る。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号の一般乗合自動車運送事業又は同法第21条第2号の規定による乗合許可を有する第3条第1号の一般貸切旅客自動車運送事業を営業者	【御所浦地域乗合自動車運行補助金】 補助対象者が行う、御所浦地域における乗合自動車運行事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、第2土曜日及び第4土曜日の運行は、補助対象外とする。)	(補助対象経費) 1 補助対象期間における乗合自動車の運行に係る経費から収益額を差し引いた額 2 収益額は、乗車運賃に乗車人数を乗じた額とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 停留所及び運行時刻を示した運行計画書 2 停留所の位置及び運行経路を示した地図 3 補助対象期間における運行に係る経費及び収益見込額を算定した計算書	年度末	御所浦地域乗合自動車運行状況報告書及び収益金総括表	詳細については、「天草市御所浦地域乗合自動車運行補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限 事業実施前	申請 添付書類等 運行計画書	実績報告書 提出期限 11月15日	実績報告 添付書類等 天草市生活交通路線維持対策補助金交付申請書	備考
			【生活交通路線維持対策補助金】 天草市内において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第10条の規定により補助金の交付対象となった系統として運行される乗合バス運行事業 (補助対象期間) 前年10月1日から9月30日まで	(補助対象経費) 国要綱第6条第1項の規定により算定される補助対象経費から、国要綱第12条及び熊本県の定める要項により算定される補助金の額を差し引いた額(天草市に係る分) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額					詳細については、国要綱及び「天草市生活交通路線維持対策補助金交付要綱」に基づく。
天草エアライン運航対策事業	天草エアラインの安定運航を維持し、天草地域の振興を図る。	天草エアライン株式会社	【天草エアライン機材維持費補助金】 天草エアラインの機材維持事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで	(補助対象経費) 1 航空機の重整備に係る経費 2 航空機のランディングギアの交換に係る経費 3 航空機のフロベラの交換及びオーバーホールに係る経費 4 航空機の機体構造検査に係る経費 5 航空機のエンジンの整備に係る経費 6 その他航空機の整備に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	機材整備等計画書	年度末	1 整備又は部品等取付完了を確認する書類 2 整備又は部品購入等契約書等の写し 3 整備又は部品購入等に係る費用の額を確認する書類	詳細については、「天草エアライン機材維持費補助金交付要領」に基づく。
	天草エアラインの利用促進を図る。	天草エアライン株式会社	【天草エアライン利用促進補助金】 天草エアラインの利用促進及び新たな利用者の掘り起こしに係る事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年3月31日まで	(補助対象経費) 1 天草市民で天草エアラインを利用していない人等への運賃助成に係る経費 2 天草市内の小学校、中学校及び高校の児童又は生徒を対象にした体験授業に係る経費 3 天草市出身者が利用した場合のふるさと割引に係る経費 4 その他の利用促進策として市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	利用促進事業計画書	事業終了後速やかに	1 利用者名簿又は利用者が分かる書類 2 対象事業ごとに経費が分かる書類	詳細については、「天草エアライン利用促進補助金交付要領」に基づく。
天草エアライン経営安定化事業	天草エアラインによる運航の維持確保を図る。	天草エアライン株式会社	【天草エアライン運航維持確保補助金】 天草エアラインの事業継続に対する支援 (補助対象期間) 令和5年4月から翌年3月までの各月で、以下の算出方式により得られた額の合計額 旅客単価×提供座席数×(実利用率-利用率) ※実利用率は平常時(H27~H29)の3か年平均利用率 (補助額) 対象経費の2分の1の額に負担割合を乗じて得た額	11月30日	(1)感染予防対策等報告書 (2)応援金の額の算定根拠を記した書類 (3)その他参考資料	年度末	(1)感染予防対策等報告書 (2)応援金の額の算定根拠を記した書類 (3)その他参考資料	詳細については、「天草エアライン運航維持確保補助金交付要領」に基づく。	
			【天草エアラインDX推進事業補助金】 天草エアラインの経営効率化・経営基盤の強化を図るための支援 (補助対象経費) 国の交通DX-GXによる経営改善支援事業に係る経費のうち事業者負担分 (補助額) 対象経費の2分の1の額に負担割合を乗じて得た額	11月30日	(1)DX推進事業計画書 (2)その他参考資料	年度末	(1)DX推進事業の完了が確認できる書類 (2)DX推進事業に要した費用の額が確認できる書類 (3)その他参考資料	詳細については、「天草エアラインDX推進事業補助金交付要領」に基づく。	
御所浦定期航路振興事業	御所浦地域において住民生活に必要な定期航路に係る運賃負担を軽減することにより、住民の福祉の向上を図る。	御所浦地域の港を発着地とする航路事業者	【御所浦定期航路運賃割引事業補助金】 補助対象者が行う、御所浦地域の定期航路に係る運賃負担の軽減を目的に実施される事業 (補助対象経費) 御所浦定期航路の旅客及び車両運賃 (補助額) 運賃割引補てん費に、利用人数及び利用台数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	航路事業者の会計年度における直近の運賃収益及び利用実績表	年度末	利用人員及び利用台数を証明する書類	詳細については、「天草市御所浦地域定期航路運賃割引事業補助金交付要領」に基づく。	
御所浦定期航路運航対策事業	御所浦地域において生活に必要な海上交通の確保を図る。	市内に事務所を有する海上タクシー航路事業者等	【御所浦・水俣航路対策事業補助金】 御所浦町の本郷港、嵐口港及び横浦港と水俣市の水俣港とを結ぶ航路を運航する事前予約制の乗合海上タクシー運航事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日まで	(補助対象経費) 1 乗合海上タクシーの運航経費から収益額を差し引いた額、運航に伴い必要となる事務経費及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費(1往復当たり15,500円とする。)から収益額を差し引いた額については、1日当たり46,500円を上限とする。 3 収益額は、乗船運賃に乗船人数を乗じた額とする。 4 乗船運賃は、乗船場所及び距離にかかわらず、1回の乗船につき大人(12歳以上の者をいう。)については1,000円、小人(6歳以上12歳未満の者をいう。)については500円とする。 5 運航に伴い必要となる事務経費の額は、別に定める算出方法により算出した額を上限とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	補助対象期間における運航経費及び乗船料金計算書	年度末		詳細については、「御所浦・水俣航路乗合海上タクシー運航補助金交付要領」に基づく。
		市内に事務所を有する旅客定期船運航事業者	【御所浦・三角航路対策事業補助金】 生活交通の確保に必要な定期航路で、御所浦地域と三角港とを結ぶ航路を運航する旅客定期船運航事業 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日まで	(補助対象経費) 1 旅客定期船の運航経費から収益額を差し引いた額及び市長が特に必要と認める経費 2 運航経費は、運航にかかる総費用のうち天草市龍ヶ岳町の小屋河内港から宇城市の三角港までの距離により得た按分値をかけた算出した額とする。 3 収益額は、天草市龍ヶ岳町の小屋河内港から宇城市の三角港までの運賃及び他自治体からの補助金等の収入とする。 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	運航計画書、補助対象期間における運航経費及び運賃計算書	年度末		詳細については、「御所浦・三角航路旅客定期船運航補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
牛深・蔵之元航路維持確保支援事業	牛深・蔵之元航路の安定運航を維持し、天草地域等の振興を図る。	牛深・蔵之元航路を運航する定期航路事業者	【牛深・蔵之元航路交通基盤維持特別対策事業補助金】 船体の維持に最低限必要となる船舶検査費用に対する支援	(補助対象経費) (1) 船舶の主機関の検査に係る経費 (2) 船舶の発電原動機の検査に係る経費 (3) 船舶の減速機、中間軸受の検査に係る経費 (4) 船舶の補助器の検査に係る経費 (5) 前各号以外の船舶の検査に係る経費 (補助額) 予算の範囲内において定める額	11月30日	機関部等分割検査計画書	年度末	(1)検査又は部品等取付完了を確認する書類 (2)検査又は部品購入等契約書の写し (3)検査又は部品購入等に係る費用の額を確認する書類	詳細については、「牛深・蔵之元航路交通基盤維持特別対策事業補助金交付要領」に基づく。
■ まちづくり支援課									
まちづくり推進交付金事業	住民が主体的に行う自治活動、地域コミュニティの活性化及び住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 (補助額) 各協議会の区域に係る人口及び高齢化率、管轄する面積を基準として算出した額を予算の範囲内で交付する。	事業実施前	事業ことの収支予算書	事業終了後速やかに	事業ことの収支決算書	詳細については、「まちづくり推進交付金交付要領」に基づく。
まちづくりチャレンジ支援交付金事業	住民が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域の自立及び個性ある生き生きとした地域づくりの推進を図る。	1 天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会 2 1を構成する地区振興会 3 2を構成する任意の地域づくり団体 4 行政区	1 地区振興計画に基づく事業 2 まちづくり計画に基づく事業 3 地域の課題解決及び活性化のために行う公益的な事業	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費 (補助率及び補助限度額) 1 地区振興計画推進事業 補助率 1年目:90%以内 2年目:70%以内 3年目:50%以内 (ただし、1年目に基礎的な事業を行い、2年目から経費を要する本格的な事業に着手する場合には、1年目:70%以内 2年目:90%以内 3年目:50%以内とすることができる。) 補助限度額 1年毎:100万円 2 まちづくり計画推進事業 補助率 100%以内 補助限度額 1年目:150万円 2年目:120万円 3年目:90万円 3 地域自治活動支援事業 補助率 80%以内 補助限度額 20万円 (交付期間) 1事業当たり3年を限度とする。ただし、地域自治活動支援事業については1年を限度とする。	事業実施前	地区振興計画推進事業及びまちづくり計画推進事業については下記の添付書類を求める。 1 まちづくり計画または地区振興計画 2 予算に係る見積書 3 後年度分(当年度含み4箇年)の収支予算書 4 事業実施スケジュール 5 交付金終了後の活動計画 6 実績資料(2年目以降のみ)	事業終了後速やかに	事業の経過及び成果を証する書類等	詳細については、「まちづくりチャレンジ支援交付金交付要領」に基づく。
自治公民館等整備費補助金	自治活動の振興を図る。	自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成を行う団体	補助対象者が行う、自治公民館の新築、購入、増築、改築、移築及び改修と駐車場の整備並びに運動広場の造成	(補助対象経費) 対象事業の実施に要する経費で事業費が30万円を超えるもの (補助率及び限度額) 事業費に100分の90を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、250万円を限度額とする。ただし、行政区が統合する際の自治公民館の新築については、750万円以内の額をもって補助金の額とする。	事業実施前	1 工事見積書の写し 2 平面図 3 配置図及び付近見取図 4 立面図(新築のみ) 5 駐車場及び運動広場については、用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し 6 工事契約書の写し(契約後速やかに) 7 整備対象の現況写真	事業終了後速やかに	1 整備対象のしゅん工写真 2 請求書又は領収書の写し	詳細については、「天草市自治公民館等整備補助金交付要領」に基づく。
ふるさと応援交付金事業	住民が主体となった地域づくり活動を支援していくことにより、地域の更なる活性化を図る。	天草市まちづくり協議会の登録に関する要綱の規定により登録されたまちづくり協議会又は協議会を構成する地区振興会	まちづくり協議会、地区振興会が実施する事業	(補助対象経費) 1 まちづくり協議会又は地区振興会の運営及び事業の実施に要する経費 2 後年度の運営及び事業のために積み立てる経費 (補助額) 天草市ふるさと応援寄附条例に基づき、まちづくり協議会又は地区振興会を指定して寄附された寄附金の額	ふるさと応援寄附金の収入後速やかに		年度末	基金調書	詳細については、「天草市ふるさと応援交付金交付要領」に基づく。
防犯灯整備事業	地域の安心と安全を確保する。	市内の行政区	【防犯灯設置費補助金】 補助対象者が行う防犯灯の整備	(補助対象経費) 防犯灯の設置経費 (補助額) 1 電柱共架の場合は上限23,000円 2 自立柱の建柱による場合は上限70,000円	事業実施前	1 見積書の写し 2 設置予定箇所図	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 完成写真	詳細については、「天草市防犯灯設置費補助金交付要領」に基づく。
交通安全協会補助金	交通安全意識の高揚及び地域住民の交通安全の確保を図る。	1 天草地区交通安全協会 2 牛深地区交通安全協会	1 交通安全運動の推進 2 交通安全思想の高揚 3 交通安全施設の清掃 4 街頭交通指導 5 運転経歴証明書の発行	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 運転経歴証明書発行に係る手数料(発行手数料×人数分) 4 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業内容の分かる資料(総会資料等)、前年度の運転免許証返納者数及び運転経歴証明書発行数	年度末	事業報告書及び決算書、運転経歴証明書発行実績数	
防犯対策事業	市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。	防犯ボランティア団体、自治会、学校PTA及びこれらに準じる団体	【防犯カメラ設置補助金】 補助対象者が行う、地域の安心・安全と犯罪の未然防止を図るための防犯カメラの整備に係る事業	(補助対象経費) 防犯カメラ購入及び設置に係る経費 (補助額) 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、100,000円を上限とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 防犯カメラの仕様書／カタログ 3 設置予定箇所図 4 設置場所の現況写真	事業終了後、速やかに	1 領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の現況写真 3 防犯カメラで撮影した画像	詳細については、「天草市防犯カメラ設置費補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
防犯協会補助金	犯罪のない明るく住みよい地域社会をつくる。	1 天草地区防犯協会 2 牛深地区防犯協会	補助対象者が行う、防犯意識の高揚及び市民生活の安全の確保を図るための活動	(補助対象経費) 1 安全安心な地域づくりのための経費 2 青少年の健全育成及び非行防止のための経費 3 覚せい剤等薬物乱用防止のための経費 4 暴力追放の推進のための経費 5 その他団体の設立目的を達成するための経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業内容の分かる資料(総会資料等)	年度末	事業報告書及び決算書	
■ 男女共同参画課									
男女共同参画推進事業	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民に対し、研修費用の一部を補助することで、地域の核となるリーダー(人材)を育成する。	男女共同参画の研修に意欲を持って参加する市民	【男女共同参画リーダー育成補助金】 1 県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業 2 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 参加負担金及び旅費 (補助額) 補助対象経費の額(国又は県からの補助金等がある場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を差し引いた額)の2分の1以内とし、1人当たり50,000円を限度とする。	研修参加前	開催要項、参加決定が確認できる書類	事業終了後速やかに		
出会いの縁事業	未婚の男女に対して、多様な視点から学ぶセミナーの開催や交流の場を提供し、お互いを尊重し支え合うパートナーづくりを支援することで、男女共同参画社会の実現に寄与する。	補助対象団体は、次の全てに該当する団体とする。ただし、宗教活動、政治活動、若しくは選挙活動を目的とする団体等、又は公益を害するおそれのある団体等は、補助金の交付の対象としない。 1 結婚のための活動を支援及び推進する団体 2 天草市内に事務所又は事務所機能を有する拠点がある団体 3 市内で活動し、かつ、3人以上で構成されている団体	【出会いの縁事業補助金】 1 補助対象事業は、18歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する講演会、イベント、交流会等(以下「交流イベント等」という。)とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とすること。 (2) 参加者の募集は、広域的に公募することとし、男女同数を目標に募集すること。 (3) 原則として、市内の施設や地域資源を活用し実施すること。 (4) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと思われる内容を含まないこと。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。 (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの (2) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの (3) 交付決定時において既に事業に着手しているもの (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの (5) 主たる目的が営利事業と認められるもの (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第71号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの (7) その他市長が補助金を支出することにつき、不適当と認めるもの	(補助対象経費) 1 報償費 2 消耗品費 3 燃料費 4 印刷製本費 5 通信費 6 広告料 7 保険料 8 使用料及び賃借料 9 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) 1回5万円を限度とし、1年度につき10万円を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約、定款、会則等	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書等の支払いが確認できる書類の写し 詳細については、「天草市出会いの縁事業補助金交付要領」に基づく。	
市民活動推進事業	公益団体の自立促進を図るとともに、市民及び市との協働のまちづくりを推進する。	次の全てに該当する団体 1 市内に事務所又は事務所機能を有する拠点があること 2 団体の活動範囲に天草市が含まれること 3 特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体にあつては、規約、会則等で団体の運営方法等が決められており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと 4 5人以上で構成されている団体であること	【市民活動支援事業補助金】 補助対象となる市民活動団体が行う事業(主に天草市内で実施されるものに限る。)、次に掲げる事業を対象とする。 1 スタート事業 市民活動団体が、活動意欲の向上や基盤づくりのために行う公益的な事業 2 ジャンプアップ事業 1年以上活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業 (補助対象外事業) 1 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とする事業 2 事務所等の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とする事業 3 団体の主たる活動とは関係ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業	(補助対象経費) 人件費及び備品購入費の補助対象経費は、それぞれ補助対象経費総額の2分の1の額を超えないものとする。 1 人件費 2 報償費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費) 5 役務費(通信費、手数料、保険料) 6 使用料 7 原材料費 8 備品購入費 9 その他(市長が必要と認める経費) (補助額) (1)補助対象経費の4分の3以内(2年目は2分の1以内)の額とし、予算の範囲内とする。 (2) スタート事業は上限20万円、ジャンプアップ事業は上限100万円とする。 (補助回数) 1団体に対し1会計年度1回限りとし、継続して行う場合は2年を限度として補助を受けることができる。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 規約、定款、会則等	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書等の支払いが確認できる書類の写し 詳細については、「天草市市民活動支援事業補助金交付要領」に基づく。	
天草人権擁護委員協議会補助金	基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及及び高揚を図る。	天草人権擁護委員協議会(以下この項において「協議会」という。)	人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第17条第1項に規定する任務を遂行するために要する協議会の運営	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 前年の9月末日における市の住民基本台帳人口(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号))に5円を乗じて得た額と市の人権擁護委員数に10,000円を乗じて得た額の合計額以内とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに	天草人権擁護委員協議会会則	年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ スポーツ振興課									
総合型地域スポーツクラブ支援事業	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを育成することで、生涯スポーツ社会の実現を図る。	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブが行う活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	実施要項等	年度末	1 事業経費の実績がわかるもの 2 活動状況写真	
競技スポーツ推進事業	陸上競技者の育成及び強化並びに競技人口の底辺拡大の推進並びに見るスポーツを通して市民スポーツの振興及び地域の活性化を図る。	熊日駅伝大会に出場する天草市チーム選手団及び(株)熊本日日新聞社	【熊日駅伝大会補助金】 1 熊日駅伝大会出場に係る活動 2 熊日駅伝大会開催に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役員費、使用料又は賃借料、大会参加費、選手強化費、負担金 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
	広く市民の間にスポーツを普及し、健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、豊かな市民生活の進展に寄与する。	(一社)天草市スポーツ協会及び加盟する競技団体	【県民体育祭出場補助金】 1 熊本県民体育祭の出場に係る活動 2 熊本県民体育祭の出場に向けた選手強化に係る活動	(補助対象経費) 旅費、需用費、役員費、使用料又は賃借料、大会参加費及び選手強化費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 出場状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
	スポーツの国際大会等への出場を目指す本市出身選手の競技力向上と併せてスポーツ選手の指導者養成を図る。	(一社)天草市スポーツ協会	【トップアスリート育成事業補助金】 (一社)天草市スポーツ協会が選考した指定選手及び指導者育成の活動	(補助対象経費) (1)旅費(交通費、宿泊費等) (2)需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等) (3)役員費(通信運搬費、保険料、手数料等) (4)使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等) (5)負担金(受講料等) (6)大会参加費 (7)選手強化費 (8)受講料(受講費用、受講時の資料等) (9)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (補助額) (1)指定選手及び、指導者のうち日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度のコーチ3・4、教師及び上級教師の資格を取得するものは、(一社)天草市スポーツ協会が補助する額の1/2とし、1人当たり上限を5万円とする。 (2)指導者のうち日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度のコーチ1・2の資格を取得するものは、受講費用及び資料等に係る額の1/2とし、1人当たり上限を2万5千円とする。	審査会終了後速やかに	対象者名簿等	3月31日	1 事業経費の領収証 2 大会、強化練習会及び講習会等の資料 領」に基づく。	
	本市において普及していないスポーツを対象に、競技の定着と普及振興を図り、地域活性化につなげる。	1 本市において競技人口が少なく、市民に広く普及していない競技を行う者で構成するスポーツ団体。 2 その他、市長が特に認めるスポーツ団体。	【スポーツステップアップ支援事業補助】 1 天草市民に定着していないスポーツ定着化の取組み 2 市民の健康づくりを促進する取組み 3 障がいのある人が参加できるスポーツの取組み 4 天草の海洋資源等を活用したスポーツの取組み 5 市外から訪れる人との交流につながるスポーツの取組み 6 地域産業と連携したスポーツの取組み 7 スポーツを活かした青少年育成につながる取組み 8 スポーツを活かした天草の自然環境保全につながる取組み 9 上記のほか、地域の特色を活かした先進的なスポーツの取組み	(補助対象経費) 対象事業に直接要する経費。 (補助率及び補助限度額) 1 補助率 基準補助率 50% ※補助対象事業実施項目3項目 さらに補助対象事業項目を1項目実施する毎に5%加算し上限を80%とする。 2 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。 補助金限度額 1年目:500千円、2年目:350千円、3年目:150千円。 ただし、対象事業において、出場選手または参加者が100人を超えるスポーツの競技会、若しくはスポーツ大会を開催する場合には、1年目:750千円、2年目:500千円、3年目:250千円 (補助期間) 3年を限度。	事業実施前	スポーツステップアップ支援事業計画書	事業終了後速やかに	1 スポーツステップアップ支援事業報告書 2 事業の経過・成果を証する書類等	詳細については、「スポーツステップアップ支援補助金交付要領」に基づく。
スポーツ大会等開催事業	交流人口の増加と地域の活性化及び国際交流と競技力の向上に寄与する。	天草宝島国際トライアスロン大会実行委員会	【トライアスロン大会補助金】 天草宝島国際トライアスロン大会の開催に係る運営費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	
	マラソン大会等の開催により、交流人口の増加及び地域の活性化並びに青少年健全育成を図る。	各大会実行委員会	【マラソン大会等補助金】 天草で開催される次のマラソン大会等の運営費 (1)鳥峠ハノラマウォーク (2)倉岳えびすマラソン大会	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	大会要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 大会成績等実績がわかるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	スポーツ大会開催により、スポーツの振興と地域活性化を図る。	市内の住民もしくは(一社)天草市スポーツ協会に加盟する競技団体が構成員となる実行委員会等	【スポーツ大会開催補助金】 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会開催事業	(補助対象経費) 1 報償費(謝金等) 2 旅費(交通費、宿泊費等) 3 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 4 役員費(手数料、通信運搬費、保険料、広告料等) 5 使用料及び賃借料(物品・会場・車両借上料、通送料、駐車料等) 6 その他市長が適当と認めるもの ※食糧費(役員・審判・補助員用の弁当代お茶代除く。)、賞品代及び温泉使用料は対象外とする。 (補助額) 総事業費から繰越金及び会費等の収入を控除した額又は補助対象経費総額のいずれか低い額の2分の1の額(その額が10万円を超えるときは、10万円)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、本市以外の団体等からの補助、協賛等により総事業費に不足が生じない場合は交付しない。	事業実施前	大会要項等	事業終了後1月以内	1 事業経費の領収書 2 開催事業実施状況写真 3 参加者名簿 4 大会成績	詳細については「天草市スポーツ大会開催補助金交付要領」に基づく。
子どもスポーツ推進事業	市民の競技力向上、スポーツ人口拡大、専門的指導者及びスポーツクラブ育成補助	(一社)天草市スポーツ協会及び加盟する競技団体	【スポーツ教室・講習会開設補助金】 補助対象者が実施するスポーツ教室又はスポーツ講習会の開催に係る経費	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施要項等	事業終了後速やかに	1 開催事業実施状況写真 2 開催資料等実績がわかるもの	
	御所浦地域振興策の一環として、児童の社会体育クラブ選択の機会を保障する。	保護者会	【御所浦地域社会体育クラブ送迎費用補助金】 御所浦地域内の社会体育クラブへの児童送迎のため定期船又は海上タクシーを利用する事業	(補助対象経費及び補助額) 御所浦地域内の社会体育クラブへの児童送迎のため利用した定期船及び海上タクシー料金とする。ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は5,500円を上限とする。	事業実施前	活動計画書	事業終了後速やかに	1 定期船及び海上タクシーの運航日、寄港地、利用者数等の実績が分かる書類 2 交付要領第6条に掲げる補助対象経費の支払いを証明する書類 3 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	詳細については、「御所浦地域社会体育クラブ移動支援補助金交付要領」に基づく。
スポーツ協会補助金	(一社)天草市スポーツ協会の運営を支援することで、社会体育の振興を図る。	(一社)天草市スポーツ協会	(一社)天草市スポーツ協会の運営費	(補助対象経費) 事務局の運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	総会資料	年度末	事業経費の実績がわかるもの	
スポーツコミッション推進事業	各種大会及び合宿を誘致し、交流人口の増加による地域活性化を図る。	各種大会及び合宿の主催者等	【大会等誘致推進事業】 市内の宿泊施設(研修施設及び合宿所を除く。)に延べ25人以上の宿泊を伴う大会等の開催	(補助対象経費) 1 大会等の参加者に係る宿泊費 2 大会等の事業運営費及び事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会等経費の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 宿泊延べ人員に1人当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、1,000,000円を上限とする。 補助対象経費が、上記の額に満たない場合は、当該経費を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、同一科目による同一期間の合宿については、1団体とみなす。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類	詳細については、「大会等誘致事業補助金交付要領」に基づく。
	市外からの誘致を伴うスポーツ大会の開催により、交流人口の増加による地域活性化を図る。	市内の住民もしくは(一社)天草市スポーツ協会に加盟する競技団体が構成員となる実行委員会等	【スポーツ大会等事業規模拡大補助金】 1 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会のうち、新規に開催するスポーツ大会(既存のスポーツ大会においては直近の大会における大会関係者の延べ宿泊者数が25人に満たない大会で、市内の宿泊施設(研修施設や合宿所は除きます。))にスポーツ大会の関係者が延べ25人以上宿泊する大会等の開催 2 補助対象者が含まれる団体が市内で実施するスポーツ大会のうち、既存のスポーツ大会において、直近の大会における関係者の延べ宿泊者数が25人以上あったものについては、市内の宿泊施設(研修施設や合宿所は除きます。))に直近の大会を上回る人数のスポーツ大会関係者が宿泊する大会等の開催	(補助対象経費) 1 需用費(賞杯等)※優勝、入賞等の褒賞品として参加者(団体)に授与されるもので、次の大会以降に持ち回りができるもの 2 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助金の額は、対象経費の購入にかかる費用で5万円以内とする。	事業実施前	市内宿泊施設への予約が確認できる書類等	事業終了後1月以内	市内宿泊施設への宿泊が確認できる書類等	詳細については「天草市スポーツ大会等事業規模拡大補助金交付要領」に基づく。
健康福祉政策課									
民生委員児童委員活動推進事業	民生委員及び児童委員の活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	天草市の区域ごとに組織する単位民生委員児童委員協議会	【民生委員協議会補助金】 1 民生委員児童委員協議会活動の推進 2 民生委員児童委員の研修	(補助対象経費) 報酬、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、負担金補助金及び交付金 (補助額) 1 250,000円 + 5,800円 × 委員数 2 50,000円 + 6,800円 × 委員数 1、2の算定基準により算出した額を基に予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
戦傷病者・戦没者遺族等支援事業	戦没者遺族の福祉の向上を図る。	天草市内の遺族等で組織する遺族会	【遺族会補助金】 1 熊本県遺族連合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業 2 その他当該団体の活動	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から前年度繰越金及び会費等を控除した額又は補助対象経費のいずれか低い額(千円未満切り捨て)とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	総会終了後速やかに		年度末	1 熊本県遺族連合会が実施する熊本県戦没者追悼式参列事業に係る領収書の写し 2 天草市の区域ごとに組織する遺族会への配分を証する書類の写し	
	原水爆禁止運動の浸透及び原爆被害者の健康管理を図る。	天草市原爆被害者の会	【原爆被害者の会事業補助金】 1 原水爆禁止の講習会及び研修会の開催 2 原爆被害者の健康診断の実施 3 天草郡市原爆死没者慰霊式典の実施	(補助対象経費) 1 事業運営費 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 総事業費から前年度繰越金及び会費等を控除した額又は補助対象経費のいずれか低い額(千円未満切り捨て)とし、上限150,000円(千円未満切り捨て)とする。	総会終了後速やかに		年度末		
天草市福祉基金助成金交付事業	創意及び工夫を凝らした自主的な福祉活動を促進し、地域福祉の増進を図る。	民間団体、企業及び住民組織	補助対象者が行う、自主的な福祉活動で次に掲げる事業 1 ボランティア活動の促進に寄与する事業 2 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業 3 障がい者の社会参加及び自立促進に寄与する事業 4 児童福祉の向上に寄与する事業 5 上記に掲げるもののほか、地域福祉の増進に寄与する事業	(補助対象経費) 報酬、報償費、旅費、需用費(懇親会経費等の食糧費を除く。)、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 ただし、福祉基金事業を実施することにより得られる収入で支出できる費用は除く。 (助成金の額) 1 対象経費の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。 2 1により難しい事業の性格上、特別な事情がある場合は定額補助とし、300,000円を限度とする。 3 市長が特に必要と認める場合は、500,000円を超えて交付することができる。	事業実施前(9月末日まで)	1 定款、寄附行為、規約又は会則 2 役員名簿又は会員名簿 3 従前から実施している事業内容がわかる資料 4 申請事業の詳細がわかる資料	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 成果物の写真、パンフレット等実績のわかるもの 2 領収書等支払いを証明する書類	詳細については、「天草市福祉基金助成金交付要領」に基づく。
地域医療対策事業	市内の医療機関等において不足している看護師等を確保し、地域医療の向上及び地域包括ケアシステムの推進を図る。 ※看護師等とは医療機関等において雇用する有資格者をいう。	市内の医療機関等及び支援団体 ※医療機関等とは病院、診療所、介護保険施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める事業所をいう。 ※支援団体とは医師会、看護協会、特別養護老人ホーム連絡協議会、介護老人保健施設事業所協議会、居宅介護支援事業者連絡協議会及び介護サービス事業所連絡協議会をいう。	【看護師等確保対策事業補助金】 次に掲げる看護師等の確保対策に係る経費に対する補助事業とする。ただし、同一補助対象者の申請は年度1回とする。 1 補助対象者が他の機関が実施する就職説明会へ参加する際に係る経費 2 補助対象者が行うWebサイトへの広告掲載等に係る経費 3 補助対象者が合同で実施する就職説明会、研修会等(共催も含む)に係る経費 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金(他の機関が実施する就職説明会への参加経費)等) (補助額) 1、2 対象費用の3分の1の額(上限20万円) 3、4 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	実施内容が確認できる書類(実施要項等)	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 事業経費実績のわかるもの 2 事業状況写真 補助金交付要領	詳細については、「天草市看護師等確保対策事業補助金交付要領」に基づく。
	補助対象者が行う医師確保に係る費用の支援を行うことにより、地域医療体制の安定を図る。	市内の医療機関(市立病院を除く)のうち、地域周産期中核病院又は救急告示病院の指定を受けた医療機関	【医師確保支援事業補助金】 補助対象者が恒性的に継続する医師不足を解消するため、次に掲げる診療科の医師を非常勤医師として、他の医療機関から招へいるための旅費に対する補助事業とする。(産婦人科及び小児科については、地域周産期中核病院に限る。) (1) 産婦人科 (2) 小児科 (3) 麻酔科	(補助対象経費) 補助対象者が招へいする医師が勤務する医療機関と当該補助対象医療機関との間で移動するために必要なタクシー借上料、車賃、航空運賃等 (補助金の額) 年間に要する補助対象経費の2分の1の額とする。	事業実施前	1 補助対象医師が招へい元の医療機関の該当診療科に勤務していることを証明する書類 2 年間勤務予定表 3 1往復あたりの旅費所要見込額を確認する書類	事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度末のいずれか早い日	1 補助対象医師の勤務実績を証明する書類 2 補助対象者が支出した補助対象医師に係る旅費相当額の支出状況を確認する書類	詳細については、「天草市医師確保支援事業補助金交付要領」に基づく。
	交通費補助を行うことにより、帰院の際の交通手段の確保及び医師不在時間の短縮を図る。	救急搬送の際、海上保安庁ヘリ等に搭乗する医師が所属する医療機関	【ヘリ救急搬送支援事業補助金】 海上保安庁ヘリ及び防災消防ヘリ、並びに陸上自衛隊ヘリ(以下、「海上保安庁ヘリ等」という。)による救急搬送へ医師が搭乗した際の帰院に係る交通費を補助	海上保安庁ヘリ等に搭乗した医師が、搬送先病院から搬送元病院まで帰院する際の交通費(実費)の全額	事業終了後速やかに	領収書又はその写し	-		詳細については「天草市ヘリ救急搬送支援事業補助金交付要領」に基づく。
	あまくさメディカルネットワークで使用される機器の整備を促進し、天草地域における医師確保、医療機関の連携強化及び地域医療の充実を図る。	天草郡市医師会	【あまくさメディカルネットワーク端末機器整備事業補助金】 あまくさメディカルネットワークの支援に関する協定書に基づき、参加医療機関があまくさメディカルネットワークで使用される機器の購入等に係る経費	(補助対象経費) 1 天草市内に所在する医療機関で新たにあまくさメディカルネットワークに参加する医療機関にあって、当該医療機関内に設置する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費 2 一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター(「天草地域医療センター」という。)において、健康診断等の情報を関係医療機関に送信するシステムを導入する際に使用する機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の購入費 3 天草地域医療センターに設置する診療情報活用システム及び医療連携システムに必要な機器(ハード、ソフト)の更新費 4 天草市内に所在する医療機関で既にあまくさメディカルネットワークに参加している医療機関にあって、当該医療機関内に設置している機器(パソコン、高精細モニタ及びセキュリティ関連)の更新費 (補助額) 上記1及び2 補助対象経費の全額(1医療機関あたりの上限231千円)とする。 上記3及び4 予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 機器を設置する医療機関名及び配備台数一覧 2 機器購入等見積書	事業終了後速やかに	1 機器配備完了を確認する書類 2 機器購入等契約書等の写し 3 機器購入等に係る経費の額を確認する書類	詳細については、「あまくさメディカルネットワーク端末機器整備事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	社会福祉協議会の運営	(補助対象経費) 社会福祉協議会の職員の人件費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	4月30日		年度末		詳細については、「天草市社会福祉協議会補助金交付要領」に基づく。
地域福祉推進事業	社会福祉協議会が行うボランティア活動事業を支援し、市民のボランティア活動の育成を図る。	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	【ボランティア活動事業補助金】 社会福祉協議会が行うボランティア活動事業で次に掲げる事業 1 天草市ボランティアセンターの運営費 2 協議会が定めるボランティア活動推進事業助成金交付要項及びボランティア協力事業助成金交付要項に基づき実施する助成に要する経費	(補助対象経費) 1 天草市ボランティアセンターの運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 天草市社会福祉協議会が実施する助成に要する経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	5月31日		翌年度の4月30日		詳細については、「天草市ボランティア活動推進事業補助金交付要領」に基づく。
■ 福祉課									
障がい者福祉サービス施設通所等支援費	御所浦地域住民の負担軽減及び障がい者(児)支援の充実を図る。	御所浦町から障がい者福祉サービス施設を利用する障がい者(児)及び付添者	御所浦地域に居住する障がい者(児)が、島外の社会福祉施設等に通所する際に負担する給費を助成する事業	通所の利用1回につき1,100円(御所浦地域と本渡港を結ぶ航路を利用した場合にあっては1,720円)を上限とする。	翌年度の4月10日(その日が休日に当たるときは、その日以降に到来する休日でない最初の日)	1 市が発行する福祉サービス受給者証又は通所受給者証の写し 2 船賃に係る領収書	-		詳細については、「天草市障がい者福祉サービス施設通所支援事業実施要領」に基づく。
障がい者等関係団体支援費	障がい者の社会参加の促進と福祉の向上を図る。	1 天草市身体障害者福祉協議会 2 天草市視力障害者福祉協会 3 天草市聴覚障害者福祉協会 4 天草郡市地域精神障害者家族会 5 白い雲の会 6 天草小鳩会 7 ひだまりの会 8 その他市長が必要と認める障がい福祉団体	1 団体の運営補助事業 2 団体が実施する事業(障がい者の福祉の増進を図る事業に限る。) 3 その他市長が特に必要があると認める経費	(補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象額のうち、いずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	総会終了後速やかに		年度末		
生活困窮者自立支援事業	離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少により、離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就業機会の確保に向けた支援を行う。	次の要件のいずれにも該当する者 (1)イ) 離職等又は口) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者。 (2)イ) 申請日において離職等の日から2年以内であること又は口) 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。 (3)イ) 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと又は口) 申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること。 (4) 世帯の収入の合計額が収入基準額以下であること。 (5) 世帯の金融資産の合計額が基準額×6(ただし100万円を超えない)以下であること。 (6) 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 (7) 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。 (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。	【住居確保給付金】 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれのある者を対象として家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を行う。	下記の限度額を上限として、月ごとに支給する。ただし、月の世帯の収入が下記の基準額を超え、収入基準額未満の場合については、次の数式により算定された額とする。 支給額＝基準額＋実際の家賃額－収入額 (限度額) 単身世帯 33,000円/月 2人世帯 40,000円/月 3人～5人世帯 43,000円/月 6人世帯 46,000円/月 7人以上世帯 51,000円/月 (基準額) 単身世帯 78,000円/月 2人世帯 115,000円/月 3人～7人世帯 140,000円～275,000円/月 (収入基準額) 基準額＋家賃額(上記限度額を上限) ※支給期間は、原則3ヶ月とし、一定の要件を満たす場合には、申請により3ヶ月ごとに2回(最長9ヶ月)まで延長することができる。 ※支給期間が終了後、一定の要件を満たす場合には再支給することができる。 ※支給方法は、住宅の賃貸又は買主から委託を受けた事業者に口座振込とする。	随時受付が可能であるが、原則申請月の月末に当月支払う家賃分から支給するたため新規の申請については毎月月初までとする。	1 住居確保給付金支給申請書 2 住居確保給付金申請時確認書 3 入居住宅に関する状況通知書 4 本人確認書類の写し 5 離職状況等に関する申立書又は就業機会の減少に関する申立書、その他離職等又は就業機会の減少が確認できる書類の写し 6 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し 7 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し 8 建物賃貸借契約書、使用許可書(公営住宅の場合)の写し	支給決定日から1ヶ月以内、以後毎月5日まで	(1) 求職活動等状況報告書 (2) 職業相談確認票 (3) 常用就職活動状況報告書 (4) 常用就職(常用就職した場合のみ)	詳細については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」及び「住居確保給付金の支給に係る事務の手引き」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 子育て支援課									
保育対策総合支援事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【保育対策総合支援事業補助金】 1 障害児受入促進事業 2 保育補助者雇上強化事業 3 保育体制強化事業 4 安全対策事業 5 ICT化推進事業	(補助対象経費) 1 障害児受入促進事業 保育所等で障がい児の受入促進事業を実施するために必要な改修費等 2 保育補助者雇上強化事業 保育補助者等の雇上げのために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等 3 保育体制強化事業 保育支援者の配置に要する費用 4 安全対策事業 送迎用バスへの安全装置整備に要する費用 5 ICT化推進事業 業務のICT化等を行うためのシステム導入に要する費用 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。雇上強化事業を実施する私立幼稚園については、天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要領による額とする。	事業実施前	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「天草市幼稚園業務補助者雇上補助金交付要領」に基づく。
放課後児童健全育成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【放課後児童健全育成事業補助金】 1 放課後児童クラブ環境整備事業(放課後児童クラブの施設整備備品購入等に係る費用を補助) 2 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブの障がい児受入れ、利用者の送迎、運営支援事業(賃借料補助等)に係る費用を補助) 3 小規模放課後児童クラブ支援事業(児童数が19人以下の小規模な事業所に対する補助) 4 放課後児童支援員等処遇改善等事業(放課後児童支援員等の処遇改善等に係る費用を補助) 5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業(支援員の周辺業務を行う職員の人件費補助) 6 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) 【放課後児童クラブ整備補助金】 子ども・子育て支援整備交付金整備事業(放課後児童クラブの創設、改築、及び修繕等の整備に係る費用を補助)	(補助対象経費) 国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 国が定める「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき算定した額とし、予算の範囲内の額とする。	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要綱」、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」及び「熊本県放課後児童健全育成事業等補助金交付要領」に基づく。
地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【延長保育促進事業補助金】 1 延長保育事業(保育所の開所時間の前後に入所児童を預かる費用を補助) 【一時預かり事業補助金】 2 一時預かり事業(家庭内保育中の子どもを一時的に保育所等で預かる費用や、幼稚園終了後に入園児等を幼稚園で預かる費用を補助) 【病児・病後児保育事業補助金】 3 病後児保育事業(病気の回復期で保育が必要な子どもを一時的に保育所等で預かる費用を補助)	(補助対象経費) 国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき行う事業実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」の基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、国が定める「子ども・子育て支援交付金要綱」、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」及び「熊本県健康福祉補助金等交付要項」に基づく。
特別保育事業(単独事業)	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【障害児保育事業補助金】 1 特定障がい児保育事業(保育所での特定障がい児受入に係る費用を補助) 2 障がい児保育事業(保育所での障がい児受入に係る費用を補助) 3 軽度障がい児保育事業(保育所での軽度障がい児受入に係る費用を補助) 【保育所地域活動事業補助金】 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業	(補助対象経費) 障がい児の保育に必要な加配職員の雇用に要する費用 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 特定障がい児保育事業 220,000円×各月初日現在の障がい児数×入所月数 2 障がい児保育事業 110,000円×各月初日現在の障がい児数×入所月数 3 軽度障がい児保育事業 55,000円×各月初日現在の障がい児数×入所月数	2月末日	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	補助金実績精算書	詳細については、「天草市障害児保育事業補助金交付要領」に基づく。
				(補助対象経費) 育児講座、食育等の開催及び小学校低学年児童受入れの事業の実施に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。 (基準額) 1 育児講座・育児仕事両立支援に関する事業 1箇所上限200,000円(育児講座開催回数:5回未満10万円、5回以上20万円) 2 小学校低学年児童の受入れに関する事業 1箇所500,000円	事業開始後速やかに	補助金所要額調書	事業終了後1月以内	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
保育所運営職員研修補助金	保育所職員の資質の向上を図る。	天草市保育所連盟	【保育所連盟職員研修補助金】 1 保育事業の充実発展に関する事業 2 連盟の会員及び保育所の職員の資質向上に関する事業 3 連盟の会員相互の親睦に関する事業 4 共同事業の企画運営 5 関係諸団体との連絡及び協議	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
児童福祉施設等感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止と児童福祉施設等の継続的事業実施のための環境整備を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人	【保育所等代替保育実施事業補助金】 新型コロナウイルスの感染症により保育所等が臨時休園した場合の代替保育実施に必要な経費を補助	(補助対象経費) ① 新型コロナウイルス感染症の影響により保育士等が不足し、他の保育所等から保育士等の協力を得て、保育を実施した場合の、協力した保育所等への協力金 ②①で協力した保育士の代替保育終了時のPCR検査費用 (補助額) ①保育士1人1日につき20,000円 ②対象経費の実支出額と25,200円を比較し、少ない方の額	市が別に指定する期限	補助金所要額調書	事業終了後	1 補助金実績精算書 2 事業実施の確認ができるもの	詳細については、「新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園に伴う代替保育実施要領」に基づく。
放課後児童クラブ等利用料減免事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	1 市の区域内にある認可保育所を運営する社会福祉法人 2 その他市長が必要と認める子育て支援団体	【放課後児童クラブ等利用料減免事業補助金】 小学1年から6年までの児童で、「天草市就学援助に関する規則」に規定する援助費の支給対象となっている者の放課後児童クラブ等の利用料を減免する。	(補助対象経費) 放課後児童クラブ等が徴収する利用料のうち、減免対象保護者からの申請に基づき事業所が減免した額 (補助上限額) 1人1月 5,000円	市が別に指定する期限	補助金所要額調書	補助金請求時		詳細については、「天草市放課後児童クラブ等利用料減免事業補助金交付要領」に基づく。
子ども医療費助成事業	子ども・子育て支援の充実を図る。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の保護者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、市の住民基本台帳に記録されている者。 (2) 子どもが進学等の理由による転出で他市の住民基本台帳に記録されている場合であって、当該子どもを社会保険各法の被扶養者としている者。 (3) 子どもが進学等の理由による転出で他市の住民基本台帳に記録されている場合であって、当該子どもが他市の子ども医療の助成を受けていない者。	【子ども医療費助成事業補助金】 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)第2条に定義する医療費の一部負担金に対する助成	(補助対象経費) 子ども医療費の一部負担金 (補助額) 天草市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年天草市条例第130号)に準じて補助する。	診療月の翌月から1年	1 子ども医療費の一部負担金領収書の原本 2 子どもの健康保険証の写し 3 一部負担金助成額を振り込む保護者の口座の写し			詳細については、「天草市子ども医療費助成事業実施要領」に基づく。
子どもはぐみ応援事業	地域において子どもや子育て家庭を応援する活動を行う団体等を支援し、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを地域全体で支えるまちづくりをめざす。	対象となる事業を市内で実施する法人及び団体であって、次のいずれにも該当する者であること。 ・定款、会則等を備えていること。 ・明らかな会計、経理を実施、報告又は政治活動を目的とした法人、団体等でないこと。 ・法人、団体等の活動が公序良俗に反しないこと。 ・当事業において、本市から補助金、交付金、負担金を受けていないこと。	次のいずれかの事業を行う者 (1)子ども食堂ネットワーク支援枠 市内の子ども食堂等を組織化し、フードバンク熊本等からの食材等の受け取りや当該受け取った食材等の保管及び配分等を行うことで、子ども食堂等の負担軽減を図る活動 (2)いきいき体験・交流活動支援枠 ①地域住民と子育て家庭とのつながりを深め、家庭と地域の子育て力向上を図ることを目的とした活動 ②ひとり親家庭や養育に課題のある家庭、外国籍や父母のいずれかが外国人である家庭など、様々な困難を抱える家庭の子育て負担の軽減や当該児童の社会性を育むことを目的とした活動 (3)子ども食堂支援枠 子どもへの食事の提供にとどまらず、学習や多世代交流による地域コミュニティの場所として、定期的に開催される活動 (4)フードパントリー支援枠 経済的困窮や養育に課題がある子育て家庭に対し、定期的に弁当や食材の配付・配達を通じて、地域全体で子育て家庭と子どもの育ちを見守る活動	(補助対象経費) (1)の事業 報酬、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、修繕費、備品購入費、その他事業に必要な経費として市長が認めるもの (2)及び(3)並びに(4)の事業 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、その他事業に必要な経費として市長が認めるもの (補助限度額及び補助率) (1)の事業 上限:250万円(3年間) (2)の①に該当する事業 上限:20万円、補助率:1/2 (2)の②に該当する事業 上限:20万円、補助率:2/3 (3)及び(4)の事業 開設費:上限10万円 (継続して3年以上活動を継続する場合であって、開設初年度に限る。) 事業費:開設後3年度以内の団体であって、実施回数に応じ次のとおりとする。 年4~12回 上限5万円 年13~24回 上限10万円 年25~36回 上限15万円 年37回以上 上限20万円	年度開始後速やかに又は事業実施前		事業終了後速やかに又は年度末		詳細は、「天草市子どもはぐみ応援事業補助金交付要領」に基づく。
保育所等送迎用バス安全装置整備事業	子どもの送迎用バスへの安全装置の整備を支援し、送迎等における園児の安全確保を図る。	市の区域内にある保育所(認可外保育施設含む)、幼保連携型認定こども園及び放課後児童健全育成事業において送迎バスを運行する社会福祉法人等	【保育所等送迎用バス安全装置整備支援事業】 市の区域内にある保育所(認可外保育施設含む)、幼保連携型認定こども園及び放課後児童健全育成事業において送迎バスを運行する場合、その経費を助成する。	(補助対象経費) 送迎用バスに子どもの置き去り防止のための安全装置を装備するための経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ないほうの額とする。 (基準額) ※1台当たり 1 保育所(認可外保育施設を含む。) 175,000円 2 幼保連携型認定こども園 175,000円 3 放課後児童健全育成事業 88,000円	市が別に指定する期限	1 事業計画書及び事業実績報告書 2 収支予算及び決算書 3 請求書及び領収書の写し 4 安全装置等の仕様がわかる資料 5 設置した安全装置等の写真	事業終了後速やかに	※申請時に同じ	詳細については、「天草市保育所等送迎用バス安全装置整備支援事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
保育所等給食食料費高騰対策事業	原油価格高騰及び物価高騰による給食食料費の負担軽減を図るため、必要な費用を交付し、給食の質・量の維持を図る。	市の区域内にある認可保育所、認定こども園を運営する社会福祉法人及び私立幼稚園を運営する学校法人	【保育所等給食食料費高騰対策事業補助金】 物価高騰に伴う給食食料費の値上がりにより影響を受けている保育所等に対して、保護者や保育所等の負担軽減を図るために必要な経費を補助。	(補助対象経費) 補助等の高騰に伴う給食食料費の値上がり分 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、基準額と対象経費を比較して少ない方の額とする。 (基準額) 月額給食費×物価上昇率×毎月初日の園児数の各月の合計 (物価上昇率は10%とし、1人当たりの上限額470円/月とする)	市長が別に定める期日	1 基準額計算書 2 収支予算書 3 所要額調査書	事業終了後速やかに	1 実績計算書 2 収支決算書 3 清算書	詳細については、「天草市保育所等給食食料費高騰対策事業補助金交付要領」に基づく。 実績計算書は1月末時点及び事業完了後に提出することとする。
保育所等光熱費高騰対策事業	電力・ガス等の光熱費高騰の影響が生じている保育所等の負担を軽減し、安定した運営を確保する。	市の区域内にある認可保育所、認定こども園を運営する社会福祉法人及び私立幼稚園を運営する学校法人	【保育所等光熱費高騰対策事業補助金】 物価高騰に伴う光熱費の値上がりにより影響を受けている保育所等に対して、施設の負担軽減を図るために必要な経費を補助。	(補助対象経費) 令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に物価高騰の影響を受けている電気・ガス等の光熱費 (補助額) 定員19人以下 42千円 定員20人以上59人以下 140千円 定員60人以上 252千円 (補助対象経費) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に物価高騰の影響を受けている電気・ガス等の光熱費 (補助額) 定員19人以下 34千円 定員20人以上59人以下 113千円 定員60人以上 204千円	市長が別に定める期日	利用定員が確認できる書類	-	-	詳細については、「天草市保育所等光熱費高騰対策事業補助金交付要領」に基づく。
■ 高齢者支援課									
介護職員研修受講支援事業	介護及び福祉従事者の人材確保によるサービスの安定供給を図る。	介護職員初任者研修を修了した者で、市内の介護保険及び障害福祉サービス事業所に就業する者に対し、研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費)の支援を行う。	介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、市内の介護保険及び障害福祉サービス事業所に就業する者に対し、研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費)の支援を行う。	(補助対象経費) 研修課程の受講に要した費用(受講料及び教材費) (補助金の額) 補助対象経費と補助限度額50,000円とを比較して、低い方の額を補助する。	市長が別に定める期日	1 研修実施者が発行する受講料等の領収書又は受領を証明する書類 2 研修実施者が発行する修了証明書の写し	介護職員及び生活支援員として継続して3か月以上就業後速やかに	介護保険及び障害福祉サービス事業所が発行する就業証明書	詳細については、「天草市介護職員研修受講支援事業補助金交付要領」に基づく。
高齢者福祉関係団体運営事業	高齢者福祉の増進を図る。	1 天草市老人クラブ連合会 2 公益社団法人天草市シルバー人材センター	1 補助対象となる高齢者福祉関係団体の運営に要する経費 2 高齢者福祉関係団体が実施する高齢者の福祉の増進を図る事業に要する経費	(補助対象経費) 1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に定める経費 2 高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要領に定める経費及び牛深支部の運営に要する経費 3 市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに	規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定	事業終了後速やかに	-	詳細については「1 市町村老人クラブ活動推進事業補助金事務取扱要領に基づく。2 高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金交付要領に基づく。
公的介護施設等整備支援事業	地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業の推進を図る。	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う社会福祉法人、介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備を行う医療法人等	【公的介護施設等整備費補助金】 市町村整備計画に基づき行う、施設及び設備等の整備費等助成事業	(補助対象経費) 熊本県健康福祉補助金等交付要項(熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金)に定める経費 (補助額) 熊本県健康福祉補助金等交付要項(熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金)に基づき算定した額とし、予算の範囲内の額	事業実施前	1 事業計画書 2 開設予定施設の場所を示す地図 3 補助事業等に係る収支予算書	事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日	1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他事業実施を証明する書類(契約書、領収書、検査済証の写し、建物平面図、写真等)	詳細については、「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領」に基づく。
■ 健康増進課									
救急医療対策事業	休日及び夜間における診療体制を確保する。	県保健医療計画における天草二次救急医療施設	【病院群輪番制病院運営費補助金】 病院群輪番制病院の運営	(補助対象経費) 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) (補助額) 対象経費の実支出額と基準額(7,780円×病院の診療日数(内科・外科別)合計)のいずれか少ない方の額	年度開始後速やかに	事業支出計画明細書	年度末	1 実績明細書 2 患者数調べ	-
離島妊婦健康診査等交通費補助金	産婦人科医療施設のない離島地域における妊婦等の経済的負担を軽減し、妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	横浦高、牧島、御所浦島及び横島に住所を有する者で、妊婦の届出を行ったもの又は乳幼児健康診査を受ける乳幼児の保護者	市が交付する妊婦健康診査受診券を用いて受診する妊婦健康診査及び出産のための通院又は入院、産婦健康診査並びに乳幼児健康診査(以下「妊婦健診等」という。)の際に負担する船賃の助成	(補助対象経費) 離島から妊婦健康診査及び出産、産婦健康診査並びに乳幼児健康診査のために往復する船代(定期船、海上タクシーなど) (補助額) 妊婦健診等1回につき1,100円を上限とする。 本渡港を利用した場合は1,720円を上限とする。	妊婦健診等終了後6月以内	1 船賃に係る領収書の写し 2 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市離島妊婦健康診査等交通費補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
事業等の名称 母子保健事業	妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊婦の届出を行った者で、指定医療機関以外で妊婦健診を受けたもの	【妊婦健康診査費補助金】 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦に対して実施する健康診査(以下「妊婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額) 妊婦健診に要した費用とし、その費用が次の助成限度額を超えるときは、当該助成限度額とする。 (助成限度額) 1回20,520円、2回5,060円、3回7,530円、4回7,530円、5回5,060円、6回7,530円、7回5,060円、8回8,000円、9回5,060円、10回7,810円、11回6,750円、12回7,530円、13回5,060円、14回5,060円 ※1回20,520円のうち2,210円は、早産予防事業の産分泌物細菌検査とする。	妊婦健診終了後6月以内	1 妊婦健康診査受診票 2 妊婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市妊婦健康診査助成事業実施要領」に基づく。
子育て世代包括支援事業	産婦の産後うつ、新生児への虐待予防、健康管理及び母子保健の増進を図る。	本市に住所を有し、かつ、妊婦の届出を行った者で、産婦健診を受けたもの	【産婦健康診査費補助金】 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、産婦に対して実施する健康診査(以下「産婦健診」という。)に要する費用の助成	(補助対象経費及び補助額) 産婦健診に要した費用とし、その費用が1回5,000円の助成限度額(ただし、多胎児の場合2人目以降2,500円を加算する)を超えるときは、当該助成限度額とする。1回目は産後2週間、2回目は産後1か月とし、2回分を助成対象とする。	(指定医療機関の場合)検査を行った日の属する月の翌月10日まで (指定医療機関以外の場合)産婦健診終了後6月以内	(指定医療機関の場合)1 産婦健康診査受診票 2 委任払申請書 3 問診票 (指定医療機関以外の場合) 1 産婦健康診査受診票 2 産婦健診に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 問診票 4 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市産婦健康診査助成事業実施要領」に基づく。
	妊娠初期における妊婦に対して実施する産分泌物細菌検査及び歯科健康診査に要する費用を助成することにより、妊婦の感染症(絨膜羊膜炎及び歯周病)を早期に発見し、それらを要因とした早産による低体重児の出生を減少させることを目的とする。	本市に住所を有し、かつ、母子保健法第15条の規定による妊婦の届出を行った者	【早産予防検査費補助金】 妊婦健康診査1回目の産分泌物細菌検査及び妊婦の歯科健康診査に要する費用の助成	(補助対象経費) 妊婦健康診査1回目の産分泌物細菌検査の費用及び妊婦の歯科健康診査に要する費用 (補助額) (1) 妊婦健康診査における産分泌物細菌検査2,210円 (2) 妊婦歯科健康診査4,400円 (1)及び(2)の金額を上限に助成する。	検査終了後6ヶ月以内	(1) 妊婦歯科健康診査の結果が記載された受診票 (2) 歯科健康診査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 (3) 母子健康手帳の写し (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認められた書類	-	-	詳細については、「天草市早産予防対策事業実施要領」に基づく。
	妊婦を希望する夫婦の経済的負担の軽減を図る。	次の全ての要件を満たす者 (1) 夫婦のいずれか一方が天草市において住民基本台帳に記載されていること。 (2) 同一治療期間に他市町村の助成を受けていないこと。 (3) 夫婦の属する世帯全員が市税を滞納していないこと。 【一般不妊治療助成】 (4) 夫婦のいずれか一方が医療機関の医師に不妊症と診断されていること。 【生殖補助医療費助成】 (5) 医療機関の医師に生殖補助医療以外の方法によっては妊婦の見込みがないか若しくは極めて少ないと診断されていること。 【不育症治療費助成】 (6) 医療機関の医師に不育症と診断されていること。	【不妊治療費助成事業】 妊婦を希望する夫婦が行う医療保険適用の不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精等)に要する費用の自己負担金を助成 * 特定不妊治療については、移行期として、年度をまたぐ1回の治療については経過処置として、旧制度の助成金の対象とする。 1. 一般不妊治療助成 妊婦を希望する夫婦が行う人工授精治療に要する費用の助成 2. 生殖補助医療費助成 妊婦を希望する夫婦が行う生殖補助医療(体外受精又は顕微授精をいう、以下同じ。)に要する費用の助成 3. 不育症治療費助成 不育症に悩んでいる夫婦が行う不育症治療に要する費用の助成	(補助対象経費) 公的保険の適用対象となる不妊治療・不育症治療の自己負担費用。 (補助額) 1. 一般不妊治療 1回につき上限額 1万円 2. 生殖補助医療 1回につき上限額 10万円 3. 不育症治療 1年度につき上限額 15万円 その他の助成制度を受けた場合にはその助成金の額を控除した額とする。	4月から翌年2月診療分について、診療を受けた日、診療を受けた日、診療を受けた年度の属する年度の末日まで	【一般不妊治療費助成事業】 1 天草市一般不妊治療費助成事業申請(請求)書 2 天草市一般不妊治療費助成事業受診等証明書 3 一般不妊治療に係る領収書の写し 4 戸籍謄本または抄本(申請日より1か月以内のもの) 5 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類 【生殖補助医療費助成事業】 1 天草市生殖補助医療費助成事業申請(請求)書 2 天草市生殖補助医療費助成事業受診等証明書 3 生殖補助医療に係る領収書の写し 4 戸籍謄本または抄本(申請日より1か月以内のもの) 5 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類 【不育症治療費助成事業】 1 天草市不育症治療費助成事業申請(請求)書 2 天草市不育症治療費助成事業受診等証明書 3 不育症治療費に係る領収書 4 戸籍謄本または抄本(申請日より1か月以内のもの) 5 婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証する書類	-	-	詳細については、「天草市不妊治療費助成事業実施要領」に基づく。 「天草市不育症治療費助成事業実施要領」に基づく。
	新生児検査の普及啓発を進め、新生児の障がい等の早期発見と早期支援を図る。	本市に住所を有し、かつ、新生児検査を受けた新生児の保護者	【新生児検査費補助金】 新生児聴覚検査又は新生児マス・スクリーニング検査に要する費用	(補助対象経費) 1 新生児聴覚検査 自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)に要する費用 2 新生児マス・スクリーニング検査 熊本県が実施する先天性代謝異常等検査の採血に要する費用 一般社団法人日本小児先進治療協議会が実施するライソゾーム病検査に要する費用 (補助限度額) 1 7,000円を上限に助成 2 5,000円を上限に助成	(指定医療機関の場合)検査を行った日の属する月の翌月10日まで(ただし、検査結果が判明していない場合は、翌々月の10日まで) (指定医療機関以外の場合)新生児検査終了後6月以内	(指定医療機関の場合) 1 新生児検査受診票 2 委任払申請書 (指定医療機関以外の場合) 1 新生児検査受診票 2 新生児検査に要した費用の領収書の写し又は支払証明書 3 母子健康手帳の写し	-	-	詳細については、「天草市新生児検査費助成事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	里帰りした産婦が、里帰り先で天草島内の産科医療機関及び助産所等以外の事業所で産後ケアを受けられることができる体制整備を図る。	本市に住所を有する産婦で、出産日以後1年を経過しない者で、家族等から十分な育児、育児等の援助が受けられない状況であり、出産後の心身に不調がある者又は育児不安を抱えている者及びその乳児	【産後ケア費補助金】 産後ケアの提供は、産後ケアを提供している産科医療機関及び助産所等で、産後ケア及び乳児ケアを実施するとともに育児に資する指導等を行う。 (1)短期入所型ケア (2)通所型ケア (3)居宅訪問型ケア 母体ケア、乳児ケア及び今後の育児に資する指導等 (1)母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 (2)母親の心理的ケア (3)適切な授乳ができるためのケア (4)育児の手法についての具体的な指導及び相談 (5)生活の相談、支援 利用回数 (1)短期入所型ケア6泊以内 (2)通所型ケア3回以内 (3)居宅訪問型ケア3回以内	(補助対象経費) 産後ケアの実施に伴う費用 (補助額) 限度額 短期入所型ケア 日額 23,000円 通所型ケア、居宅訪問型ケア 1回 5,000円	申請書提出期限 利用した日の翌日から6か月以内	申請添付書類等 1 天草市産後ケア事業利用申請書 2 天草市産後ケア事業利用結果通知書 3 産後ケア事業利用変更(中止)申請書 4 産後ケア事業助成申請書 ・利用事業者が発行した領収書の写し ・母子健康手帳 5 産後ケア事業助成決定通知書	-	-	詳細については、「天草市産後ケア事業実施要領」に基づく。
子育て世代包括支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図る	(1)本市に住所を有する者 (2)妊婦が属する世帯全員が住民税非課税である者(同等の所得水準であると認められる者を含む) (3)審査のため、課税状況を確認することに同意した者 (4)産婦人科医療機関等の関係機関と本市が必要に応じて、妊婦健康診査の受診状況及び家庭の状況等妊婦に関する情報を共有することに同意をした者	【低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援補助金】 初回産科受診料の費用(産科医療機関において実施する妊婦判定に要する費用)の一部又は全部を補助する。	(補助対象経費) 初回産科受診料の費用 (補助額) 上限額 1回につき1万円	産科医療機関を受診した日の翌日から起算して1年以内	1天草市初回産科受診料交付申請書 2天草市初回産科受診料支援事業助成申請書兼委任状申請書 3天草市初回産科受診料支援事業請求書 4天草市初回産科受診料支援事業助成申請書 5妊婦が属する世帯の課税状況証明書類 6妊婦の有無がわかる書類 7領収書の写し又は支払い証明書	-	-	詳細については、「天草市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業実施要領」に基づく。
出産・子育て応援交付金事業	妊娠届や出産届を行った妊婦等に対し、経済的支援を実施することで、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備を図る。	天草市に住所を有する者 ・出産応援ギフト 妊娠届をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実が明らかなる者) ・子育て応援ギフト 出生した児を養育する者	出産応援ギフトは、妊娠届時の面談実施後に経済的支援として電子商品券を支給する。 子育て応援ギフトは、出産後の面談実施後に経済的支援として電子商品券を支給する。	(補助対象経費) 出産育児関連用品等の購入費用や子育て支援サービスの利用料 (補助額) 出産応援ギフトは、妊婦1人につき50,000円分、子育て応援ギフトは、対象児1人につき50,000円分を支給する。 原則電子商品券により給付する。	出産応援ギフトについては、妊娠中 子育て応援ギフトについては、原則として出産後4か月以内	1 天草市出産応援ギフト申請書 2 天草市子育て応援ギフト申請書 3 天草市出産・子育て応援ギフト支給に係る申立書 4 妊娠中の方へのアンケート 5 出産後の方へのアンケート	-	-	詳細については、「天草市出産・子育て応援ギフト支給事務実施要領」に基づく。
予防接種事業	造血細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)及び抗がん剤治療や臓器移植等により、定期接種で得られた免疫が消失し、再接種が必要と医師に判断された方を対象に再度予防接種を受ける際の接種費用を助成することで経済的負担の軽減を図る。	造血細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)及び抗がん剤治療や臓器移植等により、定期接種で得られた免疫が消失し、再接種が必要と医師に判断された方 対象年齢:20歳未満	【造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成金】 治療前・定期予防接種で受けた予防接種のうち医師が必要と認める予防接種の再接種費用の助成	(補助対象経費) 予防接種を受ける際の接種費用 (補助額) (1) 医療機関に支払った再接種料金 (2) 天草市が定める定期予防接種料金 (1)または(2)のうち少ない額	事業実施前	1 造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成対象認定申請書、医師の意見書、母子健康手帳の写し 2 造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成申請書、領収書、母子健康手帳等再接種の履歴が確認できる書類の写しまたは予防接種予診票の写し	-	-	詳細については、「天草市造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成事業実施要領」に基づく。
骨髄移植ドナー助成事業	骨髄等移植ドナーの負担軽減と職場理解を促進することにより、ドナー登録者の拡大と骨髄などを提供しやすい環境の整備を図る。	(ドナー) 骨髄又は末梢血幹細胞の提供者 (事業所) ドナーが勤務する国内の事業所で、骨髄等を提供した日から引き続き雇用していること	【骨髄移植ドナー助成金】 ○ドナーへの助成 骨髄等の提供に係る通院・入院・面談等に要した日数(有給休暇等の取得日を除く)に対する助成金 ○事業所への助成 ドナーとなった従業員に対し、骨髄等の提供に要した日に有給休暇等を付与した事業所に対する助成金	(補助額) ○ドナー 対象日数(有給休暇等取得日を除く)に2万円を乗じて得た額(上限10日) ○事業所 有給休暇等を付与した対象日数に1万円を乗じて得た額(上限10日)	骨髄等の採取が完了した日の翌日から起算して1年以内	1 助成金交付申請書 2 骨髄バンクが発行する証明書 3 (ドナー)本人確認書類 3 (事業所)ドナーとの雇用関係が確認できる書類	-	-	詳細については、「天草市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要領」に基づく。
■ 市民環境課									
狂犬病予防事業	飼い犬・飼い猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、周辺に対する危害及び迷惑を防止し、動物愛護及び管理についての意識の高揚を図る。	一般社団法人熊本県獣医師会天草支部	【飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術補助金】 一般社団法人熊本県獣医師会天草支部が実施する飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術助成事業	補助金の額は市長が定める額とする。	事業実施前	1 実施予定動物病院一覧 2 誓約書	事業終了後速やかに	飼い犬・飼い猫避妊去勢手術実施連名簿	詳細については、「天草市飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術の補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
住宅用太陽光発電システム等設置推進事業	環境問題についての市民意識の高揚に努め、低炭素社会の実現を目指すとともに、新エネルギーを積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進める。	市内にある既存の住宅(店舗などとの併用住宅を含む)もしくは新築の住宅に対象システムを設置する人、または同システムが設置してある建売住宅を購入する人で、これらの住宅に居住する人。ただし、単身赴任等のやむを得ない事由により、実績報告書の提出日において対象システムを設置した住宅に住所を有しない者は、自らと同一生計にある者が同住宅に居住していること。	次の要件を満たす事業 【住宅用太陽光発電システム設置事業】 (1)太陽電池出力が2kW以上であること (2)屋根、壁、地上等(以下、「屋根等」という。)に設置する太陽電池モジュールで発電した電気が、住宅(店舗との併用住宅を含む。)において消費され、連系する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること (3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の規定による10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の認定を受けたもの。 (4)未使用品であること(中古は対象外) 【蓄電システム設置事業】 (1)蓄電容量が2kWh以上であること (2)国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの (3)住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充電するもの (4)未使用品であること(中古は対象外)	(補助対象経費) 補助対象システムを構成する機器等の設置に係る費用 (補助額) 【太陽光発電システム】 1件あたり50,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 【蓄電システム】 1件あたり50,000円。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、100,000円とする。 (交付方法) 補助額に相当する額の市内で使用できる商品券を交付するものとする。	3月10日までの庁内日 (事業実施前)	要領の規定による必要書類	年度末	要領の規定による必要書類	詳細については「天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実施要領」に基づく。
テレビ共同受信施設改修事業	テレビ受信のための共聴組合における受信施設において、老朽化による大規模な施設更新や落雷等の自然災害における大規模な改修等に対し、補助を行うことによりテレビ放送の継続視聴を可能とする。	自主共聴施設組合 NHK共聴施設組合	1 共聴施設の経年による老朽化、自然災害等により改修等を行うための経費 2 NHK共聴施設の光化改修を目的とし、組合が負担する経費	(補助対象経費) 共聴施設の改修等に要する経費で、組合員1戸当たりの負担額が3万円を超えるもの (補助額) 1 自主共聴施設 総事業費から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 2 NHK共聴施設 総事業費のうち共聴組合が負担すべき額から組合員1戸当たり30,000円を乗じて得た額を減じた額の2分の1 (1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)	事業実施前 ただし、特別な事情がある場合に限り、事情による事業実施後の申請も可	1 見積書 2 組合規約 3 組合員名簿 4 位置図、見取図 5 線路図面	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 線路図面(改修状況の分かるもの) 3 施設等の完成写真 4 工事請負契約書の写し	詳細については、「テレビ共同受信施設改修等事業補助金交付要領」に基づく。
小規模水道施設整備補助金	清浄豊富な水の供給を図るとともに、公共衛生の向上及び生活環境の改善を図る。	上水道及び簡易水道の給水が困難な区域で、2世帯以上が共同して小規模水道施設を新設、増設又は改修する者。ただし、構成世帯の減少により1世帯になった場合及び近隣世帯と共同して設置することが困難な場合は、1世帯であっても補助対象者となることができる。	下記の施設の新設(新たに水源を確保するものをいう。)、増設及び改修事業 1 取水施設(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設) 2 浄水施設(浄水池、減菌装置その他浄水に必要な施設) 3 配水施設(配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設)	(補助対象経費) 天草市小規模水道施設整備補助金交付要領に定める経費 (補助額) 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 1 給水が困難な区域への転居者又は給水が困難な区域に居住し、既にボーリングによる地下水を水源としている者 (1)新設の場合 補助対象経費の50%以内の額であって、1世帯当たり100万円を限度とする。 (2)増設又は改修の場合 補助対象経費の30%以内の額であって、1世帯当たり10万円を限度とする。 2 給水が困難な区域に居住し、ボーリングを実施したことがなく、当該地域においてボーリング等による新たな水源を確保する者 (1)ボーリング(掘削工)経費の100%以内 (2)ポンプ設置及び配管経費の50%以内 ただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とするが、施工箇所が山間地である場合や地質、地形等の条件など特殊な事情により工事費が限度額を超える場合においては、この限りではない。 3 給水が困難な区域に居住し、地下水を水源にできない(地質又は水質が生活用水として不適)者 (1)貯水槽設置等経費の100%以内 (2)ポンプ設置及び配管経費の50%以内 ただし、(1)及び(2)の補助の合計額が1世帯当たり200万円を限度とする。 (要件) 1 上記(補助額)2)の施工者は熊本県内のボーリング事業者に限ることとし、交付決定に際し、申請者と市及び施工者が実効性や施工内容について協議することとし、 2 上記(補助額)3)の交付決定に際し、申請者と市(水道局含む)及び施工者が実効性や施工内容について協議することとする。	事業実施前	1 施設設置場所の位置図(施設の位置及び給水世帯が判る図面) 2 見積書の写し 3 給水世帯名簿兼委任状(1世帯の場合は必要としない) 4 工事の内容がわかる書類	事業終了後速やかに	1 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し 2 当該施設等の工事写真及び完成写真	詳細については、「天草市小規模水道施設整備補助金交付要領」に基づく。
LPガス使用世帯価格高騰支援事業	LPガス価格高騰の影響を受ける生活者への支援を行うため、LPガス使用者への支援金の給付を行う者に対し、補助金を交付する。	熊本県LPガス協会	【LPガス使用世帯価格高騰支援事業補助金】 令和5年度に補助事業者が実施する、LPガス使用者に対して支援金を給付するための事業とする。	(補助対象経費) (1)支援金(LPガス供給契約1件につき1回限りの給付とする。) (2)支援金の給付事務に係る経費(以下、「事務費」という。) ① 支援金の給付事務の管理運営に係る経費 (業務全体計画費、スタッフ人件費、事務所借上費、設備機器リース費、業務マニュアル作成費、スタッフ説明会開催費、周知・広報費、業務関連旅費、業務関連消耗品、一般管理費等) ② 支援金の給付申請に係る相談及び問合せの対応に要する経費 (専用電話設置、回線使用料、通話料等) ③ 支援金の給付申請に係る受付及び審査に要する経費 (システム設計・構築費、申請フォーマット作成費、システム利用料、販売店協力金等) ④ 支援金の給付に係る振込手数料 (補助率) 補助対象経費の総額とする。	事業実施前	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)規約、定款、会則等 (4)その他市長が必要とする書類	令和6年2月14日又は補助事業を完了した日(補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止の承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日のいずれか早い日まで	(1)事業実績書 (2)収支決算書 (3)支援金給付申請に係る審査・給付結果一覧表 (4)その他市長が必要とする書類	詳細については、「天草市LPガス使用世帯価格高騰支援事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
ごみ資源化減量化対策事業	生活環境の保全に努め、ごみ減量化の一環として、家庭厨芥類の減量及び資源化を図る。	生ごみ処理容器等設置者	【生ごみ処理容器等設置補助金】 1 バイオ式(微生物を利用し生ごみを減量化又は堆肥化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置 2 乾燥式(熱源や温風により生ごみを減量化する方式をいう。)生ごみ処理容器等設置	予算の範囲内で、購入価格に4分の3を乗じて得た金額(100円未満切り捨て)で70,000円を限度とする。	事業終了後速やかに	領収書等又はその写し	-		詳細については、「天草市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要領」に基づく。
	離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進する。	天草市御所浦町に住所を有する使用済自動車の所有者(個人)又は所有者から使用済自動車の輸送の委託を受けた関連事業者	【自動車リサイクル推進補助金】 使用済自動車の再資源化等を目的とした使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃等(以下「海上輸送経費」という。)の補助	(補助額) 海上輸送経費に出入率を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てる。)	事業実施前		事業終了後速やかに	1 海上輸送経費を証明する書類 2 引取証明書	詳細については、「天草市使用済自動車海上輸送費補助金交付要領」に基づく。
	事業系一般廃棄物回収において資源物回収の増量及び効率化を図る。	天草市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可事業者	【資源物回収効率化支援事業補助金】 天草市に主な事業所を有する一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可事業者が所有する塵芥車両等を資源物回収量の増加または効率化を図るために改修する費用にに対し助成する。	予算の範囲内で、塵芥車両等の改修費用の2分の1以内とし、30万円を限度とする。	事業実施前	改修の内容が分かる書類、改修費用見積書、車両検査証の写し	事業実施後速やかに	改修費用の支払いが確認できる書類、改修前後が分かる写真	
離島豊稔等搬送費助成事業	離島地域における豊稔等の搬送に係る費用の負担軽減を図る。	天草市御所浦町横浦島内で葬儀を行い、御所浦火葬場を利用した者	補助対象者が、天草市御所浦町横浦島に住所を有していた者の葬儀を横浦島内で行い、その後火葬に付するため豊稔等を御所浦火葬場へ搬送した場合、これに係る費用を補助する。	(補助額) 1 豊稔運搬等に係るチャーターフェリー船舶(1隻)の借上料 上限30,000円 2 御所浦火葬場への移動に伴うマイクロバス(1台)の借上料 上限20,000円	搬送後1月以内	火葬許可証の写し及び船舶・車両借上げに要した経費の領収証	-		詳細については、「天草市離島豊稔等搬送費補助金交付要領」に基づく。
■ 産業政策課									
商工会議所・商工会活動支援事業	商工業の振興を図る。	商工会議所	【商工会議所活動支援事業補助金】 商工会議所が行う小規模事業指導員設置事業及び商工業振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	(補助対象経費) 小規模事業指導員設置事業及び商工業振興対策事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 小規模事業指導員設置事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 商工業振興対策事業については、商工業者台帳に記載する商工業者数に2,000円を乗じた額以内 3 国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
		商工会	【商工会活動支援事業補助金】 商工会が行う経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認めるものに対する補助事業	(補助対象経費) 経営改善普及事業及び地域総合振興事業並びに国、県及び市が認める指定事業並びに市長が適当と認める事業に要する経費 (補助額) 1 経営改善普及事業については、県補助金を控除した額の2分の1以内 2 地域総合振興事業及び国、県及び市が認める指定事業並びに市長が認める事業については、事業費の2分の1以内	総会終了後速やかに	1 規約 2 約款	年度末	1 事業費内訳書 2 県補助金参考資料	
	商店街及び商工業の振興を図る。	商工会議所及び商工会	【商工業活性化対策事業補助金】 補助対象者が実施する商業を核とした魅力ある街づくりの推進、中小企業の近代化、事業者の経営基盤の強化、人材育成及びイベント開催等の事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内	事業実施前		事業終了後速やかに	事業実施状況写真	
商工業設備投資資金利子補給事業	中・小商工業者の経営近代化及び経営基盤強化を図る。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	(補助対象経費) 借入金利息のうち、年利5パーセント以下で1月1日から12月31日までに支払うべき利息を支払った額の40パーセント以内を事業完了後の初回返済日から3年間助成する (補助額) 算定期間において200,000円を限度とする(1,000円未満は切り捨て)。ただし、1年に満たない利子補給期間の限度額については、利子補給期間の日数を年日数で除した率に、限度額を乗じた額とする	事業完了後の1月末日	1 事業計画書兼設備完了報告書 2 支払計算基礎書 3 資金借入契約書の写し 4 商工業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書 5 市税等納付状況調査同意書	-		詳細については「天草市商工業設備投資資金利子補給補助金交付要領」に基づく。
商店街空き店舗活用促進事業	空き店舗の減少を図り元気な商店街を創出する。	1 商店街等組織(商工会議所、商工会及び商店街振興組合、商店街を形成する任意の団体をいう。) 2 新規出店者(商店街等組織に加入している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模事業者であって、風俗営業等の規制及び業務の適化等する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行わず、かつ、市内に住所を有する又は本店を有する者)	1 商店街等組織が、市内の空き店舗を利用して、新たに共同店舗やコミュニティ施設を運営する事業 2 市内に住所を有する又は本店を有する新規出店者が、市内の空き店舗を利用して、新たに営業(直接来店可能な店舗形態による正午を含む昼間の営業をいう。)を行う事業(ただし、スーパー、ホテル等にテナントとして出店するもの、単なる事務所として使用するもの及び営業開始後1年を経過したものを除く。)	(補助対象経費) 借家料 (補助額) 借家料の2分の1以内の額を交付決定日の属する月から1年間(12ヶ月分)の期間において交付する(1,000円未満切り捨て)。ただし、空き店舗の一部を住宅等営業に直接関係のない用途に使用する場合は、借家料からその部分の面積を総面積であん分し、算出した額を除く。上限は月額50,000円とする。	営業開始後1年を経過する日まで	1 店舗賃貸借契約書の写し又は賃貸借が証明できる書類 2 位置図 3 営業の実態が確認できる書類 4 営業中の店舗写真 5 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	1 借家料支払証明書 2 商店街等組織加入証明書(商店街等組織の場合は不要)	詳細については「天草市商店街空き店舗活用促進事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
企業誘致促進事業	サテライトオフィスを誘致することにより、都市部からの交流人口の増加や、空き店舗等の解消、新規雇用の場の確保を図る	市外に本社を有し、市内に支店等を有しない事業者で、立地協定締結後3年以内に本市で操業を開始した企業	【サテライトオフィス推進事業補助金】 市内へサテライトオフィスの設置を計画する企業に対し、設置に必要な改修費・備品設備導入費、インターネット回線引き込み工事費、オフィスの賃借料、新規雇用者への奨励金(補助額等)	(補助対象経費) オフィスの改修費・備品設備導入費、インターネット回線引き込み工事費、オフィスの賃借料、新規雇用者への奨励金(補助額等) ①オフィスの改修費・備品設備導入費(1/2、上限100万円)※1回限り ※御所浦地域は2/3、上限150万円 ②オフィスの賃借料(1/2、上限90万円) ※操業開始から1年間(操業開始日から3年経過する日までに1名以上雇用した場合は、3年間) ③雇用奨励金 一人当たり20万円 ※操業開始から3年間で新たに一人以上雇用した場合 ※補助対象期間のうち令和4年3月31日以前の期間は一人当たり10万円とする。 ④インターネット回線引き込み工事費(定額、上限10万円)	操業開始から1年経過した日以降	事業実績書、領収書、写真、図面、履歴事項証明書、賃貸借契約書の写し、労働条件通知書、市税等納付状況調査同意書等	-	-	詳細は、「サテライトオフィス推進事業補助金交付要領」に基づく。
	サテライトオフィスを誘致することにより、都市部からの新たな企業・人の流れをつくり、交流人口の増加や、空き店舗等の解消、新規雇用の場の確保を図る	市外に本社を有し、立地協定締結後1年以内に本市で事業所を設置した企業	【サテライトオフィス進出支援金】 市が指定する市内のワーキング施設等にサテライトオフィスを設置した企業に対し、一律に進出支援金を交付	(補助額) 1企業あたり一律100万円	法人設置後30日以内	1 サテライトオフィス事業計画 2 誓約書 3 コワーキング施設等の施設利用契約書等の利用を証明できる書類の写し 4 履歴事項全部証明書及び法人設置届 5 市税等納付状況調査同意書 6 その他必要な書類	-	-	詳細については、「天草市サテライトオフィス進出支援金交付要領」に基づく。
企業誘致促進事業	複数の市外企業が入居でき、サテライトオフィス設置を促進する拠点を整備することで、都市部からの新たな企業・人の流れをつくり、交流人口の増加や、新規雇用の場の確保を図る。	市外企業のサテライトオフィス設置に係る企業誘致促進施設として拠点を整備・運営し、入居・利用の促進に市と連携して積極的に取り組むことが認められる法人	【サテライトオフィス拠点整備支援補助金】 市が指定するエリアで市外企業がサテライトオフィスとして利用できるシェアオフィス等の整備する事業	(補助対象経費) 施設整備費、通信環境整備費、什器・機器導入費、施設運営費 (補助額) 補助対象経費の10分の9以内とし、限度額は、70,000千円とする(1,000円未満切り捨て)	市が指定する期日	(1) 事業計画書 (2) 誓約書 (3) 整備又は改修工事、管理運営に要する経費の見積書及び明細書の写し (4) 施設の整備予定位置図 (5) 整備又は改修工事の施工内容や床面積が分かる図面(平面図、展開図等) (6) 整備又は改修工事前の現況写真 (7) 申請者の企業概要 (8) 申請者の直近2期分の決算書の写し (9) 登記事項証明書(全部事項)の写し (10) 市税等納付状況調査同意書 (11) その他市長が必要とする書類	完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月25日のいずれか早い期日	(1) 補助対象経費に係る領収書及びその明細の写し (2) 整備・改修工事後の施設の内観及び外観写真 (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済み証の写し(同法に基づく検査の対象に該当する場合は限る。) (4) 施工後の施設図面の写し (5) その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市サテライトオフィス拠点整備支援補助金交付要領」に基づく。
デジタルアートの島創造事業	若者が魅力を感じる産業としてデジタルコンテンツ産業創出を促進し、若者の流出抑制、UJターン促進及び少子化に歯止めをかけるとともに、外資を稼ぐ産業・人材を育成し、活気ある持続可能な街、豊かな地域経済を創造する。	市内に居住し、市が指定する教育機関を卒業し、市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職した者。	【デジタルコンテンツ産業創出促進事業補助金】 次に掲げる奨励金を対象とする。	(補助額) クリエイタースタート奨励金は、一律50万円を交付する。	就職して6か月経過した日から2か月以内、	1 申請者の誓約・承諾書 2 市が指定する教育機関を卒業したことが分かる卒業証書等の書類 3 市内のデジタルコンテンツ産業の企業に在職していることが分かる雇用証明書 4 住民票の写し 5 市税等納付状況調査同意書 6 履歴事項全部証明書 7 労働条件通知書等 8 その他必要な書類	-	-	詳細については、「デジタルコンテンツ産業創出促進事業補助金交付要領」に基づく。
		市内に居住し、市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職するクリエイター。	2 クリエイター誘致促進奨励金 市内のデジタルコンテンツ産業の企業へ就職し、6か月以上経過したクリエイター(同業界で3年以上働いた実績のあるもの)に対し、一律交付する。	(補助額) クリエイター誘致促進奨励金は、一律20万円を交付する。					
		市外のデジタルコンテンツ産業の企業で、本市に居住するものを新たに雇用し6か月以上経過したものに、交付する。	3 リモートワーク促進奨励金 市外のデジタルコンテンツ産業の企業で、本市に居住するものを新たに雇用し6か月以上経過したものに、交付する。	(補助額) リモートワーク促進奨励金は、新たに1人以上雇用した場合1人当たり20万円を交付する。					
産業振興・チャレンジ振興事業	市内の事業承継及びデザイン経営に取り組む中小企業者等が、持続的な経営に向けた事業計画に取組む販路開拓等及び販路開拓等と併せて行う生産性向上等の業務効率化に係る支援を行う。	従業員20人未満の個人事業者又は中小企業者。創業後5年以上の方。市内に住所を有する方(法人の場合は本店住所も)。代表者が満60歳以上の事業所において、事業承継に取り組む代表者及び中心となる事業を実施しようとする後継者候補(ただし事業引継後の後継者については一年以内に事業を譲り受けた者に限る)又は市が実施又は後援するデザイン経営に関する実践事業等を受講した方。	【天草市事業承継・デザイン経営等取組支援事業補助金】 販路開拓又は売上拡大につながる事業(単なるリフォーム・買換えは除く。)であること。 いずれも事業の完了後、おおむね1年以内に売上げに繋がることが見込まれる事業であること。 申請した日の属する年度内に事業を完了すること。	(補助対象経費) ・販路開拓等に係る経費(ただし、人件費・家賃は除く。) (補助率及び補助限度額) ・補助対象経費の2分の1以内。 ・初回申請者の上限額は、100万円とする。 ・2回目に申請する場合の上限額は、50万円とする。	採択の決定の通知を受けた日から30日以内	1 図面及び設計書等(施設改修等を行う場合に限る。) 2 事業承継確認書またはデザイン経営確認書 3 カタログ及び見積書等(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。) 4 市税等納付状況調査同意書	事業終了後1月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書の写し 3 施工前及びしゅん工後の写真(施設改修を行う場合に限る。) 4 写真(機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。)	詳細については、「天草市事業承継・デザイン経営等取組支援事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	市内の商工業者が起業時に創業資金として借入れた借入金に対して利子補給を行うことで、中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者として、これから起業される方もしくは創業後1年未満の方で以下に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)代表者の住所地在市内に有すること(法人の場合は本店の所在地も市内に有すること。) (2)市内で事業を営む者であること (3)市税を完納している者	【天草市起業創業資金利子補給補助金】 創業者等が行う事業に必要な以下資金のうち、運転資金及び設備資金の利子補給 (1)熊本県創業者支援資金における融資 (2)日本政策金融公庫が実施する創業者向け融資制度の融資 (3)前2号と協調して行う融資 (4)その他創業者向け融資で市長が認めるもの	(補助額) ・補助率:10/10 ・補助上限:120万円(3年間) ・補給期間:3年以内又は36回分を限度 ・対象利率:上限2% ・融資額:上限2,000万円	1月末まで	(1)創業計画書 (2)資金借入契約書等借入れを証する書類の写し(対象融資とわかるもの)及び償還計画書の写し(初年度及び変更があった場合のみ) (3)天草市起業創業資金利子補給補助金支払実績証明書 (4)支援機関による確認書(様式第4号)※県制度の場合は意見書のみでも可 (5)市税等納付状況調査同意書 (6)金融機関による協調融資であることの証明書(契約書等で協調融資であることが確認できない場合のみ)	-	-	
中小企業・小規模事業者緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、熊本県の制度を活用し融資を受けた中小企業者等に対して、利子補給を行うことにより経済再生を図ることを目的とする。	熊本県金融円滑化特別資金の融資を受けた者のうち、法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所地在市内に有する者	【緊急支援資金利子補給金】 熊本県金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分、セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分、危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分)の借入金に対する利子補給	(補助対象経費及び補助額) 申請者が取扱金融機関に2月1日から翌年1月31日までの間に支払った利子額とし、初回返済日から3年以内又は36回分を限度とする。 対象となる融資額については、1事業者あたり8,000万円を限度とする。	2月末又は8月末	1 資金借入契約書等の写し及び償還計画書等の写し 2 利子補給金支払実績証明書			詳細については、「天草市緊急支援資金利子補給金交付要領」に基づく。
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者がその雇用の維持を図るため、休業手当を支払った場合、国の雇用調整助成金と併せて本補助金を交付することにより、雇用の維持、安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。	市内に事業所(本店、支店、営業所等)を有し、国の雇用調整助成金を受けた事業者	【緊急雇用維持支援補助金】 解雇などを行わない事業者が事業所に属する従業員の休業を実施した場合の休業手当について、国の雇用調整助成金を差し引いた事業主負担の一部を補助	国の補助対象額を上限に、補助対象額の1/10を補助する。(千円未満切捨て) 1事業者あたり150万円を上限とする。	国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた日から1か月以内申請の期限は令和5年7月31日	1 国の雇用調整助成金に係る提出書類の写し 2 国の雇用調整助成金の支給決定通知書の写し	-	-	詳細については、「天草市緊急雇用維持支援補助金交付要領」に基づく。
	新型コロナウイルス感染症、物価高騰の影響により経営に影響が出ている中でもアフターコロナを見据えて事業活動に取り組む事業者を支援することを目的とする。	天草市内に住所を有し(法人の場合は本店の住所)、申請時点において天草市内で事業を開始している個人事業者若しくは法人又はそれらの者で組織する団体 ・売上げ回復、販路拡大又は新たな業種若しくは業態への転換周知などを目的とした広告及び宣伝等の活動を行う者 ・熊本県が実施する「熊本県感染防止対策認証制度」へ登録(申請中を含む)している者、飲食店以外の事業者については、各団体の策定する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している者	【広告宣伝等支援事業補助金】 市内の事業者が行う広告、宣伝に要する費用を補助する。	(補助率及び補助上限額) 補助率:対象経費(税抜き)の2/3以内(千円未満切り捨て) 補助上限額:1事業者あたり10万円 ※複数店舗に係る申請に係る上限は15万円 複数者での共同申請に係る上限は20万円	令和6年3月15日	・領収書の写し又は支払証拠書類 ・広告の成果物又はそのデータ、写真等 ・対象物件支払簿 ・市税等納付状況調査同意書 ・事業を営んでいることがわかる申告書の写し等	令和6年3月15日		
	新型コロナウイルス感染症や物価、原油価格高騰等の影響を受けている市内の事業者が行う生産性の向上や省エネのための取組に要する費用の一部を補助することにより、事業活動の継続を支援し、市内の経済の活性化を図ることを目的とする。	従業員20人未満の個人事業者又は中小企業者。 市内に住所を有する方(法人の場合は本店住所)、市内商工団体の支援を1回以上受けた方。	【中小企業等物価高騰緊急対策事業】 業況の好転のための生産性向上や省エネのための取組を新たに開始すること。	(補助対象経費) ・業況の好転を図るための生産性向上及び省エネに向けた新たな取組に係る経費 (補助率及び補助限度額) ・申請は1事業者あたり1回限り ●通常枠・先端設備等導入枠 ・補助対象経費の3分の2以内、上限50万円 ・複数店舗に係る申請、複数者による共同申請、先端設備等導入枠の上限額は、100万円とする。 ●小規模事業者持続化サポート枠 ・補助対象経費に4分の3を乗じて得た額から国の補助確定額を除いた額以内とする。上限25万円。	令和6年5月1日～令和7年2月28日	・カタログ及び見積書等 ・対象経費に係る請求書及び領収書等の写し ・事業内容を確認できる記録等 ・市税等納付状況調査同意書 ・申告書等 ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し(先端設備等導入枠) ・国補助金の交付確定通知および実績報告書の写し(小規模事業者持続化サポート枠)	令和7年2月28日	-	詳細については、「天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草市住宅リフォーム助成事業	個人住宅のリフォーム工事に対して、市内で在庫できる商品券を交付し、地域経済の活性化を図る。	自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している住宅をリフォームする者	補助対象者が行う、リフォーム工事に要する経費	(補助対象経費) リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)が10万円以上のリフォーム工事費 (補助額) 助成する商品券の額は、リフォームに要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の2割に相当する額(その額が200,000円を超えるときは200,000円とする。1,000円未満切捨て)	申請書提出期限 事業実施前	1 対象工事費用の見積書・明細書の写し 2 対象工事を明示した図面等 3 住宅の外観及びリフォームを行う箇所の写真 4 住所、市税等の納付状況、固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書 5 天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者、施工業者の確認・宣誓書	リフォームの完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日	1 リフォームの請求書、明細書及び領収書の写し 2 リフォームの施工中及び施工後の写真	詳細については、「天草市住宅リフォーム助成事業実施要領」及び「天草市地域活性化商品券交付事業実施要領」に基づく。
天草陶磁器の島づくり事業	島内の若手陶芸家の感性と技術を高めるとともに島内外からの窯元数の増加を促し、天草陶磁器の島づくりを推進し、陶芸家の育成を図る。	市内の窯元関係者及び有識者等で組織する団体	【天草陶磁器の島づくり事業補助金】 1 天草大陶磁器展開催事業 2 陶芸家交流事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。					
電子地域通貨利用促進事業	天草市地域活性化通貨事業実施要領に規定する登録事業者に対し、市が運営する地域通貨におけるマイナンバーカード式決済が可能な端末を支給することで、地域通貨を普及促進させることを目的とする。	市内に住所を有する商工団体	【地域通貨利用促進事業者支援事業補助金】 商工団体が決済用端末を一括購入し、支給申込をした登録事業者が指定する登録事業所に端末を支給する。登録事業所における支給上限数は会計をする場所を設置している場合はその数、していない場合は1つとする。支給申込は登録事業所1箇所当たり1度のみとする。	(補助額) 1 支給事業(機器購入費) 補助対象機器1式あたり6万円を上限とする。 2 支給事業(事務費) 支給申込1件当たりにつき事務費として500円とする。 3 推進事務 支給申込件数1件につき事務費として1,000円とする。	補助事業を実施する1週間前まで	1 事業計画書 2 収支予算書	事業完了から1ヶ月以内か交付決定を受けた日が属する年度の3月29日のいずれか早い日	1 事業実績書 2 機器支給先一覧表 3 収支決算書	詳細については、「天草市地域通貨利用促進事業者支援事業補助金交付要領」に基づく。
天草ブランド推進事業	物産の振興を図る。	天草市物産振興協会	【天草市物産振興協会補助金】 1 天草市物産振興協会の運営 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		
	物産展等に出展し、市外への販路開拓を推進する事業等に対する支援を行い、地場産業の振興に寄与する。	1 農林水産業者 2 熊本県が地域産業資源活用事業の促進に関する地域産業資源の内容の指定を行った市内の地域産業資源を活用した商品並びに今後、特産品として販路の拡大が期待できる商品を市内において製造及び販売している中小企業者等	【物産展等出展補助金】 1 販路開拓のため、国内外で開催される物産展、商談会、展示会等に出席するための経費の補助	(補助対象経費) 1 販路開拓のため、国内で開催される物産展、商談会、展示会等に出席するための旅費等の経費。ただし、宿泊費については市の旅費規程に準じる。 2 輸出を見据え、海外で開催される商談会、展示会等に出席するための旅費等の経費 (補助額) 補助対象経費の2分の1(上限額は100,000円)	事業実施前	1 事業計画書 2 出展に要する旅費の内訳が確認できる見積書 3 出展する農林水産物又は商品に関する書類 4 物産展や商談会等の概要が分かる書類 5 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	領収書(写し)等	
	天草ブランドづくりの推進を図る。	天草ルネッサンス	【天草謹製認定事業補助金】 1 天草謹製認定事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	組織体制の確立及び新たな観光商品づくりを行い、売り上げアップと雇用拡大に寄与する。	天草南窓柿島づくりプロジェクト	【天草南窓柿の島づくりプロジェクト事業補助金】 1 イチジクを利用した商品開発及びグルメフェア実施事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	あまくさ晩柑を利用した6次産業化を推進し、地産地消の拡大及び島外からの誘客に寄与する。	あまくさ晩柑フェア実行委員会	【あまくさ晩柑流通販売促進事業補助金】 1 あまくさ晩柑流通販売促進事業 2 その他市長が適当と認める事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(交際費、慶弔費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 補助対象経費から会費等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	販路開拓や天草ブランド産品確立のため実施する新商品開発に係る施設整備や試作調査研究に対する支援を行い、1次産業者の所得向上や地産地消・地産地消の推進及び天草ブランドの推進並びに本市産業の活性化に寄与することを目的として支援を行う。	市内に住所又は本店を有し、農林水産業を営み、次に掲げるいずれかに該当する者 ア 個人又は団体 イ 従業員20人以下の中小企業者	【新商品開発支援事業補助金】 1. 施設整備事業	(補助対象経費) 新たに加工・流通・販売等に取り組む場合に必要となる加工施設及びそれに付随する設備・機械等の整備費 (補助額) 対象経費の2分の1以内(上限額は100万円)	採択の決定の通知を受けた日から30日以内	1 事業計画書 2 図面及び設計書等、導入する機械設備の規格がわかる資料 3 事業経費の内訳が確認できる見積書 4 市税等納付状況調査同意書 5 規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定(団体及び中小企業者の場合に限る。)	事業終了後速やかに	1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 施工前、施工中及びしゅん工後の写真、導入した機械・機器の写真	詳細については、「天草市新商品開発支援事業補助金交付要領」に基づく。
		市内に住所又は本店を有し、次に掲げるいずれかに該当する者 ア 農林水産業を営む個人又は団体 イ 従業員20人以下の中小企業者	2. 試作調査研究事業	(補助対象経費) 1 試作費 ・新商品開発に要する原材料費。ただし、既存商品にも使用できる原材料は除く。 ・パッケージ費(デザイン料、版の作成費用) ・広告宣伝費や試供品の試作 ・ホームページ作成費 ・商談会・展示会用チラシ製作費 2 調査研究費 ・新商品に関する成分分析 ・新商品開発に必要な資料購入費 ・マーケティング委託料 ・輸出に向けた翻訳手数料 ・販路開拓・市場調査のための展示会等の旅費及び、出展料、配送料等 (旅費については、東京都特別区及び政令指定都市の場合は10,900円/泊、その他の地域は9,800円/泊を上限とし、1事業者あたり2名を限度とする。) (補助額) 対象経費の2分の1以内(上限額は50万円)		1 事業計画書 2 事業経費の内訳が確認できる見積書 3 市税等納付状況調査同意書 4 規約、定款、会則その他の補助事業等に係る重要な諸規定(団体及び中小企業者の場合に限る。)		1 事業経過報告書 2 対象経費に係る領収書等の写し 3 成果物の写真	
水産製品製造業等緊急支援事業	コロナ禍や資材価格高騰の影響により売上が減少した水産製品製造業者等に対し、食品衛生法の改正に伴い新たに取得する必要がある営業許可の基準に適合した施設整備等を支援することにより、地域産業の維持及び活性化に寄与することを目的とする。	・市内に住所を有する個人事業主又は本店を有する法人とし、申請時において市内で事業を行っている者。 ・食品衛生法に規定する「水産製品製造業」又は「液卵製造業」の営業許可を新たに取得する者、又は営業許可を取得した者。 ・令和2年4月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高又は合計売上総利益が、平成31年4月から令和2年3月までの同3ヶ月間と比較して5%以上減少したと認められる者。 ・市内商工団体等の支援を受け、事業計画書等を作成する者。 ・ブランド力向上のために、事業活動により海洋や河川に排出される排水及び衛生管理に関し、環境衛生に配慮した事業に努める者。	・食品衛生法に規定する「水産製品製造業」又は「液卵製造業」の営業許可を新たに取得するために必要な施設整備及び機械購入等の事業であること。 ・令和4年4月1日から令和6年2月29日までに補助対象事業及び支払いを完了する事業であること。 ・市内において実施される事業であること。 ・国及び他の地方公共団体から本補助金と同様の趣旨による補助金の交付を受けていない事業であること。	補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。 補助金の上限額1,000万円とする。	令和6年1月31日	①事業計画書(熊本県水産製品製造業等緊急支援事業 別記様式第2号) ②図面、設計書及び施工前の写真等や導入する機械設備の規格がわかる資料 ③事業経費の内訳が確認できる見積書等 ④補助対象事業者の市税及び県税の滞納の無い証明書又は納税証明書 ⑤令和2年4月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高又は合計売上総利益が、平成31年4月から令和2年3月までの同3ヶ月間と比較して5%以上減少したことを示す資料等の写し ⑥その他必要な書類	令和6年2月29日		詳細は「天草市水産製品製造業等緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
	天草市水産製品製造業等緊急支援事業補助金の交付に際し、事業を円滑に進めることを目的とする。	・市内に住所を有する商工団体 ・市内を管轄する漁業協同組合 ・市内に住所を有する事業者等が組織する団体	支援事業補助金対象事業者からの補助申請等の取りまとめ、補助金の交付その他事業の推進に当たり必要な指導に係る事務に対し、補助を実施する。	天草市水産製品製造業等緊急支援事業補助金交付申請1件につき1万5千円	令和6年3月8日	補助金交付申請(請求)兼実績報告書	令和6年3月8日		詳細は「天草市水産製品製造業等緊急支援事業推進事務補助金交付要領」に基づく。
■ 農業委員会									
農地流動化奨励金交付事業	農地の利用集積を促進し、農地の遊休化防止等農地の有効利用を図る。	農地の借り手	【農地流動化奨励金】 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の規定による利用権設定等促進事業、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第6項により存続期間5年以上の賃借権が新規に設定された農地の借り手に奨励金を交付する。	(補助額) 賃借設定期間5年以上、10アール当たり10,000円	交付申請通知発出後速やかに	1 農地流動化奨励金交付申請書 2 市税等納付状況調査同意書	-	-	詳細については、「天草市農地流動化奨励金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		新規就農者等と農地の賃借権を設定した貸し手	【農地貸出奨励金】 新規就農者等に対し、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の規定による利用権設定等促進事業、又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第6項により存続期間5年以上の賃借権が新規に設定された農地の貸し手に奨励金を交付する。	(補助額) ・収獲後半年以内に引き継ぎ可能な樹園地の場合、10アール当り50,000円 ・上記以外の水田・畑・樹園地の場合、10アール当り30,000円	交付申請通知発出後速やかに	1 農地貸出奨励金交付申請書 2 市税等納付状況調査同意書	-	-	詳細については、「天草市農地貸出奨励金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
農地中間管理事業	担い手への農地集積集約化に必要な取組みを支援する。	農地中間管理機構に農地を貸付ける地域の代表者、農地所有者及び農地の相続人	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日25経第3139号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業 1 地域集積協力金 2 経営転換協力金	(交付額) 1 地域集積協力金(集積・集約化タイプ) 地域内の農地を農地中間管理機構に貸した割合に応じて「地域」に交付 20%超40%以下(中山間地域4%超15%以下):10,000円/10a 40%超70%以下(中山間地域15%超30%以下):16,000円/10a 70%超(中山間地域30%超50%以下):22,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 中山間地域50%超:28,000円/10a 2 地域集積協力金(集約化タイプ) 地区内の農地を農地中間管理機構を経由して、担い手同士の耕作地交換による農地の集約化の割合に応じて「地域」に交付 40%超70%以下:5,000円/10a 70%超:10,000円/10a 3 経営転換協力金 農業をやめる場合や、部門減少する場合に農地中間管理機構を経由して担い手に農地を貸した場合、農地の所有者に交付 15,000円/10a(1戸当たり上限50万円)	事由発生後速やかに	1 農地中間管理機構への貸付が確認できる書類 2 要領に定める書類	-	-	詳細については、国が定める「農地集積・集約化対策事業実施要綱」、熊本県が定める「機構集積協力金交付事業に係る交付基準」及び「天草市農地集積等協力金交付事業実施要領」に基づく。
■ 農業振興課									
担い手育成支援事業	農業経営に取り組み農業担い手に対する支援を強化し、地域農業の発展を図る。	天草市担い手育成支援協議会	担い手育成緊急支援事業を積極的実施するため、農業関係機関と組織する天草市担い手育成支援協議会に対し補助金を交付する。	(補助対象経費) 担い手育成支援協議会の専門職員の人件費、同協議会が実施する担い手支援アクションプログラムに基づく各種事業 (補助率) 事業に要する経費の100%以内	年度開始後速やかに		年度末		詳細については、熊本県が定める「担い手育成緊急支援事業補助金実施要領」に基づく。
農地利用効率化支援事業	意欲のある多様な経営体の育成・確保を図る。	市内に居住する認定農業者等	【融資主体補助型】 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業用機械、施設の取得、改良、造成又は農地等の改良、造成等 (補助率) 事業費の30%以内。ただし、認定農業者及び認定新規就農者においては事業費の40%以内	事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「農地利用効率化支援交付金実施要領」及び「天草市農地利用効率化支援事業補助金交付要領」に基づく。
		農家3戸以上が組織する農事組合法人、農地所有資格法人、特定農業法人等	【条件不利地域型】 経営規模が小規模・零細な地域において、共同で利用する、経営規模の拡大、多角化・複合化を進めるための農業用機械等を導入する事業	(補助対象経費) 農業用機械、施設の取得、改良、造成又は農地等の改良、造成等 (補助率) 整備内容ごとに2分の1以内(農業用機械にあつては事業費の3分の1以内。)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		市税等の滞納がないことが条件。
くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	米を中心とした土地利用型農業の競争力強化を図る。	地域営農組織、農業法人等	地域営農組織等における米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の整備に要する経費を補助する事業	(補助対象経費) 米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等の導入経費 (補助率) 対象経費の50%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については「熊本県が定める「くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業実施要領」に基づく。
農業制度資金利子補給事業	制度資金償還に伴う利子の一部を助成することにより農家の負担軽減を図る。	制度資金利用者	【農業制度資金利子補給補助金】 農業制度資金による融資を受ける農業者等に対して、当該融資額の利子の一部を補給する。	(補助対象経費・補助額) 1 農業近代化資金 年1.0%以内。ただし、平成30年1月1日以後に貸付実行した資金については、貸付実行の日から3年以内 2 その他特に必要と認められる資金 年1.0%以内で貸付実行の日から3年以内。ただし、熊本県の規程により市町村の利子補給の率及び期間について定めがある場合は当該規程による。	市長が指定する日				詳細については、「天草市農業制度資金利子補給要領」に基づく。
新型コロナウイルス感染症の拡大により、農業収入の減少の影響を受けた農業者の経営安定を図る。		熊本県が新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定める新型コロナウイルス緊急支援資金(以下「緊急支援資金」という。)を融資した金融機関	【農業経営安定資金利子等補給事業補助金(利子補給)】 熊本県が定める新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項及び熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項に基づき、緊急支援資金を融資する場合にその利子について補助する。	(補助対象経費) 熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定めのある利子。利子補給期間は緊急支援資金貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。に緊急支援資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た額とする。	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の写し及び計画承認申請書の写し 2 農林漁業収入減少等調書 3 利子補給金支払い実績証明書 4 その他市長が必要とみとめるもの	-	-	詳細については、「天草市農業経営安定資金利子等補給事業要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項」に基づく。
		熊本県が新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定める緊急支援資金に係る債務保証を実施する熊本県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)	【農業経営安定資金利子等補給事業補助金(保証料助成)】 熊本県が定める新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項及び新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金に係る保証料を借入者から徴収せず債務の保証を実施する場合に保証料を全額補給する。	(補助対象経費) 基金協会が定める保証料。保証料助成期間は緊急支援資金貸付実施日から10年以内とする。 (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。に基金協会の定める保証料率を乗じて得た額とする。	翌年1月31日	1 保証料助成額計算書 2 保証料助成費補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類	-	-	詳細については、「天草市農業経営安定資金利子等補給事業要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
新規就農者支援事業	新規就農者の育成と農業担い手の確保を図る。	(準備型) 市内に居住する新規就農を希望する者(就農予定時の年齢が50歳以上65歳未満の者) (経営開始型) 市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳以上65歳未満の者)	【新規就農者給付金】 (準備型)本市より研修計画の承認を受けた前年の世帯所得600万円以下の新規就農希望者への給付金 (経営開始型)本市より青年等就農計画の認定を受けた前年の世帯所得600万円以下の新規就農者への給付金	○給付額 (準備型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長2年間とする。) (経営開始型) 1人当たり年間150万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	研修計画認定後又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	(準備型) 1 市税等納付状況調査同意書 2 前年の世帯全員の所得証明書 3 誓約書・連帯保証人承諾書 4 その他市長が必要と認める書類 (経営開始型) 1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得証明書 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類	-	(準備型) 給付対象期間経過後1カ月以内に「研修状況報告書」の提出が必要 また、研修終了後6年間「就業状況報告」の提出が必要 (経営開始型) 給付後5年間「就業状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市新規就農者支援事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		(準備型) 親元で農業経営を継承する前年の農業後継者(54歳未満で経営継承) (経営開始型) 経営開始した親元就農者(55歳未満で経営継承)	【親元就農者給付金】 (準備型) 前年の農業所得250万円未満の認定農業者等の後継者で前年の世帯所得600万円以下の者が経営継承を行うまでの親元での就業期間(最長1年間)、給付金の給付を行う。 (経営開始型) 国事業の給付金の対象とならない親元就農(経営開始)する前年の世帯所得600万円以下の者に給付金を支給。ただし、親元の農業所得250万円未満	○給付額 (準備型) 1人当たり年間120万円を上限とする。(給付期間は最長1年間とする。) (経営開始型) 1人当たり年間120万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	研修計画認定後又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	(準備型) 1 市税等納付状況調査同意書(親元を含む。) 2 前年の世帯全員の所得証明書 3 前年の親元の農業所得が分かる書類 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類 (経営開始型) 1 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 2 市税等納付状況調査同意書(親元を含む。) 3 親元の前年の所得証明書 4 前年の親元の農業所得が分かる書類 5 誓約書・連帯保証人承諾書 6 その他市長が必要と認める書類	-	(準備型) 給付対象期間経過後1カ月以内に「研修状況報告書」の提出が必要 また、研修終了後2年間「就業状況報告」の提出が必要 (経営開始型) 給付後5年間「就業状況報告」の提出が必要	
		天草市担い手育成支援協議会が行う農業研修を修了し、もしくは履修している者であつて、青年等就農計画の認定が確実と見込まれる者または青年等就農計画の認定を受けている者	【新規就農者施設機械等整備補助金】 新規就農者が経営開始後安定的な農業経営を目指した規模拡大を図るための施設整備や機械導入等に対する補助又は研修生が就農するための準備行為に対する補助	(補助対象経費) 機械・施設、家畜導入果樹の新植・改植、機械リース料等の初期投資的な経費。ただし、ひとつの機械で税抜き10万円以上 (補助額) 対象経費の50%以内。ただし国庫事業の採択を受けた場合は70%以内。上限額500万円/世帯	事業開始前	1 施設整備に係る計画書等 2 図面、現況写真等 3 市税等納付状況調査同意書 4 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 5 その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	1 完了後写真 2 領収書の写し	
		常勤雇用に伴い法人化した個人経営体	【農業経営法人化支援補助金】 常勤雇用を行い法人設立する個人経営体の法人設立に伴い登記や定款作成等の費用を支援する。	(補助額) 法人化支援補助金 1組織(経営体)当たり40万円	組織設立後速やかに	1 登記事項証明書 2 雇用契約書等 3 農業経営改善計画認定書 4 市税等納付状況調査同意書	-	-	
		天草市担い手育成支援協議会	【新規就農サポートセンター補助金】 天草市担い手育成支援協議会で実施する新規就農サポートセンター事業に係る費用を支援する。	【補助対象経費】 農業研修費、募集活動費、指導費その他サポートセンターの運営に必要な経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末		
		市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳未満の者)	【農業次世代人材投資事業補助金】 本市より青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金 ※令和3年度採択者まで該当。	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長5年間とする。) ※令和3年度採択者は4年目及び5年目は年間120万円を上限とする。	経営開始計画承認又は青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得証明書 4 その他市長が必要と認める書類	-	給付後5年間「就業状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「農業人材強化総合支援事業実施要領」、「天草市農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		市内に居住する新規就農者(就農時の年齢が50歳未満の者)	【経営開始資金】 本市より青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への給付金 ※令和4年度採択者以降該当。	(給付額) 1人当たり年間150万円を上限とする。ただし、夫婦で就農する場合においては、夫婦合わせて年間225万円を上限とする。(給付期間は最長3年間とする。)	青年等就農計画認定後速やかに(半年ごと)	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 前年の世帯全員の所得証明書 4 誓約書・連帯保証人承諾書 5 その他市長が必要と認める書類	-	給付後5年間「就業状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「新規就農者育成総合対策実施要領」、「天草市経営開始資金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		認定新規就農者	【新規就農者経営発展支援事業補助金】 新規就農者が経営発展のために必要な施設や機械等の導入に対する補助	(補助対象経費) 機械・施設、家畜導入果樹の新植・改植、機械リース料等の初期投資的な経費 (補助額) 対象経費の3/4以内。補助対象事業費上限は1,000万円。ただし、経営開始資金を給付している場合、補助対象事業費上限は500万円	事業開始前	1 市税等納付状況調査同意書 2 青年等就農計画(写)及び認定書(写) 3 その他市長が必要と認める書類	事業完了日から30日以内または年度末のいずれか早い日	事業採択翌年度より5年間「就業状況報告」の提出が必要	詳細については、国が定める「新規就農者育成総合対策実施要領」、「天草市新規就農者経営発展支援事業補助金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		認定農業者である親元に55歳未満で就農する者	【親元就農奨励金】 若い世代の親元就農の促進を図り、将来の地域の担い手として支援するために奨励金を交付	(給付額) 就農時の年齢が45歳未満：年額80万円(給付期間は最長3年間とする。) 就農時の年齢が45歳以上55歳未満：年額40万円(給付期間は最長3年間とする。)	事業開始後速やかに	1 市税等納付状況調査同意書 2 農業経営改善計画認定書(写) 3 給与を支払っていることがわかる書類 4 家族経営協定書(写) 5 住民票 6 履歴書 7 就農意向確認書 8 顔写真付の身分を証明する書類 9 監約書・連帯保証人承諾書 10 その他市長が必要と認める書類	-	給付後、2年又は給付期間の1.5倍のいずれか長い期間「就農状況報告」の提出が必要	詳細については、「天草市親元就農奨励金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者又は法人	【経営継承・発展等支援事業】 将来に渡って地域の農地利用を担う経営体を確保するため、地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者又は法人による、経営発展するための取り組み(研修や機械装置等の導入)への補助	○補助額 1経営体あたり、100万円を上限とする。	事業開始前	1 経営発展計画 2 個人事業の開業・廃業届(写)※ 3 確定申告書(写)及び青色決算書(写)※ 4 青色申告承認申請書(写) 5 家族経営協定書(写) 6 市税等納付状況調査同意書 7 その他市長が必要と認める書類 ※法人の場合は、履歴事項全部証明書(写)、定款又は規約(写)、確定申告書(写)、損益計算書(写)	事業完了日から30日以内または2月末日のいずれか早い日	1 完了後写真 2 請求書及び領収書(写) 3 契約書(写)及び見積書 4 納品書 5 その他取組完了を証する書類	詳細については、国が定める「経営継承・発展等支援事業実施要領」、「天草市経営継承・発展等支援事業交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
集落営農法人経営安定化支援事業	本市の地域農業の担い手の中核となる集落営農法人の農業経営の安定に資するため、人材の確保、農業用機械等の整備を支援する。	設立後2年以内の集落営農法人	【集落営農法人活動拠点整備支援補助金】 集落営農法人設立後2年以内に活動の拠点となる事務所整備に係る経費に係る補助金	(補助対象経費) 事務所整備に係る経費 (補助率) 事業費の3分の2以内(上限200万円) ただし、法人設立後2年以内1回限り	事業実施前	1 平面図、カタログ、見積書等 2 位置図、見取り図 3 着事前写真 4 施設利用計画書 5 事務所使用関係契約書	事業終了後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	
		集落営農法人	【集落営農法人雇用支援補助金】 集落営農型農業法人が行う新規常勤雇用に伴う人件費に係る補助	(補助対象経費・補助額) 常勤雇用者1につき、月額97,000円(最長2年)	雇用開始後速やかに	1 認定農業者認定書 2 新規雇用及び社会保険の加入確認書類			
		集落営農法人	【集落営農法人農業用機械等整備補助金】 集落営農法人が導入する農業用機械等の整備に係る経費を補助する。	(補助対象経費) 対象経費の30%(ただし、国県補助事業の採択を受けた場合は、国県の補助率と合わせ最高50%まで上乗せ)で上限200万円。ただし、農業散布等無人航空機(ドローン)の導入にあつては対象経費の50%で上限100万円	事業実施前	1 設計書・見積書 2 図面・現況写真	事業実施後速やかに	1 完了後写真 2 領収証の写し	
		JA集落営農法人連携組織	【集落営農法人連携組織支援補助金】 JAが構成する集落営農法人連携組織の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 集落営農法人連携組織が実施する事業に係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
物産地域イベント支援事業	地域の活性化と農業の振興を図る。	物産地域イベントを開催する団体	次のイベントに係る事業費 1 天草町ジャガジャガ祭 2 JA本渡五和アグリフェスタ	(補助対象経費) 各イベントに係る経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額とし、1事業当たり800,000円以内とする。	事業実施前		事業終了後速やかに	実施状況写真	
地産地消体験活動推進事業	食と農業に対する知識や関心を深める。	小学校・中学校・子ども会・農業団体	米づくり体験事業 (田植えから収穫までの米作り体験及びその米を利用した料理教室)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、50,000円以内とする。	年度開始後速やかに又は事業実施前		事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 領収証の写し	
		保育園・幼稚園	地産地消体験事業 (農作業体験及び地元でとれた農産物を使った料理体験)	(補助対象経費及び補助額) 報償費、材料費、借地料等で、30,000円以内とする。					
農業関係団体育成支援事業	農業振興及び地域の活性化を図る。	・天草市認定農家の会 ・天草市青年農業者クラブ ・天草市地域活性化グループ ・JA農業生産者部会 ・有機農業協議会 ・JA	農業関係団体の育成支援のため農業関係団体の事業運営に対し補助金を交付する。 1 認定農業者組織育成補助金 2 青年農業者組織育成補助金 3 地域活性化グループ育成補助金 4 農業生産者組織育成補助金 5 農業女性大学補助金	(補助対象経費) 各団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	各団体総会(開校式)終了後速やかに		年度末		
中山間地域等直接支払事業	中山間地域において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。	集落協定等の認定の通知を受けた集落等の代表者(個別協定にあってはその個人)	中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年12補改B第38号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払天草市基本方針に定める対象地域及び対象農用地において、集落協定等に基づく農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を5年以上実施する事業	(補助額) 中山間地域等直接支払交付金実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「中山間地域等直接支払交付金実施要領」及び「天草市中山間地域等直接支払交付金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
多面的機能支払事業	地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。	市による事業計画の認定を受けた活動組織又は広域活動組織	多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づく農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業	(補助額) 多面的機能支払交付金実施要綱に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「多面的機能支払交付金実施要綱」及び「天草市多面的機能支払交付金交付要領」に基づく。
	急傾斜の農業施設(水路、農道、ため池等)の法面に防草シートを設置し、作業の省力化を図る。	複数の農業者で構成する団体等(日本型直接支払制度に取組む集落)	【防草シート設置実証事業補助金】 共同で管理する農業施設(水路、農道、ため池等)の急な法面に防草シートを設置し、共同作業の省力化を図り、事業実施後、事業実施主体から報告書等の提出を求め、その有効性及び経済的な効果、課題などを検証する。	【補助対象経費】 ・防草シート(10年以上耐用年数のあるもの) ・固定ピン等副資材 【補助額】 ・200千円以内(1集落)	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算書 3 見積書の写し 4 位置図 5 同意書 6 着手前の写真	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書及び納品書の写し 4 設置後の写真	詳細については、「天草市防草シート設置実証事業補助金交付要領」に基づく。
環境保全型農業直接支払事業	農業分野の環境保全機能を発揮させることにより、地球温暖化防止や生物多様性保全を図る。	農業者の組織する団体等	国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付22生産第10953号農林水産事務次官依命通知)に基づく化学肥料、化学合成農薬の5割削減の取組みとセットで取組む営農活動を支援する事業	(補助額) 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱」及び「天草市環境保全型農業直接支払交付金交付要領」に基づく。
耕作放棄地解消事業	耕作放棄地を農地で再生する取組及び再生された農地における営農定着の取組みを支援する。	事業実施後、5年間以上耕作を行う担い手	熊本県耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業)実施要領に定める事業	(補助額) 耕作放棄地解消事業実施要領に定める額(交付率100%)	事業実施前	1 位置図 ・管内図 ・見取図 ・字図 2 解消前写真	事業終了後速やかに	解消後写真	詳細については、「熊本県が定める「耕作放棄地解消事業実施要領」に基づく。
有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、自衛策として金網、電気柵、トタン及び網等(以下「防護柵」という。)を設置した者	有害鳥獣被害防護柵設置事業 ①道路(国道市道、一定要件農道等)、河川、用排水路、宅地、山林、耕作放棄地等(以下「一定条件」という。)で囲まれた農地で、隣接している耕作地を含まずに設置する場合 ②一定条件で囲まれた農地で、一体的に施行する場合	(補助対象経費) 次の防護柵等に係る費用(設置に係る費用を除く) (1)電気柵 (2)金網柵 (3)ワイヤーメッシュ柵 (4)トタン (補助額) ①対象経費の2分の1以内(上限50万円) ②対象経費の3分の2以内(上限50万円) ※1,000円未満切り捨てとする。	①防護柵の設置を完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日 ②事業実施前	① 1 設置後の写真 2 領収書及び納品書又は見積書 3 市税等納付状況調査同意書	①一 ②事業完了後直ちに	①一 ②領収書及び納品書等	詳細については、「天草市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
有害鳥獣の捕獲を推進する。	天草市に住所を有する者	狩猟免許取得		(補助対象経費) 1 収入証紙代 2 診断書料 3 講習会受講料 4 その他市長が認めるもの (補助額) 補助対象経費の2分の1以内を補助額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、10,000円を上限とする。	事業終了後速やかに	1 狩猟免許証の写し 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等納付状況調査同意書	-		詳細については、「市が定める「狩猟免許取得補助金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
有害鳥獣による農作物等の被害防止を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会会員であって、わな猟免許保持者のうち、箱わな、くりわなを購入する者	有害鳥獣捕獲わな購入事業 有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために、有害鳥獣捕獲のための箱わな又はくりわなを購入する者に対する補助事業	(補助対象経費) 箱わな及びくりわなの本体部分 (補助額) 補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)とし、次に定める額を限度とする。ただし、予算の範囲内で交付する。 (1) 箱わな 35,000円/基 (2) くりわな 10,000円/基	事業実施前	1 図面等 2 見積書 3 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 写真(購入後)	詳細については、「天草市有害鳥獣捕獲わな購入事業補助金交付要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。	
有害鳥獣捕獲対策協議会運営補助事業	有害鳥獣捕獲効果の促進を図る。	天草市有害鳥獣捕獲対策協議会(以下この項において「協議会」という。)	1 協議会の運営 2 有害鳥獣捕獲事業	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		
水田経営安定対策事業	主食用米の需給に応じた生産に取り組むとともに、水田フル活用を行う。	地域農業再生協議会 農業協同組合	【水田産地化総合推進事業補助金】 熊本県の水田産地化総合推進事業実施要領に定める事業	(補助対象経費及び補助率) 主食用米の需給に応じた生産に取り組むとともに、水田フル活用を推進するための事務経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県が定める「水田産地化総合推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	経営所得安定対策の円滑な推進を図る。	天草市農業再生協議会	【経営所得安定対策等推進事業補助金】 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に必要なとなる推進活動のうち、地域農業再生協議会が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する事業	(補助対象経費及び補助率) 共済費、資金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費 (補助率) 補助対象経費の100%	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、国が定める「経営所得安定対策等推進事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
	米の農作業受託等を推進するため、農作業受託団体等の農業機械の充実を図る。	農作業受託組合等(集落営農法人を除く)	【農業施設機械整備事業補助金】 米の農作業受託等を推進するための農機具等の機械購入	(補助対象経費及び補助率) 標準仕様様のトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターと組み合わせて使用する作業機 (補助率) 農機具等機械購入費の30%以内(上限額130万円)	事業実施前	1 同意書 2 実施準備状況 3 議事録の写し 4 位置図、平面図 5 見様書、カタログ	事業終了後速やかに	領収書の写し	詳細は、「天草市農業施設機械整備事業実施要領」に基づく。
	市内農業が直面する課題解決に向けて「機械の共同化」、「受委託作業の推進」、「作業の省力化」の3つの柱を実現する天草型スマート農業の推進を図る。	集落営農法人等	【水稲スマート農業実証事業】 水管理に伴う見回り作業の省力効果や導入による費用対効果を検証する取組に補助。	(補助対象経費及び補助率) 補助対象経費の30%。	事業実施前		事業終了後すみやかに		
家畜伝染病対策事業	牛伝染性リンパ腫の感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、牛伝染性リンパ腫の感染率を低下させ、農場の清浄化を図る。	1 天草畜産農業協同組合 2 国のEBL対策ガイドラインに沿った取り組みに努める農業者	【EBL清浄化対策事業補助金】 1 繁殖雌牛の抗体検査のうち、国事業の対象とならない陰性牛のみの畜産農家が行う抗体検査 2 牛舎内での、陽性牛の分離飼育を推進するため、分離用のネット資材の購入、簡易牛舎の増設・補修 3 陰性母牛からの早期離乳を促すための代用乳購入 4 陰性牛から陰性牛への更新のための導入 5 陰性の優良繁殖母牛から受精卵を採取、他の牛へ移植し陰性後継牛を確保するための費用	(補助対象経費及び補助額) 1 抗体検査料の2分の1以内 2 分離用のネット資材購入費の3分の1以内 簡易牛舎の増設・補修費 請負施工の場合 事業費の2分の1以内(上限2,500千円) 自力施工の場合 資材費の3分の2以内(上限1,000千円) 3 代用乳購入費の3分の1以内(上限10千円) 4 陰性牛導入補助 100千円/1頭(上限) 5 採卵・移植に要する経費 2分の1以内 (上限75千円)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	領収書の写し等	詳細については、「天草市EBL清浄化対策事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
	伝染病の予防並びに伝染病の被害甚大化防止及び清浄化による畜産経営の安定を図る。	農業者又は農業者団体	【豚熱対策事業補助金】 1 農場で使用する消毒資材の購入費 2 豚舎専用更衣室や消毒用の動噴、豚熱ワクチン接種に必要な資材の導入にかかる費用 3 注射器・注射針の購入費 4 豚熱用ワクチン費用	(補助率) 1 事業費の1/2以内(上限:1戸当たり500千円) 2 豚舎専用更衣室(建築、プレハブ)や消毒用機材(動噴一式)、防疫用資材(防護服、長靴等)の導入にかかる費用の2/3以内(豚舎専用更衣室は上限1,000千円) 3 注射器・注射針購入費の10/10 4 豚熱用ワクチン費用 70円/頭	8月30日以降又は事業実施前	・見積書又は納品書の写し ・市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	納品書又は領収書の写し等	詳細については、「天草市豚熱対策実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
畜産振興対策事業	規模拡大を行う農家に優良な家畜の導入を円滑に実施する。	基金造成主体となる農業協同組合	【家畜導入事業補助金】 熊本県の家畜導入事業実施要領に基づき基金造成主体となる農業協同組合が行う家畜導入事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり142,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県家畜導入事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金交付要領」に基づく。
	畜産業の振興を促進する。	農業協同組合	【地域肉用牛振興対策事業補助金】 農業協同組合が優良な繁殖雌牛を購入し、畜産農家に一定期間貸付けた後譲渡する事業	(補助額) 優良雌牛導入牛1頭当たり50,000円以内	事業実施前		事業終了後速やかに	牛登記証の写し	
	地域の飼料生産利用体制を強化し、自給飼料に立脚した畜産経営を実現する。	農業団体、営農集団等	【自給飼料活用型TMR利用拡大支援事業補助金】 〇飼料用米等給与実証 飼料用米等の利用に関する畜産農家の不安解消と理解促進を図るために行う給与実証に必要な経費を支援する事業	(補助対象経費) 1 飼料購入費(飼料原料費、資材費を含む。) 2 飼料分析費 3 その他給与実証に必要な経費 (補助率) 事業費の1/2以内	事由発生後速やかに		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県が定める「自給飼料活用型TMR利用拡大支援事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
	市内農業が直面する課題解決に向けて「機械の共同化」、「受委託作業の推進」、「作業の省力化」の3つの柱を実現する天草型スマート農業の推進を図る。	畜産農家	【畜産スマート農業推進事業補助金】 天草型スマート農業の普及のため、畜産業における省力化につながる設備等の導入に支援。 (対象設備:分婣予知・発情発見システム、スタンション自動開閉装置、放牧牛管理システム、監視カメラシステム等)	(補助対象経費及び補助率) 事業費の30%	事業実施前	市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに		市税等の滞納がないことが条件。
	畜産農家の経営の安定及び産地の維持・育成を図る。	天草市に住所を有する養豚農業者3人以上で構成される団体	【養豚振興協議会育成補助金】 天草市養豚振興協議会の活動に対して補助金を交付する。	(補助対象経費) 団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限 事業実施前	申請 添付書類等	実績報告書 提出期限 事業終了後速やかに	実績報告 添付書類等	備考
	畜産農家の経営の安定及び産地の維持・育成を図る。	農業協同組合	【肉用牛産地強化推進事業補助金】 家畜市場統合に伴う経費の増加に対し、農家負担軽減のため増加した経費を支援する。	(補助対象経費及び補助率) 事業費の1/2以内					
放牧推進事業	放牧による畜産農家の労働力の省力化やコスト削減による経営の安定を図る。	畜産農家	【放牧条件整備事業補助金】 放牧資材費(放牧に必要な資材) 隔壁物(牧柵、電気牧柵設備一式)、簡易給水器(ポーリング工事を含まない)、簡易捕獲器(運動スタンション、追い込み枠)、親子放牧用枠(子牛だけ給餌休息できるスペース)、管理用道路補修資材等	(補助額) 1/2以内(上限50万円)	事業実施前	市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに		詳細については、「放牧条件整備事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
	耕作放棄地等における放牧事業により、農地の保全、有害鳥獣による被害の軽減及び畜産農家の経営安定を図る。	集落営農組織、中山間直弘、多面的機能交付金事業により協定締結している集落等であって代表者等を定めた規約を有する組織	【集落連携放牧事業補助金】 市が指定した地区において集落連携放牧事業協定書に基づき実施される、農地の適正管理、有害鳥獣被害の低減、畜産農家の労力の低減等に資する事業	(補助額) 次の1及び2を合わせた額。ただし、1集落当たり100万円を上限とする。 1 協定面積払 協定面積に応じた次の額 (1) 10ha以上 50万円 (2) 8ha以上 45万円 (3) 6ha以上 40万円 (4) 4ha以上 35万円 (5) 2ha以上 30万円 2 放牧面積払 10a当たり2万円	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「天草市集落連携放牧モデル事業実施要領」に基づく。
畜産環境対策推進事業	畜産経営に係る環境保全と健全な発展を図る。	天草市に住所を有する3戸以上の農業者で構成する営農集団等	【畜産環境対策推進事業補助金】 家畜排せつ物における悪臭改善対策として、臭気測定、資材実証試験等の取り組みに対する補助	(補助対象経費) 1 資機材等の購入に係る経費 2 実証試験を行う臭気資材及び調査研究に係る経費 (補助額) 1 資機材等の購入費(定額) 2 事業費の50%以内 (上限、1組織=100万円以内)	事業実施前	見積書の写し	事業終了後速やかに	1 臭気測定の記録 2 領収書の写し	
		畜産農家及び畜産農家の組織する団体	【臭気低減対策実証事業補助金】 畜産業に起因する悪臭による周辺環境への影響を軽減するための取り組みを実施するために必要な資材や塗・カーテン等を設置し、その効果の実証試験を支援。	(補助対象経費及び補助額) 臭気の拡散を防止するための資材の購入や設置にかかる経費の50%以内(上限50万円)	事業実施前	見積書の写し	事業終了後速やかに	1 臭気測定の記録 3 領収書の写し	
園芸施設整備支援事業	果が推進する果樹、園芸等の補助事業を実施する。	3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合	【攻めの園芸生産対策事業補助金】 攻めの園芸生産対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業	(補助率) 事業費の50%以内	事業実施前	-	事業終了後速やかに	-	詳細については、熊本県が定める「攻めの園芸生産対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
	野菜・花き及び果樹農業の振興を促進する。	農業者又は農業者団体	【園芸施設整備等事業補助金】 次に掲げる事業を対象とする。ただし、国又は県の補助事業となるものを除く。 1 かんがい対策事業 貯水量が果樹にあっては概ね70t以上、果樹以外にあっては概ね20t以上の簡易貯水槽の設置事業、防水用ゴムシートの更新(耐用年数終了のものを含む。)及び給水ポンプ施設等設置事業(3戸以上の共同事業に限る。) 2 園内作業道整備事業 事業費が10万円以上の作業道の整備(舗装をいう。)及び急傾斜地運搬機械(モノレール)整備	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内。ただし、農業者団体の場合は、構成員全てを認定農業者及び認定新規就農者とする。)貯水槽の設置、更新については、シートの厚さ05mm以上のものを対象とする。 (補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、原材料費にあっては市が定める原材料単価額を上限とする。	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	認定農業者及び認定新規就農者に対する40%以内の補助は、平成25年度から令和5年度(2023年)までとする。詳細については、市が定める「園芸施設整備等事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。
		農業者(定年就農者含む)又は農業者団体	3 ハウス施設整備事業 (1)ハウスの建設(新設・中古) 中古ハウス本体の購入費は対象とせず、資材費(交換部品代)を対象とする。 (2)ハウスの更新 耐用年数が過ぎ老朽化したハウスの更新。 (3)ハウスの改修 第三者の使用していないハウスを改修し再利用するもの。 (4)ハウスの再建、復旧 台風等農業気象災害で被災したハウスで、国県の補助を受けられないもの。なお、補助対象経費は被覆資材を含まず、共済金(みなし額)を除いた額とする。 (5)ハウス強靱化につながる補強(長寿命化) ハウスの補強資材の導入及びそれぞれ併せて行う法定耐用年数が経過した部材の交換。 【要件】 (1)(2)(3)については、事業費が30万円/10a以上。(4)については事業費が15万円/10a以上。(5)については事業費が20万円/10a以上とする。 ・原則として共済加入を義務とする ・ハウス面積が概ね500㎡以上あること。	(補助対象経費) (1)～(5)のハウスの建設等に伴う経費。 (1)～(3)と一体的に整備する栽培棚、換気扇、巻き上げ機、電照施設等の附帯設備の整備費も含む。 (補助率) (1)(2)(4)(5)のハウス建設等については、事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては40%以内)とする。 (3)のハウスの改修については、資材費の50%以内とする。 (補助の上限) (1)(2)のハウスの建設、更新については、180万円/10aを上限とする。 (3)(5)のハウスの改修、強靱化については、50万円/10aを上限とする。 (4)のハウスの復旧については、240万円/10a(認定農業者及び認定新規就農者においては、320万円/10a)を上限とする。(附帯設備を含む) (1)(2)(3)のハウスの附帯設備については、50万円/10aを上限とする。	事業実施前				ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考	
		農業者又は農業者団体	4 雪害農家用ハウス撤去対策事業 大雪により倒壊した農家用ハウスの解体費及び廃材の運搬費(以下「撤去費」という。)の補助	(補助額) 撤去費の2分の1以内。 ただし、園芸施設共済(特定園芸施設及び附帯施設)による撤去費用分の共済支払金を受けた場合や、資材等の廃材を処分して収入が発生した場合で、その額と補助額を合わせて撤去費を超える場合は、その差額を補助額から控除する。 (限度額) 1 請負施工 (1)基礎を有するハウス 325,000円/10a (2)(1)以外のハウス 250,000円/10a 2 自力撤去 55円/㎡ ※自力撤去とは、外注費が発生しない撤去とする。ただし、2親等内に対する賃金、賃借料は、外注費と認めない。	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。					
			5 農作物被害防止施設整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であって、事業費(防鳥施設に係るもの)が5万円以上のもの	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前					
			6 省エネルギー設備導入事業 ハウス面積がおおむね500㎡以上ある果樹、野菜又は花きの施設における省エネルギー設備導入事業(循環扇、加温機、二重又は三重カーテン等新規に購入するものに限る。)ただし、加温機については更新含む。	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前					
			7 暗渠排水対策整備事業 受益面積がおおむね500㎡以上であって、土地改良事業(市単独)で実施できない暗渠等の導入による排水対策整備事業	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)で、30万円を上限とする。	事業実施前					
		農業者団体	8 施設園芸被覆資材導入事業 農家用ハウスの概ね10年以上使用した被覆資材の更新 【要件】 ・ビニールの厚さは0.15mm以上 ・原則として共済加入を義務とする	(補助率) 事業費の30%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、40%以内)	事業実施前	1 工事写真 2 領収書の写し				
			9 園地整備事業 樹園地の基盤整備事業 【要件】 ・市の指定を受けた地区であること ・機械化作業体系に適した植栽方法とすること ・平坦化した30a以上の農地であること	(補助率) 30a以上の集積基盤整備団地を作る整備計画の実現に係る費用。1団地当たりの補助額は次のとおり 30a～600千円、50a～1,000千円、1ha～2,200千円、1.5ha～3,440千円、2ha～4,800千円、2.5ha～3.0ha6,000千円	事業実施前	1 位置図 2 平面図 3 集積計画 4 園図	1 工事写真 2 領収書の写し			
			被災農業者	【台風被害等生産施設復旧対策事業補助金】 台風被害等生産施設復旧対策事業実施要領(以下この項において「県要領」という。)に基づき行う事業	(補助率) 補助対象事業費の50%以内(認定農業者及び認定新規就農者においては、60%以内)	事業実施前 ただし、事前着工についてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。	1 位置図、平面図 2 見積書の写し	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については「県要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
			県が推進する果樹、園芸等の補助事業を実施する。	3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合 【次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金】 次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業 1 産地基盤の整備 2 作業受託組織の育成支援 2 不知火類の貯蔵環境改善モデル実証支援 次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業	(補助率) 1 産地基盤の整備 50a以上の集積基盤整備団地を作る整備計画の実現に係る費用 定額(1,000千円/50a) ただし、1団地当たりの補助額は次のとおり 50a～1,000千円、1ha～2,200千円、1.5ha～3,440千円、2ha～4,800千円、2.5ha～3.0ha6,000千円 2 作業受託組織の育成支援 新規組織 定額600千円 既存組織の受託能力向上 400千円以内 (補助率) 事業費の50%以内	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「次代につながる熊本の果樹強化対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。
園芸作物振興対策事業	果樹、野菜及び花き生産の安定経営と新規作物の推進を図る。	農業者又は農業者団体	【園芸作物振興対策事業補助金】 1 新規作物導入事業 市が指定する新規作物の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費の30%以内	事業実施前	1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 納品書の写し 2 領収書の写し	詳細については、「園芸作物振興対策事業実施要領」に基づく。市税等の滞納がないことが条件。	
			2 環境保全型事業 市が認める環境保全型農業技術の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 【導入事業】 環境保全型農業資材費の30%以内 【生分解性マルチ導入実証事業】 生分解性マルチを導入する経費で予算の範囲内で定額						
			3 新技術導入事業 市が認める農業分野新技術の導入事業	(補助対象経費及び補助率) 新技術導入事業資材費の30%以内						

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考	
			4 露地野菜推進事業 JAが産地強化のため推奨する露地野菜の推進事業	(補助対象経費及び補助率) 種苗購入費等の30%以内						
			集落営農法人	5 水田有効活用推進事業 集落営農法人が収益確保のため取り組む露地野菜の推進事業						(補助対象経費及び補助率) 資材費の30%以内(21千円/10aを上限とする)
			農業者又は農業者団体	6 果樹優良品種系統更新事業 事業面積がおおむね10アール以上、天草地域の奨励品種である改植事業(伐採、整地及び植栽の一連の作業を行うものをいう。)						(補助対象経費及び補助額) 改植事業に要する経費で、1本当たり500円を上限、かつ10アール当たり54,000円以内
				7 資材高騰緊急対策支援事業 イチゴ栽培に取り組む農家がミツバチを導入する際の資材代の補助をする事業						(補助対象経費及び補助率) ミツバチ導入費の30%以内
			農業協同組合	【野菜価格安定事業補助金】 市が認める作物である「オクラ」「スナップエンドウ」「イチゴ」を対象とし、旬別平均販売価格が基準単価を下回った場合の差額の9割について、野菜生産農家に対して生産者補給金を交付する事業						(補助対象経費及び補助率) 旬別平均販売価格と基準単価の差額の9割の50%以内 基準単価 1 オクラ 617円/kg 2 スナップエンドウ 10月から12月まで950円/kg 1月から4月まで751円/kg 5月から6月まで702円/kg 3 イチゴ 1月から2月まで1,004円/kg 3月813円/kg 4月から5月まで578円/kg
			農業者又は農業者団体	【オリーブ栽培事業補助金】 オリーブ生産の経営の安定を図る 1 オリーブ改植事業 優良品種への改植 2 倒伏防止支柱設置事業 3 オリーブ移植・土壌改良事業 4 排水対策事業						(補助対象経費及び補助額) 1. 優良品種への改植のための、苗代、土壌改良剤等の2分の1以内(上限3,000円/1本) 2. 台風等による倒伏防止のために設置する支柱設置にかかる経費の2分の1以内(上限91千円/10a) 3. 圃場条件が悪い圃地から、優良圃地への移植、それに伴う土壌改良にかかる経費に6,500円/1本(ハイライト施用の場合は、1,500円/1本追加) 4. 排水対策用にマルチ施用にかかる資材代の2分の1以内
			3戸以上で組織する生産組合及び農業生産法人並びに農業協同組合	【果樹競争力強化推進事業補助金】 次代につながる熊本果樹強化対策事業実施要領(県要領)に基づき行う事業						(補助率) 事業費の50%以内
農業用廃プラスチック類の適正処理を図る。	農業協同組合	【農業用廃プラスチック類処理対策事業補助金】 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処理対策事業	(補助対象経費) 補助対象者が実施する農業用廃プラスチック類の回収・廃棄等処分費用 (補助率) 予算の範囲内とし、補助対象経費の3/10以内とする。(補助上限350千円)	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、熊本県が定める「次代につながる熊本果樹強化対策事業実施要領」及び「天草市農業振興補助金等交付要領」に基づく。		
市内農業が直面する課題解決に向けて「機械の共同化」、「受委託作業の推進」、「作業の省力化」の3つの柱を実現する天草型スマート農業の推進を図る。	農業者団体	【園芸作物スマート農業実証事業補助金】 樹園地におけるドローン等防除の効果実証の補助	(補助対象経費) 防除に係る経費(農業代は除く) (補助率) 予算の範囲内で定額	事業実施前		事業終了後速やかに				
園芸共済振興対策事業	果樹農業の経営安定及び生産力の向上を図る。	農業共済団体	【果樹共済掛金補助金】 果樹共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うものに対する補助事業	(補助率) 農業者が負担する共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表		
	施設園芸の経営安定及び生産力の発展を図る。	農業共済団体	【園芸施設共済掛金補助金】 園芸施設共済事業に加入する者で、5,000円以上の当該掛金を払うもの。ただし、ハウスのみとし、付帯施設及び作物はこの限りでない。	(補助率) 農業者が負担する園芸施設共済掛金の30%以内	事業実施前	共済掛金明細一覧表	事業終了後速やかに	共済掛金明細一覧表		
園芸作物生産組織育成支援事業	園芸作物を生産者等で組織する団体が行う、現地検討会、研修会等に要する団体運営経費に支援を行い、作物の振興を図る。	天草市に住所を有する園芸作物を生産する農業者3人以上で構成される団体	次の団体の活動に対して補助金を交付する。 1 天草市菜たばこ振興会 2 天草市オリーブ栽培者の会	(補助対象経費) 団体の事業運営費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末			
園芸施設省エネ投資緊急支援事業	コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている施設園芸農家に対し、経営負担の軽減と経営安定を図る。	農業者及び農業者団体	【園芸施設省エネ投資緊急支援事業補助金】 施設園芸農家に対して、経営継続のために取り組むため令和4年度に導入する省エネルギー機器(加温器)購入費の一部を支援する事業。	(補助率) 事業費の2/3以内		1 位置図、平面図 2 見積書の写し 3 市税等納付状況調査同意書	事業終了後速やかに	領収書の写し等	詳細については、「園芸施設省エネ投資緊急支援事業実施要領」に基づく。	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
肥料価格高騰緊急対策事業	コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている農業者に対し、経営負担の軽減と経営安定を図る。	農業者団体	【肥料価格高騰緊急対策事業補助金】 化学肥料低減の取り組みを行うことを条件に、前年度から増加した肥料購入費の一部を補助する事業。	(補助対象経費) 令和4年6月から5月までに購入した肥料 (補助率) 価格高騰分の30%以内		1 購入価格が分かるもの 2 化学肥料低減計画書	事業終了後速やかに	1 領収書 2 化学肥料低減報告書	詳細については、「肥料価格高騰緊急対策事業実施要領」及び市の「肥料価格高騰緊急対策事業実施要領」に基づく
凍害対応農業継続緊急支援事業	令和5年1月の大雪により凍害を受けた枇杷農家に対し、次期作に向けた生産及び出荷に係る資材に支援を行うことで、生産意欲の向上を図り農業の継続を後押しする。	5戸以上の農業者団体	次期作に向けた枇杷の生産に係る資材及び出荷に係る資材の購入に対する一部補助	(補助対象経費) 令和5年7月1日から令和5年12月31日までの期間において、次期作に向けた肥料、袋、マット等の生産に係る資材及びバック、フィルム、段ボール等の出荷に係る資材の購入費 (補助額) 次期作に向けた資材購入費の1/2以内	実施前	1. 見積書 2. 被災写真 3. 直近3年間の販売実績が証明できるもの	事業終了後速やかに	納品書、領収書の写し等	詳細については、「凍害対応農業継続緊急支援事業実施要領」に基づく
農業者支援物価高騰緊急対策事業	原油価格や物価高騰の影響を受けている農業者を支援し、農業継続意欲の向上を図り、農業継続を支援する。	農業者団体	【出荷資材支援事業】 ①果樹、園芸、花き及び特産物を出荷する販売農家に対し、出荷用段ボール等資材の購入費の一部を支援する。 ②生産者からの申請等を取りまとめる事務推進費として定額を支援する。(R5年度実施分のみ) 【生産資材支援事業】 1 果樹、園芸、花き及び特産物の生産を行う農業者に対し、①生産資材コストの低減や②農産物の品質向上が見込まれる生産資材の購入費の一部を支援する。 ※①はR5年度実施分のみ 2 生産者からの申請等を取りまとめる団体に、事務推進費として定額を支給する。 【土壌分析支援事業】 施肥量の削減に取り組む農家に対し、土壌分析に係る費用の一部を支援する。 【次期作支援事業】 果樹、園芸、花き及び特産物の生産を行う農業者に対し、次期作に必要な資材の購入費等の一部を支援する。 【共同利用施設支援事業】 農業者の組織する団体が、共同利用施設で利用する省エネルギー機器の購入費の一部を支援する。	(補助対象経費) ①令和4年度もしくは令和5年度に使用する出荷用段ボール等資材の購入費(R5年度実施分のみ)、及び令和5年度もしくは令和6年度に使用する出荷用段ボール等資材の購入費(R6年度実施分のみ) ※事業費の下限を1経営体あたり5万円/年とする。 ②消耗品代、郵便代、振込手数料等(R5年度実施分のみ) (補助額) ①資材購入費の10%以内 ②事務推進費(定額)(R5年度実施分のみ) (補助対象経費) 1 ①生産資材コスト低減タイプは、燃油、肥料、農薬、被覆資材等の低減が見込まれる資材の購入費(R5年度実施分のみ) ②品質向上タイプは、農産物の品質向上が見込まれる資材の購入費 ※事業費の下限を1経営体あたり5万円/年とする。 2 消耗品代、郵便代、振込手数料等 (補助額) 1 ① 1/2以内(県事業と併せて実施する場合は1/3以内)(R5年度実施分のみ) ② 1/2以内 2 定額 (補助対象経費) 令和5年6月1日以降に実施する土壌分析に係る費用(R5年度実施分のみ) (補助額) 土壌分析の検査契約料金の20%以内(R5年度実施分のみ) (補助対象経費) 1 次期作の種苗代(園芸、花き) 2 次期作の土壌改良資材とダニ剤の購入費(果樹、茶) 3 土壌分析の契約料金 ※土壌改良資材を導入する場合は、土壌分析を必須とする。 (補助率) 1 30%以内 2 土壌改良資材50%以内、ダニ剤30%以内 3 50%以内 (補助対象経費) 省エネルギー機器の購入費 (補助額) 購入費の50%以内	各事業の対象期間内(事業開始前)	見積書、納品書、領収書の写し等、購入数量と金額が分かるもの	事業終了後速やかに	納品書、領収書(請求書)の写し等	詳細については、「農業者支援物価高騰緊急対策事業実施要領」に基づく。
畜産業者物価高騰緊急対策事業	原油価格や物価高騰の影響により、価格が上昇し高止まりしている輸入配合飼料において、国の配合飼料価格安定制度での価格補填では不十分であり、農家負担額が増加し続けていることから、負担の軽減と経営の安定を図る。	①R5年度に配合飼料価格安定制度に加入している又はR6年度に同制度に加入することが確実である畜産農家 ②熊本県畜産農協天草支所	①令和2年10月から令和5年3月までの30ヶ月の平均輸入原料価格から増加した令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)の平均輸入原料価格との差額について一部を支援する。 ②畜産農家からの申請等を取りまとめる事務推進費として定額を支援する。	①配合飼料価格安定制度の契約数量に飼料価格高騰分(令和2年10月から令和5年3月までの30ヶ月の平均輸入原料価格から増加した令和4年度の平均輸入原料価格との差額)を乗じた額の25% (補助単価の算定には(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金が公表する輸入原料価格を用いる。) ②事務推進費(定額)	事業の対象期間内	配合飼料価格安定制度の契約内容が分かるもの(契約書の写し等)、誓約書	事業終了後速やかに	令和5年度もしくは令和6年度配合飼料価格安定制度に加入し、配合飼料の購入契約数量が分かるもの。	詳細については、「畜産業者物価高騰緊急対策事業実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 農林整備課									
土地改良支援事業	農業生産性の向上及び経営の合理化を図る。	天草市に住所を有する農業者又は農業者団体	1 受益戸数2戸以上及び受益面積20アール以上の農業用施設の整備並びに維持管理事業 2 基盤整備事業(受益面積10アール以上のほ場整備等) 3 農地等災害復旧事業(他の補助事業の対象とならない小規模災害)	(補助額) 1 事業費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、100万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。 2 事業費に2分の1を乗じて得た額が10万円未満のときは、補助の対象としない。	事業実施前	1 事業関係者の同意書 2 工事見積書 3 事業地位位置図、計画平面図、地籍図、数量計画書等 4 農地形状変更届受理通知の写し 5 市税等納付状況調査同意書(個人申請の場合)	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 工事写真 3 領収証の写し	
土地改良区償還金補助事業	土地改良事業の資金借入金及び借入利息に対する補助を行い、土地改良区の安定的な運営を図る。	天草市内の土地改良区	土地改良区が土地改良事業のための資金として借り入れた借入金のうち、当該年度に支払うべきものとされている償還元金及び利息	(補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	金額確定後速やかに	1 償還計画表 2 払込通知書又は償還証明の写し	年度末	償還実績書 通帳写し等支出を証明できるもの	
土地改良区管理運営支援事業	土地改良区の運営経費、施設の維持管理及び修繕等経費を補助することで、安定的な運営を図る。	天草市内の土地改良区	土地改良区の運営に係る必要な経費	(補助対象経費) 1 土地改良区の運営費 2 土地改良区施設の維持管理費及び修繕費 3 土地改良区職員の人件費 4 その他市長が必要と認める経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに	事業計画書	年度末	事業実績書	
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の計画的な整備補修を行うことにより、施設の長寿命化を図る。	天草市内の土地改良区農業者等の組織する団体	土地改良事業等で整備された土地改良施設の整備補修事業	(補助額) 適正化事業賦課金(拠出金)の50%以内 事務賦課金の50%以内	6月末日	熊本県土地改良事業団体連合会請求書の写し	振込み終了後速やかに 事業実施年度において、事業完了後速やかに	振込み証明書 事業実施年度においては、委託・工事請負契約書の写し	詳細については、「土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱」、「土地改良施設維持管理適正化事業実施要領」に基づく。
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業生産活動等の基幹となる農業水利施設の計画的な補修や更新等を行うことにより、施設の長寿命化を図る。	天草市内の土地改良区農業者等の組織する団体	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知)及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)の要件を満たす事業	(補助額) 総事業費の13%以内とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	国県補助金内示書の写し	事業終了後速やかに	1 国県補助金交付決定通知書の写し 2 経費の内訳がわかるもの	詳細については、「農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱」、「農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領」に基づく。
新たな森林管理推進事業	森林経営管理意向調査及び森林経営管理現地調査の結果に基づき、適切な間伐等の森林整備が困難な民有人工林について、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、間伐等の造林事業を推進し健全な森林の育成を図る。	1 熊本県産育成経営体 2 天草市に住所を有し、次の各号いずれにも該当する事業者 ①従業者が2名以上であること ②使用する機械の資格を有していること ③労働災害保険に加入していること	【森林経営管理支援事業補助金】 森林経営管理意向調査及び現地調査の結果、間伐等の森林整備が必要と判断された森林に対する適切の間伐事業	(補助対象経費) ・間伐に要する経費 ・侵入竹除伐作業に要する経費 ・その他、市長が必要と認めた経費 (補助額「補助単価」) 天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領に定める	事業実施前	1 実施計画書 2 協定書 3 事業を実施する箇所の区域図 4 増減率の概観となる地形図	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 着工前及び完了後の写真	詳細については、「天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領」に基づく。
新規林業・担い手支援事業	減少する一次産業就業者を確保するため、新規就業者に対する支援を行い、新規就業者の育成・確保を図る。	・U/Iターン者または市内在住者。 ・65歳未満で林業未経験もしくは、これまで林業に従事した経験が1年未満であること	【林業体験研修給付金】 ・林業に関する基礎知識や森林・林業・木材産業の現状についての研修 ・天草市内の森林で、森林組合、天草木材協会等の指導による機械等の取り扱い方の体験研修 ・造林作業、素材生産作業のそれぞれの工程の体験研修	(給付額) 研修期間は1ヶ月以上1年以内 研修日は概ね週4日以内(月50時間以上の研修)。 研修生には、研修手当として月額70千円を支給する。(1万円は研修先への謝金)	事業実施前	1 研修申込書 2 交付申請書 3 研修計画 4 市税等納付状況調査同意書	研修終了後速やかに	1 研修日誌 2 実績報告書	詳細については「天草市林業体験研修事業実施要領」に基づく。
		市内在住者で、年齢が65歳未満かつ独立・経営継承後5年未満の若で年間120日以上の林業就業が見込める者	【新規林業就業支援給付金】 ・本市より新規就業者又は経営継承者として認められた林業就業者への給付金支給事業	(給付額) 45歳未満の場合 1,500千円/年を5年間給付 45歳以上の場合 1,500千円/年を3年間給付 ※前年度世帯所得が600万円以下を対象とする。	・事業実施前 ・年度開始後速やかに	1 交付申請書 2 履歴書(初年度のみ) 3 誓約書 4 経営計画書 5 前年分の確定申告書の写し 6 市税等納付状況調査同意書	上半期・下半期終了後速やかに	1 事業実績書 2 収支決算書 3 確定申告書の写し	詳細については「天草市新規林業就業支援給付金事業実施要領」に基づく。
	林業並びに木材産業の低迷、林業従事者の高齢化、担い手不足の中、林業従事者の育成・支援を行い、森林整備と林業の振興を図る。	天草市が実施する森林整備事業に従事する見込みがある高齢化、担い手不足の中、林業従事者の育成・支援を行い、森林整備と林業の振興を図る。	【林業資格取得等補助金】 林業技術向上のために必要な林業機械の操作資格や林業経営に必要な知識を取得するための研修会等の受講経費	(補助額) 補助対象経費の1/2以内で、上限40千円	事業実施前	1. 事業実施計画書 2. 収支予算書 3. 見積書等その他参考となる資料 4. その他市長が必要と認めるもの	事業終了後速やかに	1. 事業実施実績書 2. 収支決算書 3. 領収書等、支出を証明できるもの 4. その他市長が必要と認めるもの	詳細については、「天草市林業資格取得等補助金交付要領」に基づく。
緑の少年団育成事業	緑の少年団の育成を図る。	公益社団法人熊本県緑化推進委員会に登録している市内の緑の少年団	少年団の活動	(補助額) 定額 40千円	年度開始後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草産材利用促進事業	天草産材の利用を促進するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。	1 市内に自己の居住する住宅、店舗・事務所等を新築、改築又は増築する者。 2 市内に住所を有する者 3 市税等の滞納がない者	【天草産材利用促進事業補助金】 1 天草産材を利用した新築、改築又は増築工事 天草管内で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のもの又は上天草市若しくは寄北町で製材された木材で新品のものであって、市との事前協議により認められたもの。	木材使用量×25,000円(上限500,000万円)とする。ただし、木材使用量の50%以上を森林認証材が占める場合は、木材使用量×30,000円(上限600,000円とする。)	新築等を完了した日から起算して30日以内	1 転入予定者については誓約書 2 市税等納付状況調査同意書 3 位置図、平面図及び立面図 4 着工前及び完成後の写真 5 使用木材出荷証明書 6 使用原木出荷証明書	-	-	・補助金交付申請書書実績報告書のため、実績報告書の提出は不要。 ・詳細については、「天草産材利用促進事業補助金交付要領」に基づく。 ・補助金額が400,000円を超える分については、天草宝島商品券(紙・電子)による給付とする。
	天草産材の利用促進及び天草地域の関連産業の活性化、森林整備への理解・共感	天草ヒノキプロジェクト	【天草ヒノキプロジェクト推進補助金】 1 天草産材の普及啓発に関する事業 2 天草産材の利用促進に関する事業	(補助対象経費) 補助対象事業に直接要する経費 (補助額) 補助対象経費の合計の1/2以内	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 会員名簿 4 その他市長が必要と認めるもの	事業終了後速やかに	1 事業実績報告書 2 決算書 3 写真 4 その他市長が必要と認めるもの	
森林整備推進事業	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る。	1 森林組合 2 林業事業体 3 森林所有者等	【森林整備地域活動支援交付金事業補助金】 森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知)に基づく地域活動	森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)及び熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年6月20日付け林政第535号熊本県林務水産部長通知)に定める額(交付率100%)	事業実施前		事業終了後速やかに		
	森林資源の質的充実と公益的機能の維持促進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を図る。	1 森林組合 2 生産森林組合 3 森林組合連合会 4 森林整備法人等	【間伐等森林整備支援事業補助金】 【事業内容】 森林経営計画が策定された森林から間伐を行い、間伐材の取引に係る協定を締結し、体質強化計画に記載された木材加工流通施設への原木の安定供給を行う。 熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領に準ずる事業	(補助対象経費) この事業に必要な事務費・調査費及び手数料の総額。 (補助額) 総事業費の1/2とし、予算の範囲内で交付する。	事業実施前	1 熊本県間伐等森林整備促進対策事業申請関連資料(写し) 2 事業計画区域図 3 国庫補助金の内示書(写し)	事業終了後速やかに	1 熊本県間伐等森林整備促進対策事業実績報告関連資料(写し) 2 事業実績区域図 3 国庫補助金交付決定通知書(写し) 4 必要に応じ経費の内訳がわかるもの	
	民有林において、間伐等の造林事業を計画的に推進し、森林資源の充実、公益的機能の確保、山村経済の振興を図る。	1 森林組合 2 民間事業者 3 森林所有者等	【森林環境保全整備事業補助金】 国・県の補助を受けて実施する次に掲げる事業 1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 11 森林作業道整備	(補助率) 熊本県が定めた標準単価に基づき算出した標準事業費の22%以内とする。ただし、補助額の決定にあたっては、国・県の補助金を含めた補助金額の合計が標準事業費の90%を超えない範囲とする。	事業実施前		事業終了後速やかに		詳細については、「熊本県森林環境保全整備事業実施要領」に基づく。
くまもと間伐材活用推進事業	間伐を必要とする森林の整備を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図るため、間伐材流通経費等の一部を助成し、素材の安定供給を図る。	1 森林組合 2 認定事業者 3 熊本県版育成経営体	【くまもと間伐材活用推進事業補助金】 5齢級～12齢級のスギ、ヒノキの人工林を間伐し、その間伐材を原木市場や製材工場等へ出荷した際の間伐材生産・流通経費	(補助対象経費) 1 間伐材を素材市場へ出荷した場合 : 3,400円/㎡ 2 間伐材を製材工場等の加工場へ出荷した場合 : 2,400円/㎡ 3 間伐材を中間土場へ出荷した場合 : 1,800円/㎡ (補助率) 補助対象経費の1/2	事業実施前	実施計画明細書	事業終了後速やかに	事業実施一覧	詳細については、「くまもと間伐材活用推進事業実施要領」に基づく。
■ 水産振興課									
水産業共同利用施設整備事業	水産業の振興を図る	天草市内漁業協同組合	【水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金】 水産資源の回復増大を図るための漁場整備や漁協等が行う共同利用施設の整備等	(補助対象経費) 施設整備等に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業予定箇所地図 2 その他県要領の規定による必要書類	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所地図 2 実施状況写真 3 その他県要領の規定による必要書類	詳細については、「熊本県水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)実施要領」に基づく。
資源管理推進事業	水産物の安定供給及び漁家経営の安定に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	【栽培漁業地域展開事業補助金】 天草市地先海域において行う栽培漁業地域展開事業	(補助対象経費及び補助率) 栽培漁業地域展開事業に係る漁業協同組合が負担する経費の5分の3以内	事業実施前	実施予定箇所地図	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 証明書 3 実施状況写真	
	水産資源の維持増殖に資する。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	【資源管理推進事業補助金】 種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用	(補助対象経費及び補助率) 種苗放流事業並びに産卵施設の設置費及びその再利用に係る経費の5分の3以内	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 経費見積書	事業終了後速やかに	1 実施状況写真 2 請求書又は領収書の写し 3 実施箇所地図 4 立会い確認書	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	水産資源の回復・維持を図る。	天草市内に事業所を有する漁業協同組合	【広域種資源造成支援事業補助金】資源の減少が著しい広域魚種の稚苗放流に係る経費	(補助対象経費及び補助率) 資源の減少が著しい広域魚種の稚苗放流に事業に係る全ての経費の1/4以内	事業実施前	事業予定箇所位置図	事業終了後速やかに	1 事業実施箇所位置図 2 実施状況写真	
魚類養殖振興事業	赤潮等により被害を受けた漁業者の経営安定を図る。	漁業共済組合	【漁業共済加入促進支援事業(漁業共済掛金補助事業)補助金】養殖漁業者等が加入する漁獲共済及び養殖共済の掛金	(補助額) 漁獲共済及び養殖共済の掛金に対する国庫補助額の10分の1相当額	掛け金の確定後速やかに		掛け金支払い後速やかに		
新規就業者支援事業	新規漁業就業者の不安定な漁業経営に対し、給付金を給付することで一定の所得を確保し、漁業経営の安定を図る。	新たに漁業経営を開始した65歳未満の者	【新規漁業就業者支援給付金】独立型の漁業に就業者として3年未満の者で、国が実施する長期研修修了者または終了見込みの者に対して、給付金を給付する。	(給付額) 給付金の額は、年額1人あたり150万円を上限として、独立して漁業経営を開始した日から最長3年間給付とする。該当年度内の給付期限が1年に満たない場合は、年額を日割計算とする。(1円未満は切り捨て) 前年の世帯全体の所得が600万円未満の者 ※給付額から年金額を除く。	漁業就業後速やかに	1 営漁計画書 2 前年度所得証明書 3 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類 4 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速やかに	営漁実績書	返還規定あり 詳細については、「天草市漁業就業定着支援給付金給付要領」に基づく。
	漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(55歳未満)	【親元漁業就業者奨励金】前年の世帯全体の所得600万円未満の個人が経営する独立型漁業経営体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上の就業が見込まれる就業3年未満の親元の経営継承を行う漁家子弟に対して給付金を支給する。 【親元漁業就業者給付金】前年の世帯全体の所得600万円未満の個人が経営する独立型漁業経営体において、漁業就業に意欲があり、漁協正組合員と同等(90日)以上の就業が見込まれ、就業4年以内に親元から独立し、あらたな経営開始する漁家子弟に対して給付金を支給する。	(給付額) 年齢要件に応じて最長3年間支給する。 親元就業時45歳未満 80万円 親元就業時45歳以上55歳未満 40万円 (給付額) 年額120万円を就業から最大4年間支給する。	漁業就業後速やかに	1 漁業就業定着支援奨励金受給申請書 2 履歴書※給付初年度のみ 3 誓約書 4 漁業就業証明書 5 漁業経営者の前年所得税確定申告書の写し 6 市税等納付状況調査同意書 1 親元漁業就業者給付金受給申請書 2 履歴書※給付初年度のみ 3 誓約書 4 漁業就業証明書 5 世帯全体の前年所得税確定申告書の写し 6 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速やかに	営漁実績書	返還規定あり 奨励金受給中に独立、経営継承した者は漁業定着支援給付金に移行することができるものとする。 詳細については、「天草市親元漁業就業奨励金給付要領」に基づく。 返還規定あり 詳細については、「親元漁業就業給付金給付要領」に基づく。
	世代交代による漁業就業の確保を図るため45歳以上の漁家子弟の漁業就業を促す。	漁家子弟新規就業者(45歳以上65歳未満)	【漁業就業奨励金(独立・経営継承)】漁業所得250万円未満の個人が経営する独立型漁業の経営体の就業5年未満の漁家子弟に対し最大3年間支給する。	(給付額) 年額60万円を最大3年間支給する。	漁業就業後速やかに	1 漁業就業定着支援奨励金受給申請書 2 履歴書※給付初年度のみ 3 誓約書 4 雇用証明書 5 漁業経営者の前年所得税確定申告書の写し 6 市税等納付状況調査同意書	給付金受給後速やかに	1 営漁実績書 2 船舶検査証等経営継承、独立を証明する書類	返還規定あり 奨励金受給中に独立、経営継承した者は漁業定着支援給付金に移行することができるものとする。 詳細については、「天草市漁業就業奨励金給付要領」に基づく。
	漁業就業を目指す者が、円滑に就業・定着できるよう支援する。	65歳未満の者で新たに漁業就業を目指す者であって、3年以内に地先漁業協同組合の正組合員になることを目指す者。	【新規漁業就業者研修給付金】本市より研修計画の承認を受けた研修希望者への給付金	(補助額) 日額6,250円とし、10日を上限とする。	研修実施前	1 研修受領申込書 2 誓約書 3 漁業研修計画書 4 市税等納付状況調査同意書	研修終了後速やかに	1 実績報告書 2 営漁計画	返還規定あり 詳細については、「天草市新規漁業就業研修給付金交付要領」に基づく。
がんばる漁業支援事業補助金	漁業収入向上及びコスト削減のための取組や規模拡大、水産物の安定供給に資するための先進的な取り組みを支援し、雇用の創出、漁業経営の安定を図る。	事業に取り組もうとするもので、効率的な漁業経営を目指して計画期間(5年間)で漁業収入の向上、生産コストの低減を図り、漁業所得5%向上させるための計画を持ち、漁協が認定する中核的漁業者として位置付けられた者。	【がんばる漁師応援事業補助金】漁業収入の向上及び生産コストを低減するための施設整備等に係る事業 (補助率) 補助対象経費の1/2以内(限度額150万円) ただし、建物の整備については1/3以内(限度額150万円)	(補助対象経費) 漁業収入の向上及び生産コストを低減するための施設整備等(漁業を営むために必要な建物及び設備等の設置)に要する経費。ただし、更新の場合は作業の省力化、効率化が図られること。	事業実施前	1 市税等納付状況調査同意書 2 施設整備及び設備等の設置に係る見積書の写し 3 事業予定の位置図、配置図、平面図等の図面 4 機器、設備のカタログの写し 5 中核的漁業者認定証 6 市が認めた漁業経営計画書 7 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 施設整備及び設備等の設置に係る契約書、請求書及び領収書の写し 2 事業が完了したことがわかる写真 3 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市がんばる漁業支援事業補助金実施要領」に基づく。
水産業関係団体支援事業	水産業の振興、後継者育成を図る	市内に住所を有する3名以上の漁業者により組織された団体	1 稚苗中間育成、資源増殖及び養殖場造成等地域の水産振興に資する事業 2 地域水産業活性化のために行う技術習得、向上及び普及に係る事業 3 水産物の消費拡大及び価値向上に資する事業	(補助対象経費) 対象事業実施に要する経費 (補助率及び補助額) 事業に係る経費の2分の1以内とし、300,000円を上限とする。	事業実施前	1 実施予定箇所地図 2 見積書 3 規約	事業終了後速やかに	1 実施箇所地図 2 実施状況写真 3 領収書の写し	
水産物輸送費支援事業	水産物の輸送に係る費用を支援し経営の安定化をはかり、定住促進に結び付ける。	地域水産業活性化協議会及び漁業協同組合	【水産物輸送費支援事業補助金】補助対象者が行う戦略産品(魚介類)の移出に係る海上輸送費及び戦略産品魚介類に係る動植物性製造飼料(養殖用飼料等)の移入に係る海上輸送費の支援	(補助対象経費) 国要綱第3条第1項の規定により算定される補助対象経費の1/3以内	事業実施前		事業終了後速やかに		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
活力ある天草の水産業づくり事業	水産業の振興を図る。	天草市に住所を有する漁業協同組合	1 販売及び営業力強化事業並びに販路拡大並びに取組 2 新製品開発事業	(補助対象経費) 漁協が取り組む販路拡大や新商品開発の経費 (補助額) 漁協が負担する額の2分の1を天草市、上天草市及び苓北町の漁協支所割で算定	事業実施前		事業終了後速やかに		
漁業経営安定資金利子等補助事業	新型コロナウイルス感染症の拡大及びコロナ禍における原油価格・物価高騰により、漁業収入等の減少の影響を受けた漁業者の経営安定を図る。	熊本県が新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項に定める新型コロナウイルス緊急支援資金(以下、「緊急支援資金」という。)を融資した金融機関又は新型コロナウイルス対策セーフティネット資金(以下、「セーフティネット資金」という。)を借り受けた漁業者	熊本県が定める新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項及び熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項に基づき、漁業経営安定資金を融資する金融機関又は融資を受ける漁業者等に対して、当該融資額の利子の一部を補助する。	(補助対象経費) 熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項に定めのある利子。利子補給期間は、貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 1 緊急支援資金: 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) 2 セーフティネット資金: 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和をその期中の日数で除して得た額をいう。) 3 その他市長が必要と認めるもの	毎年2月10日	1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の写し及び計画承認申請書等の写し 2 農林漁業収入減少等調書 3 利子補給金支払い実績証明書 4 その他市長が必要と認めるもの	-	-	詳細については、「天草市漁業経営安定資金利子等補助事業補助金交付要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項」に基づく。
		熊本県が新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項に定める緊急支援資金に係る債務保証を実施する全国漁業信用基金協会熊本支所(以下「基金協会」という。)	熊本県が定める新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項及び新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項に基づき、基金協会が新型コロナウイルス対策緊急支援資金に係る保証料を借入者から徴収せず債務の保証を実施する場合に保証料を全額補助する。	(補助対象経費) 基金協会が定める保証料。保証料助成期間は、緊急支援資金貸付実施日から10年以内とする。 (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) 基金協会の定める保証料率を乗じて得た額とする。	翌年1月20日	1 保証料助成額計算書 2 保証料助成費補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類	-	-	詳細については、「天草市漁業経営安定資金利子等補助事業補助金交付要領」、「熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項」に基づく。
水産省省エネ投資緊急支援事業	漁業者の経営負担の軽減と経営安定を図る。	コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている漁業者等	【水産省省エネ施設整備緊急支援事業補助金】 省エネルギー化に資する共同利用施設の整備に対する補助 【船底清掃等省エネ活動緊急支援事業補助金】 漁船原簿(簿協管理)に記載がある1漁船の燃費向上に資する省エネ活動に対する補助	(補助対象経費) 熊本県水産省エネ施設等緊急整備支援事業実施要領に定める経費 (補助額) 補助率1/3以内	事業実施前	1 事業計画書 2 事業実施位置図、事業内容等に関する資料等 3 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 事業実績書 2 確認検査調書 3 しゅん工写真 4 事業実施位置図、事業内容等に関する資料等 5 その他市長が必要と認める資料	詳細については、「熊本県水産省エネ施設等緊急整備支援事業実施要領」に基づく。
				(補助対象経費) 期間: 令和4年6月1日から令和5年1月31日 1 漁船の燃費向上に資する船底の付着物除去に伴う塗装・オイル交換の実施(塗料・オイル)及び事業推進費 (補助額) 1 漁船あたり規模に応じて定額	事業実施前	1 納品書等 2 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 領収書等 2 その他市長が必要と定める書類	詳細については、「船底清掃等省エネ活動緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
漁業経営セーフティネット緊急支援事業	漁業者の経営負担の軽減と経営安定を図る。	コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている漁業者等	【漁業経営セーフティネット(配合飼料分・燃油分)緊急支援事業補助金】 配合飼料や燃油の価格高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため漁業者が加入する「漁業経営セーフティネット構築事業」の漁業者積立金の一部補助 【漁業経営セーフティネット(配合飼料分・燃油分)緊急支援事業補助金】 配合飼料の価格高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため漁業者が加入する「漁業経営セーフティネット構築事業」の漁業者積立金の一部補助	(補助対象経費) 配合飼料: 令和4年7月から令和5年3月までに支払われた補填金 燃油: 令和5年3月申請分の積立金 (補助額) 配合飼料: 補填実績額のうち令和4年度漁業者積立金の30%以内 燃油: 単価4円/ℓ×年間購入予定数量 ※ただし、選択する積立単価6円/ℓ以上かつ3年以上継続加入が条件	事業実施前	1 事業実績報告書 2 補助金請求額の内訳に係る資料 3 購入実績(配合飼料)及び購入予定(燃油) 4 補填単価に係る資料 5 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	-	詳細については、「漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
				(補助対象経費) 配合飼料: 令和5年7月から令和5年10月までに支払われた補填金 (補助額) 配合飼料: 補填実績額のうち令和5年度漁業者積立金の30%以内	事業実施前	1 事業実績報告書 2 補助金請求額の内訳に係る資料 3 購入実績(配合飼料)及び購入予定(燃油) 4 補填単価に係る資料 5 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	-	詳細については、「漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
赤潮被害経営再建緊急支援事業	令和4年7月発生の赤潮で被害を受けた養殖業者等の早期の経営安定を図る。	熊本県海水産養殖漁業協同組合、真珠養殖漁業協同組合、漁業協同組合等	【赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金】 赤潮被害を受けた養殖業者等への支給する中間魚等(駆除剤等)の購入事業	(補助対象経費) 1 中間魚等の購入に要する経費。ただし、購入尾数、購入額は被害報告尾数、被害報告額を越えないものとする。(稚魚等の購入を含む。) 2 赤潮の早期駆除に必要な駆除剤等の購入 (補助額) 1 補助対象経費の1/2以内(稚魚等の購入については、補助対象経費の10/10) 2 定額	事業実施前	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実施計画書 2 補助書 3 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実績書 2 納品書等導入が支援実施要領 3 その他市長が必要と定める書類	詳細については、「熊本県赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金交付要領」及び「天草市赤潮被害経営再建緊急支援実施要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	令和5年6月発生の赤潮で被害を受けた養殖業者等の早期の経営安定を図る。	熊本県海水養殖漁業協同組合、真珠養殖漁業協同組合、漁業協同組合等	【赤潮被害経営再建緊急支援事業補助金】赤潮被害を受けた養殖業者等へ支給する中間魚等の購入事業	(補助対象経費) 1 中間魚等の購入に要する経費。ただし、購入尾数、購入額は被害報告尾数、被害報告額を越えないものとする。 2 漁業協同組合等が行う事業実施に要する経費 (補助額) 補助対象経費の2/3以内	事業実施前	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実施計画書 2 誓約書 3 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 赤潮被害経営再建緊急支援事業実績書 2 納品書等導入がわかる書類 3 その他市長が必要と定める書類	詳細については、「熊本県赤潮被害経営再建緊急支援実施要領」及び「天草市赤潮被害経営再建緊急支援実施要領」に基づく。
赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業	令和5年6月発生の赤潮で被害を受けた養殖業者等の早期の経営安定を図る。	熊本県が「赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に定める緊急支援資金を借り受けた漁業者	【赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業補助金】熊本県が定める「赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に基づき、緊急支援資金の融資を受ける漁業者等に対して、当該融資額の利子及び保証料の一部を補給する。	(補助対象経費) 熊本県赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項に定めのある利子又は基金協会が定める保証料。利子補給期間は、貸付実施日から5年以内とする。また、保証料助成期間は、緊急支援資金貸付実施日から5年以内とする。 (利子補給額) 1 緊急支援資金・毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) (保証料助成額) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) (保証料助成率) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) (保証料助成率) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。) (保証料助成率) 毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。)	毎年2月10日	(利子補給) 1 資金借入れ契約書等借入れを証明する書類の写し及び計画承認申請書の写し 2 利子補給金支払い実績証明書 3 その他市長が必要と認めるもの (保証料助成) 1 保証料助成額計算書 2 保証料助成費補助額計算書 3 その他市長が必要と認める書類			詳細については、「天草市赤潮被害対策緊急支援資金利子補給等事業補助金交付要領」、「熊本県赤潮被害緊急対策利子助成費補助事業実施要項」に基づく。
漁業用資材高騰対策緊急支援事業	漁業者の経営負担の軽減と経営安定を図る。	コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている漁業者等	漁業者が漁船の機械設備の長寿命化・効率化に向けた資材購入費に対する補助	(補助対象経費) 期間:令和6年4月1日から令和6年7月31日 漁船の機械設備の長寿命化・効率化に向けた資材購入及び事業推進費 (補助額) 事業費の1/2以内	事業実施前	1 納品書等 2 その他市長が必要と定める書類	事業終了後速やかに	1 領収書等 2 その他市長が必要と定める書類	詳細については、「漁業用資材高騰対策緊急支援事業補助金交付要領」に基づく。
■ 観光振興課									
天草宝島観光協会事業	天草宝島観光協会の運営を支援することにより、天草市の観光振興を図る。	天草宝島観光協会	天草宝島観光協会の運営	(補助対象経費) 1 事業費 2 運営費 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前	1 事業計画書 2 予算書 3 規約	年度末	1 決算書 2 実績写真	
観光イベント支援事業	観光の振興を図る。	市内の住民で構成する実行委員会、振興会その他の団体	観光振興に資する地域の特色を活かしたイベント事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1補助対象事業に対し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
広域観光推進事業	天草島内で観光周遊バスを運行することにより、希地型観光手段を拡充し、観光振興を図る。	第一種又は第二種旅行者事業で、天草島内周遊バスの運行を行うことができる者	【島内周遊バス運行事業補助金】募集型企画旅行である周遊バス運行事業 本渡を発着とする天草の崎津集落散策を軸としたコース ※全コースとも、予約があった日のみ運行する。	(補助額) 天草島内周遊バス運行事業に係る必要経費と収益の差額とし、予算の範囲内で交付する。	運行を開始しようとする3日前。ただし、4月1日から4月4日までに運行を開始しようとする場合は、4月1日に提出することとする。		事業終了後速やかに	乗客数一覧(日別利用状況がわかるもの)	詳細については、「天草島内周遊バス運行事業補助金交付要領」に基づく。
宿泊施設の魅力向上により観光宿泊客の増加を図る。	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る宿泊施設の改修を実施しようとする者で旅館業法の届出を行ってから5年以上の営業実績がある者。なお、事業を継承した場合等で、当該宿泊施設が同様の営業実績を有する場合も対象とする。	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る宿泊施設の改修を実施しようとする者で旅館業法の届出を行ってから5年以上の営業実績がある者。なお、事業を継承した場合等で、当該宿泊施設が同様の営業実績を有する場合も対象とする。	【おもてなしの宿魅力向上支援事業】おもてなしの向上に資する宿泊施設の整備を目的とした宿泊施設の整備等に必要経費	(補助対象経費) 施設の魅力向上、衛生確保及び宿泊者のニーズ充足のために必要な工事等に要するもので、次に掲げる経費。 (1)玄関(エントランス)、浴室、トイレ、洗面設備等の整備 (2)内装の改修等(例:壁紙、畳、ふすまの貼り替え等) (3)外壁、屋根の改修等(例:塗装、防水対策等) (4)その他市長が必要と認めるもの 宿泊客の受入を行うに当たり必要な環境整備に要するもので、次に掲げる経費。 (1)施設内における無料公衆無線LAN環境の整備 (2)照明器具類の整備 (3)冷暖房設備の整備(例:エアコン等) (4)周立長靴の整備(例:電柱・電線等の移転、樹木伐採等) (5)その他市長が必要と認めるもの (補助額等) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、交付要領(別表2)に定める収容定員に応じた金額(限度額:300万円~600万円)。	事業実施前	1. 旅館業営業許可申請書(案)の写し 2. 平面図または立面図(宿泊室・共用部・家主使用部分の区別が分かるもので、補助事業実施箇所を明示したもの) 3. 宿泊施設整備等の予定箇所の画像(写真) 4. 宿泊施設整備等に要する見積書の写し 5. 事業を継承している場合は、事業譲渡証明書(別紙様式) 6. 誓約書(別紙様式)	事業完了後速やかに	1. 宿泊施設整備等が完了した箇所の画像(写真) 2. 天草産材を使用した場合は、使用木材出荷証明書(別紙様式) 3. 天草産材を使用した場合は、使用木材原木出荷証明書(別紙様式) 4. 宿泊施設改修等に要した請求書又は領収証の写し	補助金の交付回数は年度にかかわらず同一宿泊施設に対して1回限り。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
天草教育旅行推進事業	教育旅行の受入体制の整備を構築するとともに、入込客数の増加による地域経済の活性化を図る。	旅行会社	天草市で1泊以上の宿泊を伴う修学旅行のバス運行事業	(補助額) バス1台あたり、一律50,000円を補助する。ただし、天草教育旅行受入協議会の修学旅行バス助成金を受領した場合は、その額を控除した額とする。また、バスの経費が50,000円に満たない場合はその額とする。	事業実施前	バスの運行及び市内宿泊施設等への宿泊の予約が確認できる書類	事業終了後速やかに	バスの運行及び市内宿泊施設等への宿泊が確認できる書類	詳細については、「天草教育旅行推進事業修学旅行バス運行補助金交付要領」に基づく。
		市内に住居を保有している者で、かつ、民泊登録申請(簡易宿所)に必要な住宅図面作成を行う者	民泊登録申請に必要な住宅図面作成事業	(補助額) 民泊登録申請(簡易宿所)の許可を保健所へ申請する者で、住宅図面を有していない者が、住宅図面を作成するために必要な経費を助成する。 補助額は、経費の2分の1以内とし、20,000円を上限とする。	事業実施前	1 位置図 2 住宅外観の写真	事業終了後速やかに	1 完成図面(平面図、立面図)の写し 2 領収証の写し	詳細については、「天草教育旅行推進事業民泊登録申請支援補助金交付要領」に基づく。
■ 文化課									
芸術文化振興事業	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	【市民芸術祭開催補助金】 天草市民芸術祭及びあまぐさ子ども芸術祭	(補助対象経費) 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 講師料及び出演料(主催者の構成員に対するものを除く。) 3 資料作成に要する経費(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 謝礼金及び賞品代 5 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 6 その他市長が特に必要と認めるもの (補助額) 補助対象経費から入場料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
	文化活動の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会の加入団体その他の市内の文化団体(文化事業を実施するために組織された実行委員会を含む)	【文化活動補助金】 文化団体が実施する文化公演、講演会、展示会等の文化事業	(補助対象経費) 1 文化講演会等の講師料、出演料等(文化団体の構成員に対するものを除く。) 2 会場設営費(会場使用料及び附帯設備使用料を含む。) 3 資料作成に要する費用(チラシ、ポスター、プログラム等) 4 消耗品費(道具費、小道具費、看板製作費等) 5 楽器調整手数料 6 その他特に市長が必要と認めるもの (補助率及び補助額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、90,000円を限度とする。 補助金の交付は、1つの文化団体に対し、1会計年度に1回限りとする。	事業実施前	団体の構成員名簿	事業終了後速やかに	領収書等の写し 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真	
	文化の振興に寄与する。	五足の靴謡彰全国短歌大会実行委員会	【五足の靴謡彰全国短歌大会補助金】 五足の靴謡彰全国短歌大会事業	(補助対象経費) 1 賃金(臨時雇用の場合のみ) 2 報償費【講師等謝金(天草市の規定範囲内)】 3 旅費(講師の招聘、事務連絡に係る旅費) 4 需用費(消耗品費、事務用品等消耗品購入、食糧費:会議・イベント当日の運営従事者・講師等の飲料費、印刷製本費等) 5 役員費(電話代、郵送料、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託料(会場設営、会場演出 *すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(会場使用料*付帯設備使用料を含む) ※補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前	1 団体の構成員名簿 2 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	1 通帳の写し 2 金銭出納簿 3 補助金充当額内訳 4 成果品(印刷物) 5 事業等が分かる写真 6 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
	民謡全国大会の開催に係る事業補助	天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会実行委員会	【天草市民謡全国大会補助金】 天草市民謡(牛深ハイヤ節・魚貫草刈り唄)全国大会事業	(補助対象経費) 1 賃金(臨時雇用の場合のみ) 2 報償費【講師等謝金、出演料(いずれも天草市の既定範囲内)】 3 旅費(講師の招聘、事務連絡に係る旅費) 4 需用費(消耗品費、事務用品等消耗品購入、食糧費:会議、イベント当日の運営従事者、講師等の飲料費、印刷製本費) 5 役員費(電話代、コピー代、新聞折込手数料、広告料、イベント保険料) 6 委託料(会場設営、機材等運搬、会場周辺整備、会場演出)(すべて業者委託のみ) 7 使用料及び賃借料(大会当日会場使用料*付帯設備使用料を含む) *補助対象者の構成員を除く。 (補助額) 実施経費から参加料等の収入を控除した額と補助対象経費総額に8/10を乗じて得た額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。千円未満の端数が生じた場合は千円未満の端数を切り捨てる。	事業実施前	団体の構成員名簿 補助金充当額算出内訳	事業終了後速やかに	通帳の写し 金銭出納簿 補助金充当額内訳 成果品(印刷物) 事業等が分かる写真 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
	文化の振興に寄与する。	(一社)天草市芸術文化協会	【芸術文化協会補助金】 (一社)天草市芸術文化協会の運営補助事業	(補助対象経費及び補助額) 運営経費のうち事務局賃金に係る額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。	事業実施前		年度末	通帳の写し 出動簿 領収書等の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	・郷土芸能団体の運営の支援。 ・郷土芸能の継承を図る。	市内の住民で構成する郷土芸能団体であって、観光団体活動支援事業による補助金を受けていた団体	【郷土芸能保存会補助金】 各地区における郷土芸能を継承する事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他特に市長が必要と認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。 補助金の交付は、1団体に對し、1会計年度1回限りとする。	事業実施前	構成員名簿	年度末	1 活動状況の写真 2 領収書等の写し	当面は、新たな団体からの申請は受付を行わない。
文化財保存整備事業	国指定、県指定又は市指定の文化財の保存、保護又は活用を行う。	指定文化財の所有者又は管理責任者	指定の文化財の保存、保護又は活用を目的として行う事業で、次のいずれかに該当するもの 1 文化財の改修又は移築事業(敷地の取得を除く。) 2 文化財の修理事業 3 文化財の整備事業で、特に公共性に富む事業 4 文化財の維持管理事業で特に公共性に富む事業(維持管理に係る恒常的な経費は除く。)	(補助額及び限度額) 事業費から国、県又は他の団体からの補助金の額を控除した額に100分の50を乗じて得た額以内の額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、200万円を上限とする。 ただし、災害復旧事業にかかる場合は300万円を上限とする。	事業実施前	1 工程表 2 設計書及び設計図(工事の場合)	事業終了後速やかに	写真 請求書領収書の写し	補助を受けた事業の関係書類は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
重要景観構成要素修景事業	「重要文化的景観」選定地域の良好な景観形成の促進を図るとともに、景観を活かした町づくりを推進する。	個人、住民団体等	建築物、工作物等の修景事業及び植栽美化活動、景観研修会等の景観形成活動等	(補助対象経費) 重要文化的景観の形成に寄与すると認められる行為に係る経費 (補助率) 1 街区の景観形成事業 世界遺産コアゾーン及び世界遺産構成要素附属建物等 補助対象経費の10分の6以内、290万円を上限 上記以外 補助対象経費の2分の1以内、120万円を上限 2 街区以外の景観形成事業 補助対象経費の2分の1以内、上限80万円 3 景観形成活動 補助対象経費の2分の1以内	事業実施前	【天草市文化的景観形成事業事前協議書】 添付書類 ・施工予定写真 ・図面 ・施工場所 ・見積書 【補助金交付申請書】 ・事業計画書	事業完了後速やかに	事業実績書 ・収支決算書 ・完了写真 ・領収書	詳細については、「天草市文化的景観形成事業補助金交付要領」に基づく。 ※代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
■ 土木課									
土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域内等において土砂災害危険住宅の移転を促進する。	土砂災害危険区域から住宅の移転を行う者	1 対象住宅 土砂災害特別警戒区域内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用に供するもの。 2 要件 (1) 危険住宅の除去を行うこと。 (2) 土砂災害警戒区域外に移転すること。 (3) 移転先が熊本県内であること。	(補助対象経費) 1 住宅除去費等 2 移転経費 3 住宅の建設、購入費等 4 土地の調査費 (補助額) 補助対象経費に相当する額の合計額(他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額)。ただし、300万円を限度とする。	事業実施前	1 移転事業実施計画書 添付書類 2 土砂災害危険住宅の位置図及び現況写真 3 住民票 4 移転先住宅の位置図及び現況写真 5 土地登記簿謄本の写し 6 見積書の写し 7 資金計画書 8 跡地管理誓約書	事業完了後速やかに	1 補助金精算調書 2 土砂災害危険住宅の除却後の写真 3 移転先住宅の位置図及び写真 4 移転に要した費用を証明する書類	詳細については、「天草市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要領」に基づく。
■ 都市計画課									
花しょうぶ祭り事業	公園の魅力を活かした花しょうぶ祭りの開催を促進するとともに、観光振興を図る。	天草花しょうぶ祭り実行委員会	花しょうぶ祭り開催事業	(補助対象経費) 1 事業運営費(主催者の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(団体の恒常的な運営費及び懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が適当と認めるもの (補助額) 総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	イベント事業実施状況の写真	
■ 建築課									
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊による危険から住民の生命を守るため、危険住宅の移転を促進する。	危険住宅の除却又は危険住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を行う者	1 対象住宅 次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅(※)、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行ったもの。 (1) 建築基準法第39条第1項の規定に基づき天草市建築基準条例第27条で指定した災害危険区域 (2) 天草市建築基準条例第2条の規定に基づき建築を制限している区域 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき熊本県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 2 対象事業 (1) 危険住宅の除却を行う事業 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設等を行う事業 ※既存不適格住宅:法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは異なる。	(補助対象経費等) 1 危険住宅の除却に要する経費(撤去費、動産移転費、仮住居費及び跡地整備費)の全額とする。ただし、1戸当たり975,000円を上限とする。 2 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金を金融機関から借り入れる場合の借入金に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費の全額とする。ただし、1戸当たり421万円(建物325万円、土地96万円)を上限とする。	事業実施前	1 がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書 2 資金計画書 3 危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断面図及び現況写真 4 氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類(住民票、運転免許証など)の写し 5 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真 6 移転先住宅の土地登記事項証明書(土地購入の場合) 7 補助対象経費のうち申請に係るもの見積書等の写し(借入金利子相当額の計算表を含む) 8 市税等納付状況調査同意書 9 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 補助金精算調書 2 危険住宅及び移転先住宅の着工前及び竣工後の写真 3 移転先住宅の位置図、配置図、平面図 4 移転に要した費用を証明する書類 ア 危険住宅の除却等に係る契約書の写し イ 危険住宅の除却等に要した経費の請求書及び領収書の写し ウ 移転先住宅の建設又は購入に係る契約書の写し エ 移転先住宅の建設又は購入に要した経費の請求書及び領収書の写し	詳細については、「天草市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
民間建築物耐震改修促進事業	戸建て木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物並びに危険なブロック塀等の耐震化を促進する。	戸建て木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者(一括補助)	<p>【戸建て木造住宅耐震改修設計及び耐震改修工事事業(一括補助事業)】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</p> <p>(5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>(6) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>補助対象住宅の耐震改修設計(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。)及び耐震改修工事に要する費用(これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。)</p> <p>ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>耐震改修工事に要する費用の5分の4以内の額とし、1戸当たり1,000,000円を上限とする。</p> <p>ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。</p>	事業実施前	<ol style="list-style-type: none"> 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助事業計画書 工程表 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 見積書等の写し 登記事項証明書等 市税等納付状況調査同意書 建築確認済証等 現況写真(外観2方向以上) 耐震診断が実施済みの場合は、耐震診断結果報告書の写し 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 その他市長が必要と認める書類 	事業実施前	<p>【耐震改修設計完了時】</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震改修設計に係る契約書の写し 耐震改修設計に係る領収書の写し 現況の各立面等図 補強計画及び設計図書 耐震改修工事の見積書 耐震改修設計実施証明書 現況写真(外観写真2方向以上) 耐震診断結果報告書の写し その他市長が必要と認める書類 <p>【耐震改修工事完了時】</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震改修工事に係る契約書の写し 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 工事監理報告書の写し 工事写真 耐震改修工事実施証明書 その他市長が必要と認める書類 	詳細については、「天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
		戸建て木造住宅の建替え設計及び建替え工事を行う者(一括補助)	<p>【戸建て木造住宅建替え設計及び建替え工事事業(一括補助事業)】</p> <p>1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの</p> <p>(4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</p> <p>(5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの</p> <p>(6) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>補助対象住宅の建替え工事に要する経費(工事監理に要する費用を含まない。)</p> <p>(補助率及び限度額)</p> <p>補助対象経費の5分の4以内の額とし、1戸当たり1,000,000円を上限とする。</p>	事業実施前	<ol style="list-style-type: none"> 建替え設計費及び建替え工事費の一括補助事業計画書 工程表 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 見積書の写し 登記事項証明書等 市税等納付状況調査同意書 建築確認済証等 現況写真(外観写真2面以上) 現況の各階平面図 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等) 耐震診断報告書の写し 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 その他市長が必要と認める書類 	事業実施前	<ol style="list-style-type: none"> 契約書の写し 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 工事監理報告書の写し 工事写真 法適合証明書 省エネ基準適合証明書(建替え) その他市長が必要と認める書類 	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		戸建て木造住宅の耐震改修設計を行う者	【戸建て木造住宅耐震改修設計事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 建築設計事務所に所属する耐震診断士等が戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修設計を実施し、耐震改修計画が地震に対して安全な計画となっていること	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修設計に要する経費(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。) (補助率及び限度額) 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が無いと判断されたものについては、1戸当たり90,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修設計事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し 9 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 10 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 補助対象事業に係る契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書 4 補強計画及び設計図書 5 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は耐震改修工事の見積書 6 耐震改修設計実施証明書(様式第21号) 7 設計者の建築士免許証の写し 8 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し 9 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防火協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し 10 その他市長が必要と認める書類	
		戸建て木造住宅の耐震改修工事を行う者	【戸建て木造住宅耐震改修工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6) 建築設計事務所に所属する耐震診断士等が実施した耐震改修に基づくもので、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震改修工事及び工事監理に要する費用 (補助率及び限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震改修工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積計算書 10 耐震改修設計の内容を確認できる図書 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事監理報告書の写し 4 工事写真 5 耐震改修工事実施証明書 6 その他市長が必要と認める書類	
		戸建て木造住宅の建替え工事を行う者	【戸建て木造住宅建替え工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1)天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの (5) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (6) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の建替え工事に要する費用(工事監理に要する費用を含まない。) (補助率及び限度額) 補助対象経費の23%以内の額とし、1戸当たり600,000円を上限とする。	事業実施前	1 建替え工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積計算書 10 建替え設計の内容を確認できる書類(確認済証の写し等) 11 耐震診断報告書の写し 12 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 13 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事監理報告書の写し 4 工事写真 5 法適合証明書 6 省エネ基準適合証明書(建替え) 7 その他市長が必要と認める書類	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
		戸建て木造住宅の耐震シェルター工事を行う者	【戸建て木造住宅耐震シェルター工事事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの (5) 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領に基づき、耐震改修工事又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの 2 対象事業 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する事業。 (1) 熊本県及び他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの (2) 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの (3) 市長が上記(1)又は(2)と同等以上と認めたもの	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する経費 (補助率及び限度額) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり200,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震シェルター工事事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上及び設置予定場所) 9 現況の各階平面図 10 耐震診断報告書の写し 11 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 12 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 契約書の写し 2 住宅所有者の居住の用に供されていることが分かる書類(住民票の写し等) 3 工事写真 4 その他市長が必要と認める書類	
		戸建て木造住宅の耐震診断を行う者	【戸建て木造住宅耐震診断事業】 1 対象住宅 次の要件を全て満たすもの (1) 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (4) 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、建築設計事務所に所属する耐震診断士等が戸建て木造住宅の耐震診断を行う事業	(補助対象経費) 補助対象住宅の耐震診断に要する費用 (補助率及び限度額) 補助対象経費の3分の2以内の額とし、1戸当たり90,000円を上限とする。	事業実施前	1 耐震診断事業計画書 2 工程表 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 4 見積書の写し 5 登記事項証明書等 6 市税等納付状況調査同意書 7 建築確認済証等 8 現況写真(外観写真2面以上) 9 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積計算書 10 手続きを別の者に委任する場合は、委任状 11 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 補助対象事業に係る契約書の写し 2 耐震診断報告書 3 耐震診断実施証明書 4 設計者の建築士免許証の写し 5 設計者が所属する建築士事務所登録通知書の写し 6 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し 7 その他市長が必要と認める書類	
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う者	【緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業】 1 対象建築物 天草市内に存在する建築物のうち、次の要件を全て満たすもの (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条各号に掲げるもの (2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの (3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの (4) 戸建て木造住宅以外のもの (5) 昭和56年5月31日以前に着工したもの (6) 原則として、既存の建築物において建築基準法に係る違反がないもの 2 対象事業 市内の建築士事務所に所属する耐震診断士が、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を行う事業	(補助対象経費等) 1 耐震診断に要する費用 2 基準額(①～③の合計) 1,000㎡以内の部分 延べ床面積×3,600円/㎡…① 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 延べ床面積×1,540円/㎡…② 2,000㎡を超える部分 延べ床面積×1,000円/㎡…③ 3 1棟当たり補助対象限度額942,000円(補助率及び限度額)1、2及び3のうちいずれか低い額の3分の2以内の額とし、1棟当たり628,000円を上限とする。	事業実施前	1 補助対象事業実施計画書 2 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し 3 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類(見積書等) 4 建築物の所有者が分かる書類の写し(登記事項証明書又は固定資産証明書) 5 市税等納付状況調査同意書 6 補助対象建築物に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 7 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日が分かるもの 8 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書 9 現況写真(外観写真2方向以上) 10 業務工程表 11 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状 12 その他市長が必要と認める書類	事業終了後速やかに	1 耐震診断結果報告書の写し 2 耐震評価書の写し(第三者評価機関の耐震診断事業補助金交付要領)に基づき、 3 耐震診断実施証明書 4 耐震診断に係る契約書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領」に基づき、 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
		補助事業の対象となる危険なブロック塀等を所有する者	【天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業】 危険なブロック塀等の撤去及び改修	①危険なブロック塀等の撤去工事の場合 補助対象経費:撤去工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:20万円又は撤去するブロック塀等の長さにより1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額 ② ①を実施し、地震に対して安全な塀等の設置する工事の場合 補助対象経費:設置工事に要する費用 補助率:補助対象事業費の2/3以内 補助限度額:10万円又は撤去するブロック塀等の長さにより1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額	事業実施前	(1)補助対象事業実施計画書 (2)氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し(申請が個人の場合に限る。) (3)補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し (4)位置図、現況写真 (5)市税等納付状況調査同意書 (6)危険なブロック塀等の撤去又は改修を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類(登記事項証明書又は固定資産証明書など) (7)補助事業を行うおとす土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、危険なブロック塀等の撤去又は改修に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書 (8)危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図 (9)ブロック塀等の点検表 (10)撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面 (11)改修内容を示す設計図面、仕様書等(危険なブロック塀等の改修を実施するものに限る。) (12)建築基準法第42条第2項に定める道路に面するブロック塀の場合は、契約書 (13)手続きを別の者に委任する場合は、委任状 (14)その他市長が必要と認める書類	事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日	(1)補助対象事業に係る契約書の写し (2)工事写真(工程毎) (3)完成写真(遠景・近景) (4)撤去したブロック塀等を処分したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し (5)その他市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市危険なブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要領」に基づき、 代理受領委任状を、交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業	ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)に配慮した建築物の整備を促進する。	不特定かつ多数の者が利用する建築物をUDに配慮した整備を行う民間事業者等	不特定かつ多数の人が利用する施設で、面積2,000㎡未満のものUD計画書に基づく改修であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの 1 全ての建築物特定施設が移動等円滑化基準に適合するもの 2 経路上の全ての建築物特定施設が、原則として移動等円滑化基準に適合するもの 3 経路上の1以上の建築物特定施設が原則として移動等円滑化基準に適合することとなるもの ※経路とは、道又は駐車場から主たる利用居室及び便所までの経路をいう。	(補助率及び限度額) 1 原則型改修及び経路全部型改修の場合の出入口、廊下等、階段、便所、駐車場等の建築物特定施設や案内標示、カウンター又は記載台等の整備施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。 2 経路部分型改修の場合の1以上の建築物特定施設の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、500,000円を限度とする。	事業実施前	1 事業計画書 2 収支予算(精算)書 3 ユニバーサルデザイン計画書(様式第4号その1)及びその2、以下「UD計画書」という。)及びその添付図書(実施計画書及び工事内訳書) 4 経路部分型改修計画書(部分改修型改修の場合に限る。) 5 国税に係る納税証明書 6 市税等納付状況調査同意書 7 手続きを別のものに委任する場合は、委任状 8 その他必要書類	事業完了後30日以内又は事業開始年度2月28日のいずれか早い日まで	1 事業実績書(様式第14号) 2 経路部分型改修報告書(様式第15号) 3 収支予算(精算)書(様式第3号) 4 工事完了写真(2部) 5 工事契約書の写し 6 その他必要書類	詳細については、「天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領」に基づく。
狭あい道路拡幅整備促進事業	道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の本市への寄付を促進し、住環境の向上及び安全性の確保を図る。	都市計画区域内の狭あい道路に接する敷地の所有者	後退用地の本市への寄付を条件に、道路境界及び道路中心線の確定並びに後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助。 (なお、申請をしようとする者は、申請の前に事前協議書及びその添付書類を提出し、後退用地に関する協議を行うことが必要。)	(補助対象経費) 1 道路境界及び道路中心線の確定に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) 2 後退用地の測量及び分筆登記に要する経費(消費税及び地方消費税を含む) (補助額) 次の各号の区分に応じ定める額とする。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。) 1 後退用地を寄附する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。 2 後退用地と合わせてすみ切り用地(※)を寄附する場合 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、48万円を限度とする。 ※すみ切り用地:狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲(以下「交差等」という。)する箇所(交差等により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分。ただし、交差等により生ずる内角が60度以下の場合は、底辺の長さが2メートル以上となる二等辺三角形の部分。)	事業実施前 かつ11月末日まで	1 見積書の写し 2 事業協議書及びその添付図書の写し 3 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類(住民票・運転免許証など)の写し(申請が個人の場合に限る。) 4 市税等納付状況調査同意書(様式第20号) 5 申請者・測量登記業者等の確認・宣誓書 6 同意書 7 代理人が申請する場合は、委任状 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	事業完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日	1 補助対象事業に係る契約書の写し 2 後退用地寄附申出書 3 現況写真 4 土地境界確定図 5 字図の写し 6 後退用地の全部事項証明書 7 土地登記承諾書兼登記原因証明情報 8 印鑑登録証明書 9 資格証明書(法人の場合に限る。)	詳細については、「天草市狭あい道路拡幅整備促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を交付申請時又は実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
廃屋及び空き家等対策事業	市内に存在する老朽危険家屋等の解体及び除去を促進し、市民の安心・安全な暮らしと地域の生活環境の保全を図る。	事前調査によって老朽危険家屋等と判定された家屋を解体する所有者等	【老朽危険家屋等除去促進事業補助金】 市が実施する事前調査によって老朽危険家屋等と判定された住宅等の解体及び除去	(補助対象経費) 1 老朽危険家屋等の解体等に係る経費 2 その他市長が認めるもの (補助金の額) 1 補助金の額は、解体等に係る経費(消費税相当分を含む額)に2分の1を乗じて得た額以内とし、限度額は500,000円 2 前項の補助金の額に1,000円未満の額が生じた場合はこれを切り捨て	事前調査の判定を受けた日から30日以内又は市長が定める日	1 2社以上の解体等に係る見積書の写し(内訳の記載されたもの) 2 解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し 3 市税等納付状況及び課税細明調査同意書 4 現況写真 5 建物の床面積が確認できるもの(平面図等)	完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付決定があった年度の3月末日のいずれか早い日まで	1 完了届 2 解体等の工事を実施した者が発行した請求書及び領収証の写し 3 解体等の内容(単価等)が分かる内訳書の写し 4 工事写真(着工前、中間、完了後が分かるもの) 5 廃棄物に関する処分証明書の写し	詳細については、「天草市老朽危険家屋等除去促進事業補助金交付要領」に基づく。 代理受領委任状を実績報告時に提出することにより、代理受領が可能。
■ 牛深支所建設課									
みなとまちづくり推進事業	牛深港周辺地域の活性化を図る。	牛深みなとまちづくり推進事業の趣旨に賛同する団体	みなとまちづくりに関連したイベント及びPR活動(牛深港周辺地域の活性化を目的とした事業)	(補助対象経費) 1 事業運営費(団体の構成員に対する人件費及び謝礼金を除く。) 2 事務経費(懇親会経費等の食糧費を除く。) 3 その他市長が認めるもの 補助金の額は、総事業費から繰越金、会費等の収入を控除した額又は補助対象経費のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。	事業実施前	団体等の構成員名簿	事業終了後速やかに	1 イベント事業実施状況の写真 2 領収書の写し	
■ 御所浦支所まちづくり推進課									
御所浦地域振興事業	観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、御所浦地域の振興を図る。	御所浦地域に活動拠点を有し、御所浦地域の振興に寄与する者で構成される団体	【鳥峠活用交流促進事業補助金】 鳥峠を活用した新たなトレッキングコースの整備及び実施に向けた基盤づくり等	(補助対象経費) 鳥峠トレッキングコースの整備の他、鳥峠を活用した地域情報の発信及び交流拡大のための仕掛けづくり等の事業に要する経費 (補助額) 予算の範囲内(10/10)	事業実施前		事業終了後30日以内または年度末のいずれか早い日		詳細については、「天草市鳥峠活用交流促進事業補助金交付要領」に基づく。
御所浦地域へのスクーリングや観光客などの満足度や利便性の向上、並びに交流人口の増加を図る。	民宿等宿泊施設を開業しようとする者又はすでに開業している者で次のいずれにも該当するもの 1 市内に住所を有する者 2 民宿等宿泊施設的环境整備実施後、民宿等を3年以上継続する意思がある者 3 過去にこの補助金を受けたことがない者	【御所浦地域民宿等宿泊施設環境整備事業】 スクーリング受入れを中心とした御所浦地域の交流人口の促進のために行う民宿等宿泊施設の開業、施設改修等環境整備のための事業	(補助対象経費) 1 民宿等宿泊施設の開業、更新等に伴い必要となる各種許可等手数料等 2 トイレ、風呂、台所、洗面所等衛生設備の改修費用 3 施設の構造維持に係る耐震補強等工事費用 4 インターネット環境整備に係る費用 5 その他市長が適当と認める費用 (補助額) 補助対象経費の2/3以内の額(1施設あたりの上限100万円)とし、限度額は予算の範囲内とする。	事業実施前	1 設備の改修等に要する経費の内訳が確認できる見積書又はその写し 2 設備の改修等に係る図面及び現況写真 3 その他、市長が必要と認める書類	当該年度3月20日まで	1 補助対象経費の支払いを証明する領収書等 2 事業の実施状況が確認できる写真等 3 その他、市長が必要と認める書類	詳細については、「天草市御所浦地域民宿等宿泊施設環境整備事業補助金交付要領」に基づく。	

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
	船舶に自転車等を輸送するための積載器具の設置補助により市民の生活への影響(ファミリーの混雑緩和や交通の安全)を軽減する。また、御所浦地域の観光情報等を周知するための映像機器の購入費用等を支援することで、観光客等の利便性向上を図る。	市内に事務所を有する航路事業者	【船載器具等設置補助金】 自転車等を海上輸送するための積載器具の設置や御所浦地域の観光情報等を周知するための映像機器の購入費等に係る経費の補助	(補助対象経費) 船舶に自転車等を固定する積載器具や乗降器具の設置、船内に設置する映像機器(モニター等)の購入及び設置費用 (補助率及び限度額) 事業費に100分の80を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、一隻当たり100万円を限度額とする。	事業実施前	1 見積書の写し 2 設置予定箇所図 3 設置場所の現況写真	事業終了後速やかに	1 領収書の写し 2 器具・機器等の設置後の現況写真	詳細については、「天草市船載器具等設置補助金交付要領」に基づく。
	観光客に休憩場所・島民との交流の場所「おうちカフェ(仮称)」を設置することで、観光客の受入体制の充実を図る。	おうちカフェ設置者	【おうちカフェ設置補助金】 自宅等の敷地内に設置するイス・テーブル等の購入及び設置に係る経費の補助	(補助対象経費) 自宅等の敷地内に設置するイス・テーブル等の購入及び設置費用 (補助率及び限度額) 事業費に100分の80を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)以内の額とし、20万円を限度額とする。	事業終了後速やかに	1 設置または購入後の写真 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 市税等納付状況調査同意書			詳細については、「天草市おうちカフェ(仮称)設置補助金交付要領」に基づく。
■ 河浦支所まちづくり推進課									
河浦地域有線放送設備撤去事業	天草市防災無線施設整備等により用なくなった有線放送設備に使用されていた支柱及び架線、放送設備、中継局(以下「支柱等」とする。)を撤去することにより、市民の安全性の向上を図る。	河浦地域に有線放送設備を所有する事業者	有線放送設備支柱等の撤去事業	(補助対象経費) 有線放送設備支柱等の撤去に係る経費 (補助額) 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とする。	事業実施前(年度ごと)	有線放送設備撤去事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請 1 事業計画書(様式第2号) 2 収支予算書(様式第3号) 3 補助金の額の算出根拠書類(設計書、入札関係書類、契約書等の写し) 4 支柱等の撤去箇所の位置図及び現況写真 5 計画工程表(全体撤去計画及び当該年度撤去計画) 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月15日までのいずれか早い日	有線放送設備撤去事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて提出 1 事業実績書(様式第9号) 2 事業収支決算書(様式第10号) 3 領収書の写し(内訳明細を確認することができるもの) 4 支柱等の撤去箇所の位置図及び撤去前後の写真 5 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	詳細については、「河浦地域有線放送設備撤去事業補助金交付要領」に基づく。
■ 下水道課									
浄化槽設置事業補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。	住宅又は自治公民館に浄化槽を設置又は転換しようとする者	下水道認可区域外、集落排水事業整備計画承認区域外で合併浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を補助する事業	(補助額) 単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換 1 5人槽 418,000円 2 7人槽 521,000円 3 10人槽 687,000円 合併浄化槽の新設 1 5人槽 332,000円 2 7人槽 414,000円 3 10人槽 548,000円 単独浄化槽の撤去処分費補助 120,000円 汲取り便槽の撤去処分費補助 90,000円 汲取り及び単独浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助上限 300,000円	事業実施前	1 誓約書 2 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 3 設置場所の案内図 4 建物の平面図 5 浄化槽等配置図又は屋内外排水設備図 6 工事請負契約書の写し、工事見積書(内訳書) 7 型式適合認定書並びに同認定書別添仕様書及び図面の写し(施工図) 8 浄化槽設備士免状の写し 9 10人槽以下の浄化槽の設置にあつては、登録証の写し、浄化槽管理票(0票)及び保証登録証 10 浄化槽の転換にあつては、既存の便槽が確認できる書類及び写真・宅内配管工事の見積書 11 市外在住者にあつては、市税等の滞納がないことの証明書(納税証明書) 12 各種届出等	事業後速やかに	1 法第10条の2第1項の規定により提出する浄化槽使用開始報告書の写し 2 法第7条第1項及び第11条第1項の規定により行う検査に係る検査依頼書の写し 3 法第8条に規定する浄化槽の保守点検及び法第9条に規定する浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し 4 工事写真及びチェックリスト 5 単独浄化槽の転換にあつては、既存の単独処理浄化槽の浄化槽廃止届出書の写し 6 浄化槽の転換で、既存の便槽の撤去を伴う場合にあつては、撤去の作業工程が分かる写真及び処分した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し 7 設置工事等に係る領収書の写し	詳細については、「天草市浄化槽設置整備事業補助金交付要領」に基づく。

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限	申請添付書類等	実績報告書提出期限	実績報告添付書類等	備考
■ 教育総務課									
鯉島高校生修学費支援事業	御所浦町から天草市内外の高等学校等に通学する生徒の修学機会を確保する。	次のいずれかに該当するものの御所浦町に住所を有する保護者 (1) 御所浦町に居住し、高等学校等に定期船を利用して通学している生徒 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒	【鯉島高校生修学支援補助金】 御所浦町に居住し本土の高等学校に通学する際の定期船定期代及び御所浦町から居住地を移し高等学校等の寮若しくはアパート等の部屋、住戸の賃借料	(補助額) (1) 天草市御所浦町に居住し本土の高等学校等に定期船を利用して通学する生徒 通学に利用する定期船路費(定期券代)の全額。 (2) 高等学校等に通学するため御所浦町から高等学校等の寮若しくはアパート等に居住を移している生徒 月額1万円又は高等学校等の寮若しくはアパートの利用等における支出額とを比較していずれか少ない方の額。 (補助対象期間) 4月1日から翌年の3月31日 高等学校等を卒業するまでの3年間を上限とする。	7月末日。 ただし、7月以降に補助対象となった者については、「補助対象となった日の翌月の末日」。	高等学校等の在学証明書及び賃貸借契約書等の写し又は下宿費等及び通学費に関する証明書	補助金請求時	(1) 自宅から通学する生徒 定期券購入に係る領収書等 (2) 下宿等をして通学する生徒 下宿等に係る賃借料の支払いが確認できる書類	詳細については、「天草市鯉島高校生修学支援補助金交付要領」に基づく。
		御所浦地域から熊本県立天草高等学校倉岳校に通学する生徒の保護者で構成する団体	【御所浦航路通学利便性強化補助金】 通学する生徒等の利便性の強化を目的とし、倉岳校の校長が事前に認めた行事等で海上タクシーを利用する事業	(補助対象経費) 海上タクシー料金、ただし、1便当たりの海上タクシーの料金は8,000円を上限とする。	事業実施前	増便計画書(倉岳校の校長から補助対象事業者に提出されたもの)	年度末	1 海上タクシーの運航日、寄港地、利用者数、乗数等の実績がわかる書類 2 補助対象経費の支払いを証明する書類	詳細については、「天草市御所浦航路利便性強化事業補助金交付要領」に基づく。
姉妹都市教育交流事業	異文化体験や国際交流により、中学生に幅広い視野と国際感覚を身に付けさせるとともに、郷土を担う青年の育成を図る。	天草市立中学校に在籍する生徒及び天草市立中学校に勤務する英語担当教諭(事前に審査を行う)	【姉妹都市教育交流事業補助金】 姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州エンシニアスタ市への訪問及びホームステイ等の交流事業に対する渡航費用補助	(補助対象経費) エンシニアスタ市への渡航に係る旅費等 (補助額) 1 引事者 旅費等の全額 2 生徒 補助対象経費の3分の2以内で20万円を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。	渡航日の1月前		帰国後1月以内	1. 領収書の写し 2. 活動写真	
■ 学校教育課									
集団宿泊教室参加補助金	集団宿泊生活の体験を通して、児童及び生徒の健全な育成を図る。	天草市内の小中学校に在籍し、集団宿泊教室に参加する児童及び生徒	集団宿泊教室事業	(補助対象経費) 交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び使用料 (補助額) 1 実施する期間が1泊2日の場合 補助対象経費の2分の1に相当する額又は参加者数に2,000円を乗じた額のいずれか低い額 2 実施する期間が2泊3日の場合 補助対象経費の2分の1に相当する額又は参加者数に3,000円を乗じた額のいずれか低い額	事業実施前	1 参加者名簿 2 活動計画書等	事業終了後速やかに		
遠距離通学補助金	保護者の経済的負担の軽減化及び義務教育の公平かつ円滑な推進を図る。	1 小学校にあっては、校長が定める通学路の距離が片道4キロメートル以上の者 2 中学校にあっては、校長が定める通学路の距離が片道8キロメートル以上の者 (補助対象者でない者) 上記にかかわらず、スクールバスを利用する者及び学校区域外就学する者は、支給対象としない。	補助対象者が利用する次に掲げるものに対する通学費補助事業 1 路線バス 2 自転車(中学校に通学する生徒に限る。) 3 その他特に市長が認める方法(以下この項において「その他通学」という。)	(補助対象経費及び補助額) 1 路線バス通学は、学生割引定期券購入に必要な額とし、四半期ごとに交付する。ただし、学生割引定期券の適用がない路線バスについては、利用実績に基づく額を交付する。 2 自転車通学は、次の(1)から(3)までに掲げる所属学年に応じた額を、1対象者につき1回限り、在学初年度の学年始めに交付する。 (1) 第1学年 38,000円 (2) 第2学年 24,000円 (3) 第3学年 12,000円 3 その他通学は、月額1,000円(補助金の対象となった日の属する月を含む。)とし、学年始めに年額分を交付する。	「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に定める期限				詳細については、「小・中学校児童及び生徒の通学費補助に関する実施要領」に基づく。
中学校駅伝競走大会開催補助金	中学校駅伝天草大会を通じて、生徒の健全な育成を図るとともに、交流人口の増加を推進する。	天草郡市中学校体育連盟	【熊本県中学校駅伝競走大会開催補助金】 熊本県中学校駅伝天草大会の開催 【九州中学校駅伝競走大会開催補助金】 九州中学校駅伝競走大会の開催	(補助対象経費) 事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
教育研究所等補助金	教職員の研修の充実並びに児童生徒の体育及び文化活動の振興を図る。	天草教育研究所	【天草教育研究所補助金】 1 教職員の研修の推進 2 部門別研修会の事業推進 3 各部会の連絡調整 4 児童・生徒の文化・体育の振興 5 熊本県教育研究会及び教育関係諸団体との連絡調整 6 その他天草地区の教育振興に寄与するために必要と認めるもの。	(補助対象経費) 1 天草教育研究所の運営に要する経費 2 天草教育研究所の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	年度開始後速やかに		年度末	積立金現在高報告書	
		天草教育研究所天草部会	【天草教育研究所天草部会補助金】 1 教職員の専門的若しくは技術的な研究又は研修に関する事業 2 児童生徒の文化の振興に関する事業 3 児童生徒の体育の振興に関する事業 4 その他市長が必要と認める事業	(補助対象経費) 1 天草教育研究所天草部会の運営に要する経費 2 天草教育研究所天草部会の事業の実施に要する経費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		年度末		

事業等の名称	補助目的	補助対象者	補助対象事業等の内容	補助対象経費及び補助率又は補助額(限度額を含む)等	申請書提出期限 事業実施前	申請添付書類等	実績報告書提出期限 事業終了後速やかに	実績報告添付書類等	備考
教育研究推進校補助金	学校教育の充実及び教育力向上を図る。	1 文部科学省教育研究指定又は委嘱校 2 熊本県教育委員会教育研究推進指定校 3 天草市指定教育研究推進指定校 4 教育に関する研究事業の実施校等で、天草市教育委員会が必要と認めるもの	天草市教育委員会等が指定する教育研究推進校・幼稚園が実施する教育研究事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額					
学校教育研究委員会補助金	小・中学校の教育の充実及び振興を図る。	天草市学校教育研究委員会	1 学校教育に関する調査及び研究事業 2 学校教育の振興のための事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び備品購入費 (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施前		事業終了後速やかに		
中学校英語検定チャレンジ事業補助金	本市中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向上を図る	市内中学校に在籍し、英語検定を受験した中学生の保護者	英語検定試験を受験した生徒の保護者に対し、受験料の全額を交付(学校長が代理受領)する。	(補助対象経費) 英語検定に係る受験料の総額のうち、次の要件をすべて満たす経費。 ア 英検については5級、4級、3級、準2級、2級、準1級及び1級とする。 イ 年度のうち、英検については第2回又は第3回、GTECについては6月から12月までに実施される試験を対象とする。 (補助額) 受験料の全額	(保護者の申請によるもの) 受験終了後速やかに (校長の申請によるもの) 事業実施前	(保護者の申請によるもの) 1 受験を確認できる書類 (校長の申請によるもの) 1 委任状(学校止め) 2 受験者名簿	(校長の申請によるもの) 受験終了後速やかに	(校長の申請によるもの) 事業実績書	詳細については、「天草市中学校英語検定チャレンジ事業補助金交付要領」に基づく。
■ 生涯学習課									
青少年健全育成事業補助金	青少年の健全育成を図る。	青少年育成活動を実施する団体	1 市内に居住する青少年に対して次の各号のいずれかに該当する活動の場を提供する事業とする。 (1) 自然体験活動 (2) 芸術・文化体験活動 (3) 科学体験活動 (4) 社会奉仕体験活動 (5) 職業体験活動 (6) 地域間交流活動 (7) 異文化交流活動 (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当と認める体験活動及び交流活動 2 第1項に規定する補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助の対象としない。 (1) 補助対象団体以外の者が主催する事業への参加、スポーツや芸術等の鑑賞又は施設等の見学を活動の中心とする事業 (2) 参加する青少年が10人未満である事業 (3) 市による他の補助金、交付金(市からの補助金、交付金等を原資として交付される助成金を含む)を受けて実施する事業 (4) 学校の授業や行事の一環として実施する事業 (5) 参加者が把握できない事業	(補助対象経費) 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、材料費その他事業に要する経費 (補助額) 1 市内に居住する青少年のうち所属団体、居住地、その他特定の条件下にあるのみを対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、100,000円を上限とする。 2 市内全域の青少年を対象に参加者を募集して実施する事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、150,000円を上限とする。	事業実施前	団体に関する調書	事業終了後速やかに	1 参加した青少年の氏名、年齢及び居住地区が分かる書類 2 補助対象経費に係る領収書の写し 3 補助事業で使用したチラシ、ポスター及び資料等 4 補助事業の活動の様子が分かる写真	詳細については、「天草市青少年育成事業補助金交付要領」に基づく。
社会教育団体補助金	天草市の社会教育の振興のために活動する社会教育関係団体の運営を支援する。	1 天草市PTA連絡協議会 2 天草市地域婦人会連絡協議会 3 天草市青年団 4 天草市子ども会育成連絡協議会 5 牛深海洋少年団 6 天草市青少年育成協議会 7 天草市人権教育推進協議会 8 その他市長が必要と認める社会教育関係団体	総会、会議、研修会及びスポーツ大会の開催並びに各種大会の参加等	(補助対象経費) 1 社会教育関係団体の運営に要する経費 2 社会教育関係団体の事業の実施に要する経費 3 全国大会に出場する場合の交通費及び宿泊費 4 その他市長が必要と認めるもの (補助額) 予算の範囲内で市長が定める額	総会終了後速やかに		事業終了後速やかに		